



「(前略) 国土交通省と連携しながら、高齢者向けの住宅を計画的に整備し、介護サービスや生活支援サービスと連携を図っていくことが必要である。

具体的には、高齢者住宅について、24時間対応の定期巡回・随時対応サービス、訪問看護、デイサービス等の介護サービスを組み合わせた仕組みを広く普及することで、中重度の要介護者であっても、特養などの施設への入所ではなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことを可能とし、居宅介護の限界点を高めていくことが望ましい」※1。

上記は厚労省が取りまとめた「介護保険制度の見直しに関する意見」から抜粋したものです。厚労省としては、国交省と連携し、高齢者住宅と介護サービスの組み合わせを推進していく意向だそうです。そのことをもって、「居宅介護の限界点を高め」、「特養などの施設への入所」を緩和させるのだと。

ここで猜疑心を抱いてしまうのは、高齢者住宅と介護サービスを組み合わせるケアと、特養にみられる施設ケアはどう違うのかということに、自身としましては、答えが見出せないからかも知れません。財源や制度の根拠には大きな違いがみられるのですが、利用者の処遇についてはその違いが不明瞭です。そして、高齢者住宅と介護サービスの組み合わせによるケアは、在宅ケアに位置付けられ、介護サービスを利用していない間の利用者の処遇についての質の保証は制度上明示されていないのです。この点は「現状での高専賃では、質を担保しているのは居室の広さや整備、構造であり、運営には関与していない。今回の(介護保険制度)改正では、入居者保護やケアの内容に焦点を当てた質の担保が必要である」※2と白澤政和氏も述べられています。このようなケアの在り方を手放しに推し進めていくと、利用者の権利侵害等の問題が急増していく可能性も否定出来ません。

また、白澤氏は続けて述べられます。「(高専賃では) ヘルパーは、実質ケアワーカー的な同時に何人かを看るをえない側面が大きい。このような仕組みを、より健全で効率的な仕組みに変えていく必要がある」※2。これでは、利用者の処遇は施設ケアと何ら変化無ければいかりか、施設ケアでは入所中の生活全般の質が保証されているわけですから、それよ

りもより劣悪な生活環境に陥る危険性も有していると言わざるを得ません。

そして、こうなってくるとそもそも「在宅」とは何か？といったことを考えてしまうわけです。国語辞典等から引用しても、在宅介護は従来自宅での介護のことを指していました。そこから「自宅でない在宅」の概念が生じ、その後は「居宅」という言い回しが増えているように見受けられます。

今一度、この「在宅」や「居宅」の定義を厳密になすべきではないでしょうか。その答えは、実は、冒頭の文章にも見られます。「住み慣れた地域で安心して暮らすことを可能」にするために実施するのだと厚労省も言っているのです。

つまりこれからの「在宅」と「居宅」の定義上必要不可欠な概念は、「住み慣れた地域」の中にあることだと言えそうです。「住み慣れた地域」の中で成されないサービスは、在宅サービスでも居宅サービスでも無いと。独居高齢者と高齢者のみの夫婦世帯が急増している昨今、「住み慣れた自宅」から高齢者住宅に移り住むことは避けては通れぬ現実なのかも知れません。しかし、「住み慣れた自宅」での生活は諦めたとしても、「住み慣れた地域」における生活は継続していく、これこそが「在宅」及び「居宅」における定義の最後の生命線となるのではないのでしょうか。

私たちがそこを大切にしなければ、旧来の施設ケアのしかも負の部分ばかりを引き摺った形でのケアが蔓延してしまうかも知れません。利用者の住み慣れた地域性を度外視し、他の都道府県や市町村より高齢者住宅に移り住み、そこで介護サービスが提供されることが極力無い様注視する必要があるようです。

斯くの如く、介護保険制度改正における議論は利用者中心主義の視点では成されていないようです。利用者の生活は二の次であり、飽く迄財源論が主流となっているのではないのでしょうか。利用者を中心とした制度設計をしない限り、我が国の介護保険制度は、世界に名立たるものとは決してなり得ないでしょう。

兎にも角にも、高齢者住宅における利用者の処遇に対しては、その質の保証をしっかりと担保していくことが、地域包括ケアにおける最低条件となりそうです。

「高齢者の住まいについては、老人福祉法と高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「高齢者住まい法」という。）という2本の法律が存在している状況であるが、利用者にとって分かりやすい体系とすることが望ましい。一定の基準を満たした有料老人ホームと高齢者専用賃貸住宅を、サービス付高齢者住宅として高齢者住まい法に位置付け、これら

の住宅について、サービス内容の情報開示や入居一時金の保全強化等を図っていく必要がある」※1。

※1 社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」2010年11月30日 P.12-13

※2 白澤 政和氏『シルバー産業新聞』「ケアマネジメント 白澤教授の快刀乱麻」2010年12月10日

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

『まちづくりとしての小規模多機能ケア』

2010/12/23 12:00:00

[地域密着型サービス](#)

『まちづくりに繋がるコミュニティケアの実践④』

コミュニティケアの定義

(中島康晴)

「地域の要保護者を、
地域住民で支え合う行為である」。

※「地域住民」とは、フォーマル・インフォーマル如何を問わず、その地域に存在するあらゆる社会資源を含有したもの。住民主体の視点を重要視しているため敢えて、「地域住民」の表現にした。
※「地域」とは、高齢者や子どもが、徒歩もしくは自転車で活動できる物理的範囲を考え、自治会及び小学校区の範囲と考える。
※「支え合う」とは要保護者も状況に応じて「支える側」に回ることもあることを前提に考えてのこと。⇒「共生ケア」
※大切なはそのことを通して、
地域住民の福祉教育が成されること。
※あらゆる社会資源を活用して、
事業所の良好な運営を支えることにも繋がる営み。
(2007年2月現在の定義)

前々回よりコミュニティケアの具体的実践例をお示しした上で、その在り方を模索する作業を行っています。前回までは特にコミュニティケアの技術としてのケアマネジメントを通じた実践についてお話してきました。地域住民・商店・ボランティアを巻き込んだ利用者支援の実践です。この点について一つだけ補足しておきます。現実的には、インフォーマルな社会資源へのアプローチに敷居の高さを感じている方も多いのではないのでしょうか。本ブログでご紹介した2事例では、発掘・開発に成功した社会資源のみを挙げていますが、水面下では、門前払いを受けたことや、度外視されたこと、冷や水を浴びせられたことも多々ありました。私たちの経験則上では、約50%の成功率です。この数字を高いと思われるか低いと思われるのかは皆様次第ですが、少なくとも声をかければ2人に1人が協力して下さっていることを実感しています。そしてこれらの実践は、私たち専門職から声をかけない限り生まれることはありませんでした。その意味において、コミュニティケア実践の第一歩は、「声をかけることから始める」と言えるかも知れません。まさに、地域住民の家の扉を一つずつノックしていくことから始まると言えます。扉の向こう側には、

他者の生活に関心を持たない住民が住んでいるかも知れませんし、誰かの役に立ちたいとウズウズしている住民がいるかも知れません。確率は決して低くはないにもかかわらず、私たち専門職は声をかける前から、「どうせ・・・」と、諦めているのではないのでしょうか？専門職だけの力では利用者の生活支援が成し得ないこと認識し、地域住民へのアプローチを決して諦めない実践が今求められています。そして、その実践は確実に利用者の生活の質を高めることでしょう。協力してくださる地域住民はあなたの傍に必ずいます。成功体験を積み上げることで、地域の強みを引き出し、利用者が安心して暮らせるまちづくりに寄与していただければと願っています。

ここからは、ケアマネジメントに依らないコミュニティケアの在り方を考えていきます。2006年1月に長崎県大村市のグループホーム、2009年3月に群馬県渋川市の老人ホーム、そして本年3月に札幌市北区のグループホームで火災が発生し、多くの利用者が命を落としました。防火・消火における環境設備や避難経路の確保等、ハード面による対策は欠かせませんが、職員のみによる消火活動・避難誘導には限界があるのではないのでしょうか。特に夜間における対応は非常な困難を伴います。必要なハード面の整備を基調としながらも、災害時には地域住民からの協力が不可欠であると認識しているのです。「地域の絆」では、自治会の防災訓練時に、事業所の防災訓練を開催し、事業所における災害時の状況を地域住民に理解していただけるよう努めています。消火器を使った消火訓練では、事業所利用者・職員も参加させていただきます。この様な関係を積み上げていくことで、当事業所に災害ある時、何人かの地域住民は駆けつけて下さるのではないかと淡い期待を持っているのです。事実、緊急連絡簿をいくら整備していても、職員が駆けつけるよりも早く駆けつけることができるのが地域住民ですので、この点は是非協力を要請したいところです。自治会との同時・協働訓練を開催するために、私たちは運営推進会議の場を活用しました。実は直接依頼をかけた際、ある地域においてはあまり良い返事を頂くことが出来ませんでした。そこで、再度運営推進会議の場で、事業所の現状を切に説明し、了承に漕ぎ着けることが出来たのです。運営推進会議の場には、地域住民のみならず、利用者・家族・行政職員・地域包括支援センター職員・その他専門職が同席しています。その場で、依頼をかけると地域住民は断りにくい傾向にあるようです。少し姑息な手と思われるかも知れませんが、よく考えてみて下さい、地域密着型サービスは専ら日常生活圏域内の利用者にサービスを提供する類型です。地域住民もいずれ私たちの事業所の利用者となる可能性が高いわけですから、今のうちにしっかりと意見交換を行い共により良い事業所づくりを担っていただかなければなりません。それこそが、住民自治の実践に繋がっていくはずで

事業所における緊急時は、災害に限った事ではありません。例えば、「無断外出」「離設」等の「徘徊」も時間の経過とともに、利用者の生命をも脅かす緊急性を持っています。警察庁の調べては、「徘徊」によって年間905人の方が行方不明のままか、その死亡が確認さ

れています（2004年データ）※。「地域の絆」のある事業所では、ご家族の同意を得た上で、自治会の総会場で、「徘徊」により行方不明になるリスクの高い利用者の情報を公開し、利用者を見かけた方に事業所まで連絡をしていただく等の依頼を行いました。ただ単に、「徘徊」される利用者に困っているといったメッセージが伝わらない様、「徘徊」には無目的に歩き回るといった意味があるが、実際はそうではなくご本人なりの目的があって出歩かれていることを説明し、Aさんは家に帰ろうとされて出歩かれ、Bさんは仕事に行こうとされて外出される旨具体的に説明させていただきました。そうすることで、認知症の方に対する偏見を少しでも軽減させることが出来ればと考えたのです。利用者の安全確保の目的のみならず、認知症の方の生活を直接理解していただくことで認知症に対する偏見を低減させる試みです。総会や回覧板にて、利用者のお写真・外出の目的・歩いて行かれる方角等の資料を配布させていただきました。

その結果、利用者が一人で外出されているとその旨知らせに来て下さることや、利用者の手を引いて事業所まで連れてきて下さる方、話し相手をして時間を稼いで下さる方が日常的に見られるようになりました。私が事務所にいる際も、「回覧板に載っていたおばあさんが、あっちへ向いて歩いているよ！」と教えに来て下さることがあります。地域住民のあまりの手厚い支援に事業所職員が甘えてしまっている側面も否めませんが、今のご時世、介護職もこの程度のやすらぎを頂いたとて、罰は当たらないかな、とも思う昨今です。

※『キャラバン・メイト養成テキスト』NPO 法人地域ケア政策ネットワーク P.27 2007年8月

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

「理解」することの意味

2010/12/18 12:00:00 [社会全般](#)



2006年5月6日の私の手記には、ある方から叱咤された様子が書かれています。表題は、「『理解』すること」とです。次のような要旨が綴られています。

———最近の若い人は、言ったことをすぐに「理解」するね。簡単に「そうですか……。○○なんですね」と。しかし、真に「理解」しようと思えば、その様な反応にはならないはずだ。様々な考察を脳裏に張り巡らし、「うーん」と考え込むに違いない。物事は本来直ぐには「理解」に到達しない。

これはある著名な方とお会いした際、その方に仕事のアドバイスをいただける機会がありました。その時に彼がおっしゃられた助言に対して、「なるほど、よく分かります」と反応した際に彼が述べた言葉です。最近の若者は直ぐに分かりましたというが、本当に分かっているのか？そんなに浅い話をしているつもりはないのだが…、という意図で話されているわけです。言われた折、しまったと思い、その後自宅に帰って色々と考え込んで手記を残しておりました。

私は毎日の生活の中で、人と話した会話の中身や、新聞・雑誌・テレビの内容、様々な事象を観察する中で、気づいたことは手記を残しています。パソコンの「ワード」に入力し続け今や 400 頁に到達する勢いです。そして、時折ファイルを開いてパソコンの画面上で眺めるのです。今日はこの部分に目が留まった次第です。

前回のブログでお示したように、理解したことを示すには、理論や実践を自分の言葉で言語化出来ることが一つの指標となるようです。それが出来なければ「分かった」とは言えないはずです。その為には、多忙を極める実践の中で原点を忘れたままでは非常にまずく、立ち止まり深慮する実践が強く求められます。

「たとえば、学生から『分かっているんだけど、言葉では説明できないんです』と言われることがある。世の中には言語化しにくい理解ももちろんあるのだが、私の授業では言語化できることしか教えていないので、『それは分かっていることだよ』と言う。学生は不満そうな顔をする。

そこで、受講生全員に対して、私の授業では次のようなことができたときに『分かった』とみなすということを説明することになっている。

- ◇その定義を言えるようになる（丸暗記でも OK）。
- ◇その定義を自分の言葉で言い換えられるようになる。
- ◇その定義にあてはまる例と例外を区別できるようになる。
- ◇その定義の例を自分で考えられるようになる。

『分かった』ことをここまで具体的に定義すると、『分かっているけど説明できない』と主張する学生はいなくなる」※。

近ごろ、人前で話す機会や職員の指導・教育場面が増えています。学び手に「理解」をしてもらうことの責任と難しさを痛感している毎日です。その折に、改めて「理解」することの定義と意義を再確認したのが今日のブログです。

学びは本来非常に奥深きものです。であるからこそ、学び手と同時に、教え手の責任は更に重大です。「分かる」ために、教え手は学び手に如上の観点で「理解」させる必要があるのですから。

そして、その責任の帰すところは、学び手と共に教え手にあるのです。

※島宗 理氏『インストラクショナルデザイン 教師のためのルールブック』米田出版
P81-82 2007年6月

コミュニティホーム仁伍正面玄関



グループホームでは、ユニットごとに玄関が設けられています。生活の中で最低限必要な段差は、敢えて残しているのが特徴かも知れません。

風致地区なので、緑がたくさんあり、癒される空間となっています。



ユニットの名前は、「楽♥楽」と「遊々」に決定です。



[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

[<< 前へ](#)

[次へ >>](#)

Page 33 / 57

帰納から演繹への狭間で

2010/12/11 12:00:00 [社会福祉](#)



非常勤講師先の大学や、専門職教育の場で最近よく口にすることがあります。おそらく自身の中だけの一種の流行なのかも知れません。

「その人らしさの支援」、「尊厳を保持した支援」、「利用者本位の支援」、「生活支援」、「自立支援」、「権利擁護」等々。認知症ケアの場面のみならず、対人援助職における現場では、如上の言葉がよく使われています。実践において重要なのは、これら煌びやかな言葉を目の前の利用者に対して体現していくことにあるのですが、そのためにはまず、この抽象的用語を実践レベルの言葉に置き換えることが求められるはずです。しかしながら、実践現場ではそれが成されていないのではないかと問いかけているのです。

奥川幸子氏によれば、自らの実践を言語化できる専門職は「第4段階」の中で「第3段階」の専門職※1と位置付けられているように、自らの実践を自らの言葉で言語化する作業が専門職には求められているはずですが、どうもそのことが現場では促進されていないよ

うに見受けられます。

「その人らしさ」とは一体何か？「尊厳の保持」とは目の前の利用者にとどのようなアプローチをとることを指すのか？「生活」とは何か？「自立」とは？このような設問に答えられぬ以上、その実践は絵に描いた餅でしかありません。前職の尊敬する上司の言葉をお借りすれば、それはもはや「言葉の遊び」に過ぎません。「その人らしさの支援」をしますと意気込むだけで、何かそれに近づけたような、それが実践されているような気になっているだけでは、専門職として哀しいものが積み上げてきます。

少し別の視点でよく申し上げているのは、ソーシャルワークや、ケアマネジメントについても同様のことが言えるわけです。私が大学生の折、同級生がソーシャルワーク実習に入っていました。その時彼は、実習指導者であるソーシャルワーカーに、「ソーシャルワークって一体何だと思われませんか？」と問うたのですが、返ってきた答えは「よく分からないんだ」、といったものでした。ソーシャルワークをよく分からずに、ソーシャルワーカーとして仕事をしている人々が当時は多くいたように覚えています。十数年経った今ではどうでしょうか。ケアマネジャーに、「あなたにとってのケアマネジメントは何ですか？」と問うて、期待出来る答えが返ってくるでしょうか？以前のことで、同様の質問を自法人のケアマネジャーにしたところ残念ながら期待すべき答えは返ってきませんでした。

若輩浅学の私です。正しい答えを持ち合わせているわけでは断じてありません。また正解がないのがこの仕事の醍醐味であることも認識しております。問題なのは、自分たちが大切にしているものは何なのかを認識した上で、その実践レベルにおける定義を自らの言葉で言語化していないことにあります。奥川氏いわく、それを福祉専門職以外の領域の方にもわかりやすく説明できるほどに※2。

前出の上司に夕食をご馳走になる機会がありました。もう彼此 1 年ほど前のことです。その際に如上のような話に発展しましたが、「昔の人間はそれが言語化できていた」と彼は仰っておられました。つまり、認知症ケアの走りの時代、現場で利用者のために懸命に実践してこられた諸先輩方が如上の理念型の言語を作り出したのであり、その当時は当然の如く、その言葉の意味を説明することが出来たはずだということです。自らが作り上げた言葉を説明できない者はいないと。

若輩にとっては、非常にためになるお言葉でした。認知症ケアや対人援助職における現場は、今や帰納から演繹に向かう道程であることが理解されたのです。

帰納とは、個々の具体的実践から一般的に通用する理論・法則を導き出すことを言いま

すし、演繹はその逆で、一般化された理論から特殊な理論を推論し説明することを指すことが謳われています。

それら理念型の言葉は、1990年代以前に現場の実践の中から帰納的に創出されたものなのでしょう。そして時代が流れた昨今、その帰納の過程を知らぬ世代が第一線の現場を担っているため、抽象的用語は実践レベルに言語化されることなく絵に描いた餅として機能し始めているのではないのでしょうか。私たちは、今一度、諸先輩が構築された「その人らしさ」や「利用者本位」、「尊厳の保持」、「生活支援」といった抽象的言語を実践レベルに落とし込む演繹的作業を実践する必要があります。

これも元上司の言葉です。「先輩が構築した理論を、全く進化させずに活用するだけであれば、それは盗人猛々しい行為である」。現在私たちが実践現場で活用している理論は、百数十年に渡って諸先輩方が実践の中で蓄積されてきたものです。それを実践に生かし、そして活用する中で、更に熟成させ、それを後進に受け渡していくことが専門職としての社会的責務なのでしょう。逆説的に言えば、理論を全く知らずに実践している者は非常に“罰当たり”なことをしているとと言えます。

「その人らしさの支援」「尊厳を保持したケア」「利用者本位」を自明の如く掲げ実践している私たちですが、その言葉を今一度実践レベルの言葉に、自らの言語として落とし込むことが今強く求められているのではないのでしょうか。

——「介護福祉の専門性を考察するためには、二つの視点がある。一つは理論から考察する場合である。つまり介護福祉の専門性とは何かの問い（定義：理論）から演繹的に見ていく方法である。二つは実践の場から実証的に見ていくこと、帰納的に見ていく方法である。すなわち帰納的方法とは、一人の生活の事柄をよく見る。そして他の事例から共通の因子を見いだして法則性を見いだすのである。学問はこの両者を併用して構築するのである。すなわち理論は実践の場で生かされなければならない。一方実践は理論的な根拠（エビデンス：evidence）をもって行われる。つまり専門性は理論と実践は統合的になることで裏付けされる」※3。

※1 奥川幸子氏『身体知と言語 対人援助技術を鍛える』中央法規 P448-572 2008年8月

※2 奥川幸子氏『身体知と言語 対人援助技術を鍛える』中央法規 P454 2008年8月
「臨床実践のダイナミクス（目に見えない、かたちにならない世界）を根拠だてて映像的に言語化でき、異なる職種や領域への伝達が可能になる」

※3 日本介護学会記念講演「介護福祉における専門性」—生活自立支援から—
浦和大学客員教授 黒澤 貞夫氏
社団法人日本介護福祉士会ニュース Vol.84 (2008年2月15日金) より

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

信頼の絆と便利さの関係

2010/12/04 12:00:00 [社会全般](#)



最近ソーシャルキャピタルの著書をよく手にしています。東北大学の著名な先生のご講義を受けて以来、自身の実践に照らして鑑みると頭から離れぬ概念となっているからです。

ソーシャルキャピタルはよく、社会関係資本と訳されていますが、人と人との絆や関係を資本と見立ててそれを増強することを目的として使われているようです。

人間生活における豊かさは、経済的指標のみでは測れません。懐が温まれば、人の生活が豊かになるわけではありません。人の生活が豊かになるためには、経済的自立のみならず、健康・文化・社会関係・生活技術・信教・政治等の分野における自立が不可欠であることは自明の理です。つまり、経済的な豊かさは、人を幸せにする一つの手段に過ぎないのです。おそらくは、人の豊かさを図るもう一つの全く違った指標としてソーシャルキャピタルは存在するのでしょうか。だからこそ、私はその魅力に取り憑かれているのかも知れません。

写真は、法人本部の所属する仁伍町内会のあるゴミステーションで思わず撮影したものです。いわゆるゴミ捨て場に、ゴミ出しにやってくる住民の心を少しでも安らげて差し上げたいとの思いからお花を植えておられます。お花を植えるのみならず、その前に掃除をし雑草を刈っているのです。これは誰に頼まれたわけでも、決まり事でもありません。住民が自らのご意志で、行動されているのです。素晴らしい取り組みだと思いませんか。心が温まりませんか。豊かな気持ちにならないのでしょうか。この様な素敵な取り組みが皆様

の地域の中にも沢山あるはずですが、私たちは忙しさの中で、その豊かさを感じることなく生活しているのかも知れません。このような豊かさに目も触れず、また重要視せずに私たちの生活は成り立ってはいないでしょうか。このような行動はお金にならぬ取り組みかも知れません。が、このような豊かさを大切にせずして、私たちは本当に幸せになれるのでしょうか。私たちが生きていく上での豊かさは、実は身近なところに沢山あるのです。そのことを把握し、理解する。そしてそれを増強していく取り組みがソーシャルキャピタルなのだと言われながら理解しているところです。

12月1日にコミュニティホーム仁伍が開設しました。近頃は便利なもので、入り口とトイレの照明はセンサー式になっています。ご存知の通り、来客があればセンサーで明かりがついてくれます。私も夜間出退社する際に助かっています。一方で、隣の地域福祉センター仁伍の玄関にはセンサーが付いていません。向永谷も宮浦西もそうですね。

センサーが付いていないセンターでは、来客時職員さんが気を利かせて電気をつけて下さいます。センサーが付いていないからこそ、そのような気配りを図ろうと思いがち行動するのでしょうか。では、センサーが付いてしまったらどうでしょうか。ひょっとするとそのような配慮は埋もれてしまうかもしれません。そのようなことの無いようコミュニティホーム仁伍の職員さんには期待を寄せたいと思っております。

同じ原理で企業では、わざと自動ドアを設置していないところもあると聞きます。手動にして、従業員の方が絶えず気配りをして開閉するのだそうです。それが人間関係の信頼の絆を醸成するのでしょうか。これはビジネスモデルの発想かも知れませんが、この取り組みはおそらく直接収入には結びつかない実践であると言えます。その点においては、ソーシャルキャピタルにおける実践のヒントにもなり得るかも知れません。

如上のように私たちの生活は便利になりました。しかし、決して豊かにはなっていないように見受けられます。経済成長を成し遂げて便利になることのみをもって、私たちの生活が豊かになることはありません。それは手段であって目的ではないからです。

地域の中で誰もが排他・排斥されない地域社会。困っている方をお互いに支え合える地域。上記事例のように地域住民が豊かな取り組みをしている際、それを認識し、感謝し、増強し合える地域。そのような地域の絆を紡いでいくことが真の豊かさに繋がるものと信じている若輩です。

実は、ごみステーションそのものが地域住民の手作りです。



地域住民手作りのゴミステーションだからこそ、皆さんで大切にされているのではないかと私は考えています。補助金で業者に委託して作ったゴミステーションであれば、このように大切にされないのかもしれませんが。

このゴミステーションは地域の誇りです。私はそう思います。住民の方にも是非そう感じていただきたく存じます。

このような些細なところに幸せは存在します。



どなたが考え取り組みだしたのか……。私はこういったことに幸せを感じる人間です。皆さんはどうですか???

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

始動するコミュニティホーム仁伍への思い

2010/11/27 12:00:00

[地域密着型サービス](#)



11月27日(日)の17時よりコミュニティホーム仁伍懇親会が執り行われました。参加

者数は 35 名。地域の皆様と当法人職員・役員の皆様との交流促進の良い場となりました。

新たに拠点を開設する際当法人では以下の視点を大切にしております——。

①開設の 1 年ほど前より地域住民に対する説明会を開くこと、②竣工後には、地域住民と専門職を対象とした見学会を 2 日開催すること、③開設前には、地域住民を対象とした懇親会を開催すること。

①については、地域福祉の拠点・まちづくりの拠点をつくるわけですから、施設をつくる前から地域住民との協働の視点は欠かせません。ですので、建設工事を着工する遥か以前計画が定まった時点において、地域住民へのアプローチを私たちは開始しております。地域福祉活動は、開設する以前から既に始まっていると捉えての実践です。②は、①の状況から常日頃関心を持っていただいている地域住民へのご案内と、フォーマルな社会資源として専門職に認識していただくことで、当事業所の機能と整合性あるニーズをお持ちでいらっしゃる利用者と繋がることも目的としています。

そして③。利用者に利用していただく前に、常日頃からお世話になっている、またこれからお世話にならなければならない地域住民にまずは施設を利用していただくという試みです。いかなるお店でも、初めて入るのには勇気がいるものです。しかし、一度入ったことのあるお店は敷居が低くもなりますので、当ホームにおいてもそのような認識を持っていただくための催しでもあります。かつて、ある地域で拠点を開設した際、その懇親会の場で自治会長に「あんたと知りおうてから、もう 1 年は経つとるなあ」と笑顔で言われたことがあります。当法人ではそのような開設の方法を取っているのです。

当法人の各拠点における地域福祉活動の対象圏域は、自治会を基盤として小学校区までと捉えておりますので、懇親会の際は自治会住民にお声掛けをさせていただきます。実情の把握が十分に出来ていない地域における新規開設に際しては、自治会で何らかの役職をされている方にご案内をさせていただきます。一定の法則性をもった声掛けの方法でなければ、案内を出す方・出さない方の選定方法に主観が入り、その理由を問われることもあるかも知れません。また、案内を出す範囲においても、ある自治会には案内を出し、ある自治会には出さないといった根拠が示せない際は注意が必要です。そうであれば、一層のこと小学校区内の自治会全てに案内を出した方が良いでしょうにも思われますが、それでは恐らく人数が多すぎます。結果として、開設地域の自治会役員の皆様に案内をさせていただくことになるわけです。無論、地域の実情に応じて、説明のできる範囲で、臨機応変な声掛けも行っていきます。例えば、開設に際して大変お世話になった住民の方々や、これからお世話になるであろうの方々。大事なことは、なぜあの人を呼んで、あの方は呼ばないのか、と問われた際に一定の説明ができることにあると私は理解しています。事業所にとつ

でも地域にとっても大切な会です。無造作に案内を出すことの無いよう心を込めて対応を行っております。

懇親会のメニューも、地域の方が恐縮されない程度の家庭的なものを選んでおります。もちろん、飲酒を含めた楽しい食事会です。幾つかの地域で開設すれば、好まれるお酒の種類も地域によって様々です。発泡酒は飲まないという地域もありますし、焼酎よりも日本酒を好まれる地域もあります。また地域住民との距離感によって食事の内容も変わってきます。この度のコミュニティホーム仁伍では、お鍋を提供させていただきました。親密度の低い者同士が始めからお鍋をつつくことには若干の抵抗があるやもしれません。しかし、ここ仁伍町内会では、4年間の地域福祉センター仁伍での実績がございます。地域住民との親密度はそれ程低くはありませんので、この度はお鍋にさせていただきました。この様に、親密度の変化によって活動の内容が変遷して行くのが地域福祉活動であると私は強く認識しております。

また、日程や食事・お酒の内容、参加者名簿、席順等を自治会長や住民と話し合いながら懇親会は準備されていきます。建物（ハード）が出来て地域福祉活動が始まるのではありません。建物をつくり、事業を立ち上げる職員の姿勢と志（ソフト及びハード）がまさに、地域福祉活動を促進させているのです。

緊張感はありましたが、意外に慣れていらっしやる自己紹介でした。



もちろん2次会も開催致しました！中途半端には帰れませんものね！？



優秀な指導者の下で優秀な人材は育つのか？

2010/11/19 12:00:00 [社会全般](#)



新規事業を展開する当法人では、今が新規採用面接のラッシュです。その際、応募して下さった方々から何度もお聞きした話の要旨に、経験豊富な指導者がおらず十分な指導を受けていない、ここでは自分が成長しない、と思ったので当法人の採用面接に応募したといったものが多く存在しました。

その様にお話しをされた方には透かさずに次の様に質問しています。「そうですか、それは大変でしたね。ところで、ご自身はその間専門書を何冊手に取られて読まれましたか？独自にどのような研修を受けて来られましたか？」。残念ながらそれに対する多くの答えは、自己研鑽の実践が皆無であることが殆どでした。追い打ちをかける様に思わず嘯いてしまいます。「それでは、経験豊富で優秀な指導者の下にいても、その方の指導を十分に受け取ることにはできませんよね」。

学ぶことは、教え手の問題であると同時に、学び手の問題でもあります。インストラクショナルデザインの様に、教え手の専門性を高める視点に立てば、学び手が正しいという原則に立って実践することが求められる訳ですが、学び手が自らの動機を高めて強く学びたいと思い行動しなければそこには限界が生じるはずで

優秀な指導者が、優秀な実践者を生み出すのではなく、優秀な学び手が、優秀な指導者を上手く活用出来た際に、その才能を開花させているようにも思われます。指導者が凄いというのは間違いありませんが、その方について才能を開花させた学び手は更に凄いのだと私は認識しております。先生も凄いのだが、それに応える生徒はもっと凄いのだと。

昨日たまたま見ていた NHK の番組を見ながらその様なことを思い出しました。競泳日本代表ヘッドコーチの平井伯昌氏は、専門外の体験や知識を選手に伝えるのだそうです。マネジメントの本を選手に読ませたり、美術館の絵画鑑賞に連れて出かけたり、大人の集まる会に連れて出る等。平井氏いわく、競泳選手なので競泳のことだけを考えていればそれ

で良いというわけではなく、様々な経験と競泳を繋ぎ合わせて考えることが出来る選手が強くなる。競泳と関係ないことは一切しないと云った選手は強くなれないのだそうです。

学生から社会人になり、競泳に必要な体力や技術は向上するが、それだけでは結果が出せないと平井氏はおっしゃられていました。それとは違う分野の出来事を自ら分析して、それを競泳のヒントに繋ぐことが出来る、その様な選手が伸びるのだと。著名な北島選手も然りで、競泳以外の様々な分野の人たちと交流しながら、それをただ単にプライベートだと競泳と分けて考えているわけではなく、その経験を競泳に生かして結果を出しているとおっしゃられるのです。その様な応用力が彼にはあると。

つまり、学び手に如上の応用力がなければ、どの様な指導者の下であっても多くを学びとることは出来ないでしょう。

しかし、応用力はどの様に身につけるのか？その第一歩は、目標に向かって信念を持って歩んで行こうとする志の高さにあるような気がしています。今は出来ていない、しかしいつかは到達したい。だからこそ、今を懸命に自己研鑽している志。いつかきつこうなりたい、だからこそ毎日を投げ出さずコツコツと積み上げている実践。その飽くなき向上心と、志が学び手に応用力を身につけさせるのかも知れません。

優秀な指導者が、優秀な実践家を生み出すのではなく、優秀な指導者のもとには、志の高い実践家が集まるのです。

※『仕事学のすすめ』『人間力を高めるコーチング』第3回 ほめずに育てるコミュニケーション術」トランスレーター：勝間和代氏 語り手：平井伯昌（ひらいのりまさ）（競泳日本代表ヘッドコーチ）

本放送 11月18日 PM10時25分～PM10時50分（教育テレビ）

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

言葉の重みと発言の難しさ

2010/11/17 12:00:00 [社会全般](#)



ある大臣の発言をめぐって、野党より猛烈な批判が巻き起こっている今日この頃です。実はあの発言の場に自身は立ち合っておりましたので、色々と感慨深く勉強になる側面もありました。

発言の内容自体は、国民感覚からして許し難いものでしたし、こんなこと言ってもいいのかな？、と不安感を持ちながら話を伺っておりました。発言内容が不適切であることは自明の理です。

私が勉強になったと感じる側面は、それが例えどのような状況であったとしても、その発言は独り歩きし、取り上げられるといった事実にあります。そもそも発言とは、一方的なものではなく、受け手との相互作用によって成立するものです。受けて度外視の一方的な発言をする政治家はいないでしょう。よって、その場の受けての雰囲気によって発言者は発言を変えてしまう傾向があるわけです。久しぶりの地元に戻られて、多くの支援者を目の前にした際、それが“冗談”として許される空気があり、その場で発した言葉であっても、その言葉は独り歩きし、別の場所で取り上げられます。それが言葉の重みであり、発言に対する責任なのでしょう。

特に人前で話すことの多い講師業に従事する者は、自戒の念を持って如上の問題に触れる必要があります。かつて、前職における大恩人より、「お前は人前で話すことの重要性を理解していない！」と叱咤されたことがありましたが、まさにそのことを自覚せずして人前での発言は許されないのでしょう。

福祉教育や啓発活動を担うことのあるソーシャルワーカーの実践においても、そのプレゼンテーション能力が不可欠であると言われていています。人前で話すことの多い私たちも、自分の発言に責任を持たねばなりません。

自分の発言に責任を持つとは、その発言が独り歩きしても、別の場で取り上げられたとしても、その正当性が説明できること、そのような発言をすることではないでしょうか。自身の信念に基づいて、自身が正当性のあると考える思いを吐露すること、そしてその結

果に責任を負うことを決断して発言することが、言葉の重みに繋がるのです。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

[<< 前へ](#)

[次へ >>](#)

Page 34 / 57

「普通」親と個別化の原則

2010/11/15 12:00:00 [社会全般](#)



F=P=バイスティックの「バイスティックの7つの原則」における第一の原則が「クライアントを個人として捉える」です。当法人の経営理念に掲げている憲法13条においても個人の幸福追求権が謳われていますし、ソーシャルワーカーのミッションとも言われている権利擁護における要諦は、個人の尊厳保持の支援であり、自己決定の尊重であると認識しています。

その人なりの幸福を一体だれが判断するのかなどは自明のこととして本人が決定すべきものです。クライアントの問題はクライアントにしか解決することが出来ないものであり、私たちはそれを傍で支援・調整する役割を持つに過ぎません。

このようなことを整理すれば、対人援助職にとって最も大事な視点は、クライアントの個別の価値や思いを大切にすることであると言えそうです。では個別化の対義語は何でしょう？おそらく画一化がこれに当るのではないのでしょうか。しかしながら、私にはもう一つ注視したい言葉があります。「普通」や「常識」という言葉。

私の中にある「普通」や「常識」の定義は、100人いれば100通り、1,000人いれば1,000通りのそれがあるとの認識です。理論的・科学的に1億2千万人の「普通」や「常識」などは存在しません。であるにも拘らず、なぜ人は必要以上にそれに捉われて生きているのか？また、それは誰にとっての「普通」や「常識」なのか？といったことを10代の頃よ

り私は悩み考えてきました。この度は次の記事を読んだ際、そのようなことを思い出しました。

「(大学では) 最近では友だちと一緒にないと食堂で昼食をとれない学生が増えている。ランチメイトを確実につくるため、昼休み前後の授業科目が友だちと同じになるようにカリキュラムを組む学生も目につく。一人で食べるのがつらいのではない。一人で食べているところを知人に見られるのがつらいのである。

一人でいる人間には価値がない。

若者たちの間にはそんな見方が広がっている。自らの生活の充実にとって、個人的な能力や経済力より人間関係の方がはるかに重要と考えている。個々人が内面に持ち合わせている知識や技能、道徳性や倫理といったものではなく、どれだけ豊かな人間関係を持っているかによって、人間としての価値が決まるという発想である。

人間関係を偏重し、過剰と思えるほどの価値をそこに見いだすようになったのは、比喩的に言えば、人間関係の自由市場化(流動化)が進んだからである。人間関係上の制度的な拘束力が弱まり、自らの意思に反した関係に縛られることが減ってきたからである。(中略) 制度的な枠組みがかつてのように関係を保証してくれなくなったということでもある。

(中略) 人間関係は、自己責任のもとに個々人がゼロから構築しなければならないものになっている。

(中略) 安定した物差しを見失った人々は、それに代わって他者から受ける肯定的な反応、すなわち自己承認によって、自らの価値判断や行為選択を正当化しようとする。しかし、他者の評価次第で自己が大きく揺らぐということは、その肯定感の基盤が不安定なっていることを意味する。常に内面に不安を抱え込み、それを打ち消そうとさらに人間関係に埋没せざるを得ない」※。

如上の発想に加え、つまり、人間関係への過剰な偏重は、「普通」や「常識」への帰属意識もその要因であると認識しています。人から後ろ指を指されたくない、人間関係において孤立したくないという意識は、「普通」や「常識」からはみ出したいくないという思いの表れであり、そのことに対する恐怖や不安に対する行動に整合性が見られます。

「普通」や「常識」は誰のためのもののでしょうか？障害者の「常識」ですか？認知症高齢者の「普通」でしょうか？子どもたちの考えがそこに反映されているのでしょうか？否、そうではないようです。

例えば、先ほど私は「1, 000 通り」と表現した際、3桁でコンマを入れていますが、日

本語を基調に考えればこれは4桁でコンマを入れた方が合理的と言えます。しかし、3桁コンマの表記が基盤となっているのはイギリス語を基調とした発想によるものでしかありません。このように社会の「常識」や「普通」は多数派のそれではなく、万人にとっての代物ではないことが至極当たり前のこととして理解ができそうです。

であるならば、私たち対人援助職は、社会の「普通」や「常識」とは、猜疑心を持ち一定の距離を置いて実践することが求められるのでしょうか。そして利用者の価値やその思いを第一義に援助活動を実践しなければなりません。それが、「個別化の原則」であり、パーソンセンタードケアであると私は認識しています。利用者の価値や思いを大切にすることは、生活や人生における様々な判断を利用者にさせていただく支援をすること他なりません。

この様に、「個別化の原則」や権利擁護の実践には、社会にある一般的な価値・意識と対峙することが求められているのです。しかし、その道のりは決して平坦なものではありません。

※筑波大学大学院教授 土井 隆義氏 中国新聞 2010年10月24日
サンデーオピニオン 『ひとり』が怖い若者たち 人間関係の流動化重荷に

朝6時の羽田空港 第二ターミナル



過日は、東京に出張後の翌日、広島市内の研修に間に合うように、朝一番の飛行機で羽田から広島まで空の便を活用しました。

驚いたのは、朝6時でもこの人の多さ。この人たちは毎日このような生活をされているのでしょうか？地方都市に長らく住んでいる人間にしてみれば非日常的な空間に感じてしまいました。

この光景を見ながら色々と感慨深いものがありました。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

『まちづくりとしての小規模多機能ケア』

2010/10/25 12:00:00

[地域密着型サービス](#)

『まちづくりに繋がるコミュニティケアの実践③』

「多くの問題」を抱えている利用者支援に活用した
インフォーマルな社会資源の例

サービス内容	提供頻度	提供者
お話し相手 家族間の意思疎通支援	週に2回	近隣住民 【社会福祉協議会 登録ボランティア】
散歩支援	週に2回	
軽微な家事支援 (吸引機のセッティング・ 荷物の移動等)	週に2回	

前回ご紹介した独居高齢者 70 代女性の事例では、庭の草取りと、畑の菜園活動も地域住民に協力を要請しました。家の目の前に畑と庭があり、お元気な折は、庭の手入れと畑の菜園活動はご自身でされていた方です。認知症となり、体が思うように動かなくなったことで、庭と畑の手入れが困難な状況となっていました。夏になって庭と畑に雑草が生い茂る状態となった頃、当事業所や近隣住民、地域包括支援センターに何とかして欲しいと再三再四連絡があったのですが、金銭的に余裕はなく、かといって、小規模多機能型居宅介護（以下「小規模」）の職員で草取りの対応をする余力もありませんでした。

そこで、計画作成担当者が、ご本人と関係のある地域住民や近隣住民に協力を要請し、庭の草取りと畑の菜園活動が始まりました。協力者は、買い物時の身守り支援でご協力いただいていたコンビニのオーナーと、日々の身守りを依頼していた民生委員、近隣住民の総勢 4 名の方々です。遠方に住んでいらっしゃるご家族が、活動に必要な道具・畑の苗を買い揃えて下さり、曜日毎に当番を決めました。無論、家の敷地に入っただけの活動ですので、これは、定期的な身守り活動やお話し相手の活動にも繋がる実践です。庭と畑は蘇えり、庭と畑を何とかして欲しいというご本人からの連絡はぱったりと無くなりました。

ご周知の通り、介護保険制度では、庭の草取りや畑の菜園活動は、制度上の実践としては位置づけられていません。しかし、利用者の生活支援を鑑みると、これらの実践は利用者の生活に無くてはならない取り組みであったと言えます。制度や政策は、その立案・設計上、対象者やサービス内容における一定の標準化や画一化は否めないのが現状です。制度・政策は、個別のオーダーメイドではありませんので、そこには必ず“穴”があります。つまり、制度・政策には限界があることをしっかりと認識した上で、それを補っていく実践が求められているのです。コミュニティケアの実践はそれを補う一つの方策であると言えるかも知れません。

続いてもう一つの事例をご紹介します。要介護 4（障害老人の日常生活自立度 A1・認知

症高齢者の日常生活自立度Ⅱa) の 70 代男性で、要支援の奥様と、障害のある娘さんの 3 人家族でした。その他の身寄りはいらっしゃらない状況でした。いわゆる多くの問題を抱えていらっしゃる世帯です。また、事情あって、事業所から車で片道 30 分ほどの所に住んでおられ、こまめな訪問が難しい状況にありました。この方の支援にもインフォーマルサポートの必要性を感じ、計画作成担当者が、その実践を試みました。

今回は、当事業所から車で 30 分離れた地域ということもあって、事業所独自のインフォーマルなネットワークは皆無の状況でしたので、地元の社会福祉協議会（以下社協）に地区ごとに登録されている地区担当ボランティアさんに声をかけさせていただくことから始めました。社協の担当者に依頼し、ご協力いただけそうな方に事前に当たりを付けていただき、社協担当者立ち会いのもと説明会を開催し、ご協力していただきたい事項の目的と内容について、計画作成担当者が説明をさせていただきました。小規模だけでは対応困難な以下 3 点の課題が現状として存在し、その内の 1 点だけでも引き受けて下さる方がいらっしゃればと計画作成担当者は説明を続けました。

①言語及び嚥下障害があることで、ご家族間で意思疎通が困難となっておりその仲立ちや見守り、家族構成からも軽微な家事支援が必要なこと。②ご本人の大切な日課に散歩があり、事業所来所中は、職員の見守り・一部介助によって、事業所近隣を散歩しているが、自宅でも散歩の要望があり、時折一人で自宅周辺の散歩をされ転倒の危険性があること。③吸引機による自己吸引はできるが、吸引機のセッティングが困難であること。

説明後、一人の方が協力してもよいと名乗りを上げて下さいました。この方はご高齢（女性）の方でしたが、長年介護の仕事に従事した経験のある方でした。私たちとしましては、①のサポートを引き受けて下さる方が一人でもいればと説明の場に臨んだのですが、介護経験者ということもあり、①～③にご協力いただけることとなったのです。

②については、活動を開始する前にカンファレンスを開催し、訪問リハビリテーションの担当理学療法士とボランティアを担当して下さい方、当事業所計画作成担当者・職員とで、散歩支援をする際の支援方法、支援内容、留意点を定めることにしました。どのような方法で、どこからどこまでの範囲であれば、ボランティアでも散歩支援が可能であるのかを専門家を交えて合意形成を実践したのです。

また、ボランティア担当者の不安を解消するために、ボランティア活動ノートを活用し、活動内容に対する助言や、不安に対する励ましを計画作成担当者が行いました。初期のノートには、「不安でいっぱいだ」「いつまで続くか分からない」といった活動に対するマイナス要素の記述が多く見られていましたが、活動が継続されるにつれて、「ここに来るのが

楽しい」「人の役に立つことが嬉しい」といったプラス要素の表記に変わって行きました。

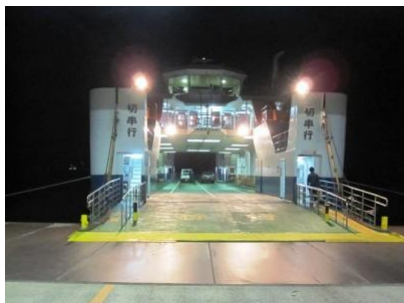
後半事例の要点としては、①地域には必ず、素晴らしい資源があるということを専門職がしっかりと認識することが重要であること、②その地域でインフォーマルなネットワークを有しているフォーマルな社会資源（今回の事例では社協）を有効に活用して、間接的に、インフォーマルな社会資源に接近することも有効であること、③インフォーマルな社会資源を発掘し、利用者支援に結びつけ、それを維持・継続・発展する過程には、専門職のコーディネート力が不可欠であること、④小規模以外の専門職にもチームに加わってもらい、インフォーマルサポートにおけるリスクを軽減させること、以上の重要性を示唆してくれていると受け止めています。

前回よりご説明した 2 つの事例は、コミュニティケアの技術としてのケアマネジメントを活用したコミュニティケア実践でした。次回からは、もう少し広い視点で、コミュニティケアの実践を捉えてみたいと思います。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(4\)](#)

「豊かさ」に対する憧憬

2010/10/17 12:00:00 [社会福祉](#)



広島県社会福祉士会のキャリア形成訪問指導事業にて、廿日市のデイサービスセンターにお伺いしてきました。職員さんの熱心でかつ前向きな姿勢に触れ、当法人も頑張っ行ってかねばならぬと戒めとなったのと、この仕事の素晴らしさを再確認した次第です。貴重な経験に感謝申し上げます。

その後、フェリーで江田島に移動しました。実は車でフェリーに乗ったのは、記憶に残っていない幼き頃以来のことです。宇品より三高行きに乗る予定が、3分遅れで乗り遅れたため、切串行に乗って江田島内を車で飛ばしました。19時20分発の宇品・切串のフェリーは、思った以上に乗客が多く50名~60名ほどの方が乗船されていたと思われます。乗船時間は25分。車で移動することを考えると、本を読んだり、PCで仕事ができるため、時間を有効に活用することができます。それに、普段見慣れぬ海上風景。キョロキョロ船外を

見渡していたのはどうやら私一人だったようです。皆様、常客なんですね。本フェリーは確実に、人々の社会生活上欠かせぬ社会資源であることを実感致しました。

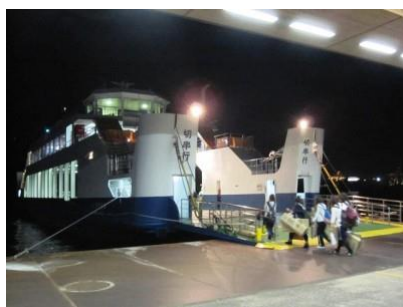
江田島にお住いの方々と夜はお食事をさせていただきました。一献酌み交わす中、心に留めるお話を伺うことが出来ました。その方は長らくお店を営まれているのですが、高齢者が行き場なく毎日誰かが店に訪れるそうです。無論お客ではなく、腰を掛けて話をするだけの訪問者。訪れる高齢者は口々に言われるそうです。「昔は沢山行き場所があったが今は全くない」。ここが唯一の行き場所であり、居場所であると。店主は続けて語ります。今は定年後アルバイトのような身分。バリバリの現役の折であれば、話し相手などしている暇もないので、その折であれば高齢者の居場所になんてなり得ないと。

居場所がない世知辛い地域と、人々の交流があり居場所がある地域。経済的指標では両者の差は図れません。むしろ、効率性を重視している地域は経済的指標で高く評価されることが多いことから、経済的評価の高い地域ほど世知辛い側面もあるかも知れません。人々の生活の「豊かさ」は決して経済的指標や、お金で測れるものではないという自明の理がここにあります。

経済的指標では計り知れぬ大切なもの。それを私たちはここ数十年で失ってきたようです。それを取り戻す実践が、地域福祉活動なのでしょう。これからの社会構築において、どうやら、社会福祉の仕事は最も重要なファクターを担うことになりそうです。

自分の考えなど所詮ちっぽけなものです。大切な思想は、他者の中に宿っています。だから私は、なるべく多くの方とお話をすることを大事にしてきました。心を傾けて他者と語り合えば、必ず新しい何かに気づくことができます。それが明日への糧、人生の「豊かさ」へと繋がるものと信じている若輩です。

19時20分発 切串行き



学生やサラリーマン、中年の一般男女が総勢 50~60 名乗船されていました。

夜のフェリー。ロマンチックな光景に周囲を見渡し、思わずシャッターを押してしまいました。そんなことをしているのは、私だけ。少し恥ずかしい思いをしながら……。皆さん常客であることの証です。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

今一度、自助・互助・共助・公助における守備範囲の整理を

2010/10/11 12:00:00 [社会福祉](#)



2012年度介護保険制度改正における大きな目玉とされている「地域包括ケア」。その2009年の報告書では、「自助を基本としながら互助・共助・公助の順で取り組んでいくことが必要ではないか」※1と提言され、「自助は、自らの選択に基づいて自らが自分らしく生きるための最大の前提であり、互助は、家族・親族等、地域の人々、友人たち等との間の助け合いにより行われるものである。したがって、自助や互助は、単に、介護保険サービス（共助）等を補完するものではなく、むしろ人生と生活の質を豊かにするものであり、『自助・互助』の重要性を改めて認識することが必要」※1と結ばれています。

同じく2010年の報告書においても、「地域には、介護保険サービス（共助）だけでなく、医療保険サービス（共助）、住民主体のサービスやボランティア活動（互助）、セルフケアの取り組み（自助）等多くの資源が存在するが、（今後は）『自助、互助、共助、公助』の役割を踏まえながら、有機的に連動して提供されるようなシステム構築が検討されなければならない」※2とあります。

わざわざこの箇所を引用する意図は、以下の2点における引掛りがあるからです。一点は、介護保険制度は共助に該当するべきものなのか、という疑問。更にもう一点は、少子高齢化と財政難が相まった現下、これからの社会情勢を鑑みれば自助・互助の重要性は理解できるが、では公助は減退しても良いのかという猜疑心にあります。

そう考えていた矢先に、福祉用具の業者様が持参して下さった『シルバー産業新聞』の白澤政和先生のコラムに目が留まりました。コラムの名前は「快刀乱麻」。如上の疑問が私の中で解きほぐされるのを感じました。わが意を得たりで拝読した内容は以下の通りでした。

「介護保険制度を医療保険同様に『公助』と位置づけていることに違和感をもつ者であるが、いかがであろうか。

従来から、『公助』『互助・共助』『自助』という3つの分類はよくしてきた。介護保険制度との関係で言うと、介護保険制度は公助であり、近隣やボランティアが互助・共助であり、利用者自体が自ら有している能力等を活用することが自助であるとしてきた。今回、これら3つのフォースに加えて、『共助』が加わり、4つに分類され、介護保険制度は、従来からの『公助』ではなく、『共助』として位置づけられていることである。(中略) 介護保険制度には、財源の半分が国、都道府県、市町村からの公費が投入されており、(中略) 更に国は介護保険法を作ること介護保険制度の骨格を作り、都道府県はサービス事業者の指定を行い、保険者である市町村が要介護認定の決定を行っている。また、市町村等が保険者として介護保険の運営に責任を持っている。その意味では、介護保険制度は公的責任が強い制度であり、『公助』と位置づけられてきたと言える」※3。

実は若輩の世代においては、既に介護保険制度は共助として位置づけられていたように記憶をしております。当初はピンとこなかったのですが、地域福祉活動を実践していく中で、また住民学習の講師をする中、「共助＝介護保険制度」の説明に違和感を持っておりましたので、私の中では、「互助＝隣近所のお互い様の助け合い」、「共助＝地域の中で共に支え合う仕組み」と認識し、そのように説明を重ねてきました。互助は、隣近所の御裾分け等、最近隣における非形式の自発的な支え合いを指し、共助においては、一人暮らし高齢者の見守り活動等、自治会や小学校区における形式的・組織的かつ自発的な地域住民同士の支え合いを想定しております。

介護保険制度が共助であるとの言い分が通れば、政府・行政は、公助と共助のメニューは用意しているのだから、残りの自助・互助を充実させればよいという方向に流れる恐れがあるのではないかと、結果として公的責任の逃避や減退に繋がるのではないかと若輩は危惧しているわけです。

そのことに対しても白澤氏は、「それでは、介護に対して公助は何を担うのであろうか。(中略) 介護保険制度には国や自治体の責任が大きいことを確認し、公的責任から撤退するかのような雰囲気は避けなければならない警鐘としておきたい。さもなければ、保険料を払う国民から、介護保険制度に対する信頼を失うことを危惧するからである。(中略) 『自助』や『互助』も重要であるが、『公助』の重要性を認識して、新たな介護保険制度に改正されることを願っている」※3 とまとめておられます。

『自助』や『互助』、そして私の言う意味における『共助』が重要であることは言わずも

がなでございます。そして日本型のまちづくりや、社会福祉のあり方を鑑みると、自分たちの地域を自分たちの選択において守っていく住民自治の意識と力を引き出しながら行っていくべき重要性は十二分に認識しているところです。だからといって『公助』が減退して良いというわけでは決してなく、「要援護者」の生活の質、延いては全ての市民の生活の質を高めるために、『自助』『互助』『共助』の増幅のみならず、『公助』においても更なる投入が必要であると認識しています。そうでなければ、『自助』『互助』『共助』のモチベーションは高まることは無いでしょう。私ども NPO 活動においても、いくらボランタリーな活動をしていても、行政が全く協力してくれないのであれば、気持ちも萎えてしまう側面もあるわけです。無論、本来の NPO 活動とはその様な活動ではないものの、そのような感情が起こることも否めない事実でしょう。

古くから、地域福祉の実践が、経済指標におけるビルトイン装置として機能することに警鐘が鳴らされてきたことを若輩も認識しているところです。「たとえば参加論への社会学者の批判でいうと、『ボランティアで国民を総動員し、住民を漕ぎ手と位置づけ、舵手は依然として国や地方自治体（行政）である』というものがあります。参加に名を借りた権力への取り込みだと。これに応える理論化が必要です。（中略）社会の仕組みとしての政治システム・経済システム・社会システムという三つのシステム構造のなかで、我々は社会システムのところを、より成熟させ、豊かにするための実践とその理論化を担っている。近代化を急いだ我が国は、社会のシステムも価値観も政治と経済に引きずられていたのを社会システムのなかで再構築していくのが地域福祉の一つの役割ではないかと思っています」※4。

地域福祉実践家としてこれからも、利用者を中心に据えたまちづくり、利用者の権利擁護の観点におけるまちづくり実践に今まで以上の情熱を注ぎ、『自助』『互助』『共助』機能向上の実践に取り組んで参る所存です。それこそが、利用者が安心して暮らせる地域社会構築へと繋がり、延いては、誰もが安心して暮らせる地域社会構築として福祉の領域を凌駕したまちづくりや社会構築へと繋がるものと信じています。そのためには、住民の主体性・自発性の形成が不可欠でしょう。そこに働きかけを行うのも私たちの仕事です。

しかしながら、『公助』の機能をしっかりと掴んで放さないことも、私たち社会福祉実践家の仕事であることを忘れてはなりません。

※1 地域包括ケア研究会「地域包括ケア研究会 報告書 ～今後の検討のための論点整理～」三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング P.7 平成 20 年度老人保健健康増進等事業 2009 年 5 月 22 日公表

※2 地域包括ケア研究会「地域包括ケア研究会報告書」三菱 UFJ リサーチ&コンサルテ

イング P.3 平成 21 年度老人保健健康増進等事業 2010 年 3 月

※3 白澤政和氏『シルバー産業新聞』「白澤教授の ケアマネジメント 快刀乱麻 第 18 回」第 167 号 2010 年 9 月 10 日

※4 右田紀久恵氏『地域福祉の源流と創造』中央法規 P.95 2003 年 6 月

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

「安心できる社会」考

2010/10/03 12:00:00 [社会全般](#)



「一般論として、多少の負担をしても安心できる社会を作っていくことを重視するのか、それとも、負担はできる限り少なくして、個人の自己責任に多くを任せるのか、大きく二つの道があるます。私は、多少の負担をお願いしても安心できる社会を実現することが望ましいと考えています」※1。10月1日の所信表明演説における社会保障について菅首相は声高に謳われました。ここで問題になってくるのは、国民が「安心できる社会」とはどのような社会なのかということです。そのことを明示せずして、「多少の負担をお願い」されても国民は納得できるものではありません。前回の所信表明演説で首相がおっしゃられた「最少不幸社会」が「安心できる社会」というのであれば、この国で、そして世界中で不幸な人を生み出さない社会構築が目指されるはずです。

「強者の論理ではなく、弱者に寄り添いこうした（孤立したお年寄りを守る、女性を乳癌・子宮頸癌から守る、子どもを貧困や虐待から守る、あらゆる人を自殺や災害から守る）課題にも応えなければなりません」※1 首相は言います。「弱者に寄り添い」どころか弱者の視点に立って社会を立て直していくことこそが、全国民が「安心できる社会」構築に繋がるものと認識しております。いつどこで梯子を外され、排除されるかわからぬ社会構造の中では、誰もが常に不安を抱えながら生きざるを得ません。そうではなく、どのような状況に陥っても排他・排斥されない社会こそが、誰もが「安心できる社会」と言えます。是非とも、そのような社会構築を目指していただければと若輩は願っております。

そのための「多少の負担」はやむを得ないところですが、増税をする一方、減税論も表出しているようです。あくまで素人の視点ですが、例えばスウェーデン等の北欧をはじめ、

欧州の法人における社会保険料の負担率は日本をはるかに凌ぐ負担をしていると聞きます。その点もすべて含有した上で、法人税の減税を議論すべきでしょう。法人税だけを取り上げて、先進諸国における日本のそれは高すぎるといふ議論はナンセンスです。各国が負担している法人税以外のあらゆる負担を総合的に比較対照して判断すべきです。私たちの「多少の負担」が、「弱者」やこれから「弱者」になる可能性を秘めている私たちに使われることが無いとすれば。それでは「安心できる社会」構築には繋がりません。

福祉専門職としては、そうならぬよう只々見守るばかりですが。

スウェーデンもそうでしたが、そもそもその「多少の負担」が一体何に使われているかが明示され、それに国民の納得が得られれば「多少の負担」も僅かな負担に感じる事が出来るのかも知れません。やはり、求められるべきは国造りや社会構築のデザイン・ビジョンであるようです。

「そもそも税負担感が大きいのは、支払った税金が自分たちの生活のために使われているという確信を持ってないからである。逆に言えば、この確信を持つことができれば、人びとは一定の税負担を引き受けるだろう」※2。

※1 『中国新聞』2010年10月2日

※2 名古屋大学大学院准教授 田村 哲樹氏『中国新聞』「今を読む」2008年2月10日（日）

コミュニティホーム仁伍 12月1日開設



地域ケアの実践や、まちづくりの拠点として機能する「グループホーム」となるよう思いを寄せて、「コミュニティホーム仁伍」と命名しました。

地域の拠点となれるよう懸命に頑張っている所存です。ご指導・ご鞭撻のほどよろし

くお願い申し上げます。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

[<< 前へ](#)

[次へ >>](#)

Page 35 / 57

「ペイアズユーゴー原則」の陥穽

2010/09/27 12:00:00 [社会全般](#)



菅政権が打ち出している「ペイアズユーゴー原則」。最近よく耳にしませんか。このように政府が新たなキーワードを掲げた際、ついつい猜疑心を持って見てしまうのは私の性格が捻くれている所為かも知れません。「歳出増等を伴う施策の導入・拡充では、それに見合う安定的な財源を確保しなければならない」※意味だそうです。

また同じく政府は、全省庁の政策的経費を概算要求段階で前年度より原則 10%カットする方針を打ち出しています。

財政難の顕著な我が国において如上の視点は、必要不可欠な取り組みとして多くの方が肯定的な捉え方をされているものとお見受けしています。財源が限られている中、支出を抑え、やむを得ず新たな支出を行う際はその財源を確保した上で実施すること。子どもにも分かりやすい道理かも知れません。

しかし、少し近視眼的過ぎやしないかと私は考えます。各省庁であつたり、自治体の各部署内において、無駄を削減することは非常に重要な視点ではありますが、各省庁・部署を跨いだ総体的な理念・ビジョン・方針がなければ持続可能な社会構築には繋がりません。本来であれば、総体的な理念や方針の下、財政投入する部分と削減する部分を明確化し、効果的施策の下、総体的な無駄の削減が成されるべきでしょう。つまり、部署によっては赤字覚悟で財政投入すべきものがあるはずだと申し上げたいのです。費用対効果の高いものや、市民の生活基盤を支えるために必要不可欠なものはたとえ赤字になってでも財政投入すべきであるのは自明の理ではないでしょうか。極端な話、赤字になるからと言って、

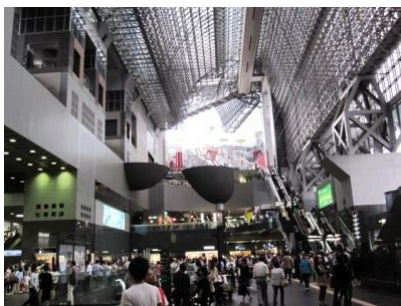
病院や消防署、警察署はいるという人はいないはずで、費用対効果の高いものとしては、まちづくり活動を行う市民団体への助成や、コミュニティビジネス、社会的企業、NPO への支援が考えられます。

国家レベルにおいてこの国をどのような国にしていくのか。自治体レベルにおいてこのまちをどのようなまちにしていくのか。その理念・方針・ビジョンを分かりやすく明示することなくして、部門毎に支出の削減を実践しても、長期的に更なる財政難を招き入れるだけです。

ペイアズユーゴー原則は、よって総体的な視点で成されるべきですが、それより以前に、まずは総体的ビジョンを誰にでも分かりやすく明示することが求められているのです。

※『介護ビジョン』2010年10月号 日本医療企画 P19

日本福祉図書館学会 第13回 全国大会



京都ノートルダム女子大学で開催されました。第7回日本高齢者虐待防止学会広島大会の分科会でお世話になった三好明夫先生にお誘いいただき参加することが出来ました。また、二日前広島市内でお会いした学会代表理事の中川るみ先生とも再会を果たし貴重な時間を頂戴しました。

現在 NPO を立ち上げて、これから共生ケアの実践に取り組もうとされている非常に志の高い実践家・研究職の方とも交流が果たせ、今後繋がるネットワークをつくれたようです。嬉しい限りです。

閉鎖された各地域内の実践も重要なのですが、その枠を超えて地域間の連携を取ること、各地域の実践は更に発展していくことはソーシャルキャピタルの概念で説明されているところです。

この様に、地域の枠を超えたネットワークづくりが今年度の私の目標です。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

ケアの第一線で職務を担う専門職との交流

2010/09/21 12:00:00 [社会福祉](#)



日本ホームヘルパー協会が提唱する「ヘルパー憲章」（1982年）では、「私たちホームヘルパーは、常に研鑽に努め、在宅福祉の第一線にある者として、自ら資質向上に努めます」とあります。まさに、第一線を担うに相応しい実践をされている方々と交流の機会を頂きました。日本ホームヘルパー協会が主催する「中部ブロック研修会」に参加のため和歌山市（県民交流プラザ和歌山ビッグ愛）に伺いました。地域の絆における地域支援実践に対する重要な示唆をご講演の中で何度となく頂いた厚労省の君島淳二先生のご講演もカリキュラムにあり、思わず和歌山まで走った次第です。

交流を通して強く感じたことは、継続して第一線を担っていくためには、思いや志はやはり不可欠であるということ。無論、思いや志だけでは、残念ながら利用者の権利擁護の実践は成されません。そこには専門職としての理論とデータが不可欠です。しかし、情動性も重要な要素であって、人の心は他者の心によって動かされる側面も十分にあるわけです。何かその様な、原点に改めて触れることが出来た気が致しております。本当に良い機会をいただきました。

そして、強い思いと志を持たれた参加者の多くは、優しくかつし、温かかった。私は一人で伺ったのですが、懐広く仲間に入れていただき、共に過ごして、とても癒されました。ホームヘルパーはそんな人間力をお持ちの方が多くということに気が付きましたし、そのような人間力をお持ちの方でないと成り立たない職務ではないかと再認識したところです。

歯に衣を着せ過ぎて、結局何が言いたいのか良く分からぬ役所の答弁とは違い君島先生のご講義はこの度のご多分に洩れず明快でした。特に、行政の方のお話から、理論や思いを受け取ることは殆どありませんが、先生の理論や思いを私たち地域の絆では受け継いだ実践を現に行っています。「地域はあるものではなくつくるもの」「地域住民の信頼を勝ち取るために必要なのは、専門性でも理論でもなく専門職の『汗』である」といったお話は、

地域の絆における地域支援の「心」となっています。

私の今年度の目標は、県域を越えた同じ志を持つ方々とのネットワークづくりにあります。その意味におきましては、また一歩前に踏み出せた気がしています。

JR 和歌山駅東口にて



西口の方が人の往来やお店も多く市街地化していました。

西口と東口の往来が、特に重たいキャリーバックを持った私には非常に困難な状況でした。その意味においては、上下運動の一番少ない乗り物は、やはり路面電車でしょう。高齢者や障害者にとっても優しい乗り物と言えます。同じ人口規模の仙台市と広島市を比べても、地下鉄化した仙台市に比べ、広島市の誇れる良いところかも知れませんね。

人間関係は希薄化を感じず、お店の方の対応も業務的ではなく、人懐っこさを感じました。政令市化しても、田舎の良さも残しているそんな「まち」ではないかとお見受けしました。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

「自殺と精神疾患に関する対策」の促進と経済的指標

2010/09/11 12:00:00 [社会全般](#)



1998 年度より 10 年以上に渡り、年間 3 万人以上の自殺者を生み出す我が国は、世界より、「自殺大国」という汚名を着せられています。大体一本のブログを書くのに私は 20 分

程度要していますから、この本文を書き出して書き終えるまでの間に、わが国では一人の方が自殺をされている計算になります。果たして、そんなことがあっても良いのか。許されることなのか。福祉専門職として、よく自問自答する事柄です。

発生率の高さと、その数の多さから鑑みると、これは明白な社会問題です。社会構造が人々をそのような悲劇へと導いていると言えます。その構造のあり方を変革しなければ改善し得ない問題であるとも言えるでしょう。「求職者向けにハローワークで心の健康相談に応じられる体制を整備」※1 するなどは、無効だとは申し上げませんが、対処療法にすぎぬ施策であると認識しております。自殺をされた方や、精神疾患の方々の対処能力・ストレス耐性・コミュニケーション力に問題があるのではなく、むしろ社会がそのような方々を生み出していると鑑み、その構造にメスを入れていくことがより本質的な問題解決へと繋がるような気がしています。

素人考えでは、格差社会や、地域力の低下、医療・社会福祉体制の不安定化、セーフティネットや年金問題を含む社会保障制度の不備等が大きな要因となると分析していました。

ところがもう一つ、9月7日夕方～8日にかけて報道された「自殺・うつ 経済損失 2.7兆円」※2 の記事を読んで、実はある要因に気づくに至りました。各記事では「日本国内の自殺とうつ病による経済損失は年間2兆7千億円」※2 とし、「具体的な数値を示すことで、自殺と精神疾患に関する対策を推進する狙い」※2 と書かれています。また、「今後、自殺やうつ病がなくなった場合、2010年での国内総生産（GDP）の引き上げ効果は約1兆7千億円に上るとの推計も公表した」※1 とのこと。本発表は、「長妻氏（厚生労働大臣）が指示し、推計は国立社会保障・人口問題研究所」※1 が行ったものです。これら一連の調査や発表の意義深さは自明の如く感じるのですが、やはり私は腑に落ちません。

人の命はお金では測れないという、大前提が稀薄化しているようにしか思えないのです。要するに、GDPが上がるか下がるかが、人の命を大切にしなければならないという自明の理が崩れているように見受けられます。

厚労省が、経済的損出を発表することで、「自殺者と精神疾患に関する対策」※2 を推進することを戦略化していることには理解が出来ます。問題なのは、そうでもしなければそれが「推進」できない社会の構造にあるような気がするわけです。まさに、経済至上主義の中、全ての指標を経済で押し量り「善悪」を判断することに限界が来ていることを示唆する事例です。

たとえ経済的な効果が見込めなくとも、人の命は守らなければならない。この至極当たり前の共通認識に、社会全体が立ち返る必要性を感じています。いみじくも、まちづくりのために読み漁っているソーシャルキャピタルの本には以下のように書かれていました。少し長くなりますが、引用しておきます。

「人間の価値観、つまり経済学でいう嗜好は相対的なものであり、時とともに変化する。(中略) 内風呂があたりまえの世界では、風呂があったからといって効用が上昇することはない。つまり風呂を作って GDP が上がっても人々の効用は改善しないのである。内風呂を車や住宅に置き換えてみても同じである。物質的豊かさは重要だが、ある水準を越えると相対的なものになり、必ずしも人々の満足度の改善をもたらさない。(中略) こうしてみると、逆に、本来満足度を高めるはずの消費も、他人と比較してしまいかえって不幸になることさえある。「誇示的消費」の競争が起これば、豪華な装飾品を購入しても友人がさらに豪華なものを購入すれば、かえって敗北感を味わうだけかもしれない。(中略) いずれにせよ、GDP は増えても、幸福度は増えないどころか減少するのかも知れない。つまり、幸福感や満足度は社会・経済の変化に応じて変化し、しかも相対的なものである。これは多くの庶民にとっては自明のことだが、経済学では自明ではない。内風呂や車、宝石などの財 (goods) が増えれば人々の満足度は必ず増すというのが伝統的経済学の基本的な考え方である」※3。

※1 『中国新聞』「自殺・うつ 損失 2.7 兆円」2010 年 9 月 8 日

※2 『日本経済新聞』「自殺・うつ 経済損失 2.7 兆円」2010 年 9 月 7 日 (夕刊)

※3 稲葉 陽二氏『ソーシャル・キャピタル ～「信頼の絆」で解く現代経済・社会の諸課題～』生産性出版 P.20-21 2009 年 12 月

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

末節的問題としての「相部屋」「個室」論争

2010/09/05 12:00:00 [社会福祉](#)



表題のことはひどく昔から議論のあることで、個室化議論が始まった折は、「寄り添うケ

ア」が基本の認知症の方に、強制的に個室に入らせていただくことは良いことではないと言った議論がありました。また昨今では、個室は利用者の負担額が多く低所得者が利用できない側面や、現下の職員配置においては職員が小間切れとなって対応するだけで、職員の負担が増加していることが指摘されています。

ユニット型と「相部屋」（定員 4 人以下）を併設した特養について、「厚労省は併設した施設についてユニット型の部分を相部屋として報酬請求するように通知」※していたところ、「埼玉県などは『低所得者対策として、個室より費用負担が軽い相部屋を併設した特養が必要だ』とし、国に報酬請求の解釈変更を要求。国の通知は技術的な助言で、報酬を定める根拠として弱いとする指摘もあり、厚労省は判断を変えた」※とあります。その上で「厚労省は近く社会保障審議会の分科会で提案するが、相部屋の併設を容認したとの印象を与えるだけに、個室化推進を求める関係者の反発を招きそうだ」※と紙面上では解釈されていました。

さて、ここには全く質の異なる 2 つの問題が存在します。まずは、そのことを峻別して議論を行うべきではなかろうかと考えます。一つは、利用者にとってはどちらが良いのかという議論、もう一つは、低所得者が個室を希望しても入居ができないことに対する議論。

一点目は、然程難しい問題ではないでしょう。利用者にお伺いすれば良いのです。判断能力の低下された方に対しては、どの様に判断するのか？これこそが、福祉専門職の拠って立つ権利擁護の視点が不可欠となる場面です。つまり、言語以外のコミュニケーションを用いたり、過去の生活歴の中での行動・考え・嗜好をヒントに、本人がどちらを選択するのかを、周囲の家族も交えて考える。「正解」は出ないものの、迷いながら、日々修正をかけながら当面の「答え」を出していく作業。この様な営みを持って対応するしかありません。であれば、個室・相部屋という二つの選択肢をサービス提供者側は用意しておく必要があります。その際の要諦は、それを選ぶのは利用者であるという大前提です。

二点目の議論は、低所得者用に相部屋が必要だという発想ですが。この発想は、権利擁護の実践と真逆の視座に立脚しています。つまり、利用者の意向を度外視して、個室料の支払いが出来るか否かで判断をするという思想に立っているのです。個室を希望し、また、個室が相応しい利用者の方が、個室料の支払いが出来ないがために、相部屋での処遇を強いられるこのことに対して、違和感を持たない発想なのかも知れません。これに対しては、本当にユニットケアや個室が利用者にとって有益なものとなるのであれば、そこに一定の財政投入（低所得者支援や手厚い職員配置に見合った報酬設定）を行えばそれで済む話ではないでしょうか。それをせずして、欺瞞的な形で、ユニットケアや個室を導入してもそれを現場で定着させることは非常に困難です。また、「相部屋」か「個室」かを利用者を選

択していただく余地はありません。

個人的には、やはり個室が良いと考えています。たとえグループホームであっても、入居（入所）サービスは集団生活の中にあります。限られた空間の中、他者との接点を否が応でも受け入れざるを得ない状況です。そのような生活においては、やはり一人になって、ホッとできる空間が必要ではないでしょうか。入居（入所）生活において、一人になれる空間は殆ど用意されていない現状を鑑みると、やはり自分の居室は個室であって欲しいと私なら思うところです。無論これには、個々人の嗜好がありますので、それを強要するべきものではないでしょう。

昨今、福祉国家としてのスウェーデンや、デンマークの国々がマスコミに取り上げられています。高福祉の礎には、国民の政治に対する高い信頼度があることを上げた報道も見受けられました。無論全てに目を通したわけではありませんが、残念ながらその多くは皮相的な取材に終始しているように認識しております。スウェーデンやデンマークでは低所得者にどれほど手厚い支援が成されているのか。現場の職員配置は如何なるものか。政策を含め、社会保障や福祉の観点から取材をするのであれば、利用者や家族、地域住民、福祉現場に携わる職員に焦点化した取材が求められるはずで、トップダウンではなく、ボトムアップから取材を開始することがジャーナリズムの鉄則ではないかと素人は考えるのですが…。取材力とはおそらく、その場に何日滞在したのかではなく、どの様な問題意識を持って取材に当たったのか。所詮は、その如何によるのでしょう。

※2010年9月4日『中国新聞』『「過払い」疑い返還求めず 厚労省方針 特養の個室・相部屋併設』

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

第9回 日本ケアマネジメント学会研究大会「地域での生活を支えるケアマネジメント」

2010/08/29 12:00:00 [社会福祉](#)



立教大学新座キャンパスで28日～29日に開催された表題大会に参加してまいりました。

色々と出入りをしていましたもので、全てを把握しているわけではありませんが、一参加者として思うところを叙述しておきます。

まず率直な思いとしましては、ソーシャルワークに関する位置づけが不明瞭な印象を受けました。自身は、ケアマネジメントはソーシャルワークの一部として機能すべきものであると解釈・実践しておりますので、もう少しソーシャルワークに言及した発表が多くてもよさそうなものですが、認知症ケア・ストレスマネジメント・スーパービジョン・実践報告等の末端的なお話が多かったように見受けられました。私の立ち位置と致しましては、ケアマネジメントがソーシャルワークの一部であればこそ、ケアマネジメントの確立を狙うには、ソーシャルワークの確立が不可欠であると認識している次第です。よって本質的なソーシャルワークの在り方を問う議論は避けては通れないと思っております、そのあたりのお話が聞こえてこなかったことは、残念な気がしております。若輩浅学の私の捉え方に問題がないとは言えませんが・・・。

だからなのか、二日目の「シンポジウムⅢ」における池田利恵子氏（東京都福祉保健財団高齢者権利擁護支援前センター長・いけだ後見支援ネット代表）のお話にはやはり、感銘を受けました。

要旨としては、①これからの実践は、生存権だけでなく、自己決定の保障が重要になってくること、②ニーズがないと世間は簡単に言うが、利用者が自ら声を上げることは難しい。よって、私たちが代弁機能を果たさなければならないこと、③成年後見活動の在り方として、(法律の専門家ではなく)、暮らしの視点を持っているのが、私たちであることをもっと自覚すべきであること、④家族支援に依存するのではなく、個人の尊厳を「社会で支える」必要性があること、に共感したところです。

流石にソーシャルワーカーとしての大先輩のご発言でした。

現在では、介護支援専門員の基礎資格は 6 割が介護福祉士で占めている状況。ソーシャルワークとケアマネジメントの関係を今一度、明確化しておく必要性を感じています。そのためには、私たちソーシャルワーカーが、実践の中で、その理論を確立していくことが何よりも求められていることでしょう。

話は逸れますが、本出張中に東京・埼玉周辺を書籍の沢山入った重たいキャリーバッグを引きずって歩きました。エレベーターやエスカレータの如何に少ないことか。また、スロープを使おうにも非常に大回りを強要されますし、幅の狭いものが多かったと記憶しています。何だか、欺瞞的に付けているに過ぎないような…、と言ったら言い過ぎでしょう

か。私は若者ですから、気合があれば何のその、荷物も担いで階段を昇降しますが、気合を出してもエレベーターやスロープでしか移動できない方々もいらっしゃるのです。完全に健常者最優先のまちづくりの設えとなっていることに改めて気づかされました。

これからは機会があれば、重ためのキャリーバックを持って、まちに出ることをお勧めします。あなたの住むまちの本質が見えてくるかも知れません。

本当は苦手な空の移動。



鉄の塊が宙を浮くということに、未だ抵抗のある稚拙な発想の持ち主で、今まではどんなに遠いところでも新幹線を利用していました。

しかし、移動時間が短いことが飛行機の最大の魅力でして、唯一その魅力の呪縛に陥っているのが現状です。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(2\)](#)

[<< 前へ](#)

[次へ >>](#)

Page 36 / 57

社会福祉の仕事は、時代の最先端を行く仕事

2010/08/23 12:00:00 [社会福祉](#)



過日、他県及び全国で御活躍されている古参の専門職の方と電話でお話する機会があ

りました。そのお方は、20年以上に渡って更生保護のお仕事をされていました。現在社会福祉分野では、社会的要請を受けて更生保護の分野がより拡大されています。

その方いわく、———20年前に目の前の利用者ニーズに対応して始めたこの分野が、まさか今になってこれほど注目を集めるようになるとは思ってもよらなかった。自身は、当時よりソーシャルワークの視点で実践していたが、市井は、更生保護とソーシャルワークを結び付けて考えてはいなかった。ところが、今や更生保護の実践にはソーシャルワークの視点が不可欠であると言われるようになってきている…。とのことでした。

このお話から2つの要諦を思い見ることができます。1つ目は、何が流行るのか、時代の要請ばかりに気を奪われて、自身の信念・志を失った実践は、長期的に見れば世の中の評価を受けることがないという事実です。

宮崎駿氏は、NHKの番組で下記のように話されていました。

———CGではなく、手描きにこだわる理由として、CGばかりになって全部がCGになっても、返って、手描きが個性になって生きることがある。下駄屋さんは時代と共に減少するが、全部はなくなる。必ず、1軒2軒は残る。それと一緒に、全部がCGになることで、手描きが生きてくる。といった要旨を話され、また、自分の作品が評価されない時代があったことを振り返って、下記のように語られていました。その当時の「おっさん」（プロデューサー等）に評価されなくても、それを恨んでいないし…。でも、「トトロ」が通らなくても、捨てないで、しまっておいた。私は、人に運命を委ねない。———※

時代の流れに迎合するのではなく、世の中にとって、これが必要だということを信念を持って取り組み続ける姿勢が才能を開花させたのだと認識しております。いや、時代に迎合したのではなく、時代が宮崎氏に迎合したのかも知れません。信念や、志は、世の中を変える力を有している気も致します。

もう1つの視点ですが、こと社会福祉の仕事は、社会情勢を最先端に捉えた実践ではないかと思っております。私たちの仕事は、個人の生活課題・困難を支える仕事です。人間が社会化されている現状を鑑みれば、その殆どは、実は社会問題であり、社会構造上の問題から起因していると言えます。つまり、私たちが日々汗をかいて行っている実践は、社会が今後解決しなければならなくなるである課題でもあるわけですから。その意味において、私たちの実践は、時代の最先端をいく仕事であると言えるのではないのでしょうか。

何よりも信念と志が、人を、社会を大きく成長させるのかも知れません。

※『プロフェッショナル仕事の流儀 スペシャル』『宮崎駿のすべて』～『ポニョ』密着300日～』NHK 2008年8月5日 放送

7月31日に開催した仁伍町内会主催の夏祭りの灯籠



北村敏行様が作成されています。非常に良くできていますし、これがあるのとないのとでは、祭りの雰囲気ガラッと変わります。

7月31日に開催した仁伍町内会主催の夏祭りの灯籠②



中身はこの様になっています。他の地域の方もご参考にさせていただければと思います。北村様、勝手な情報公開をお許し下さい。良いものは、どんどん公表しないともったいない気がしますので…。

7月31日に開催した仁伍町内会主催の夏祭りの様子①



盆踊りを踊って、汗だくになりました。心地よい汗ですが。

7月31日に開催した仁伍町内会主催の夏祭りの様子②



ボランティアの方が落語を披露されました。非常に本格的で、特に高齢者の方々は懸命に聞き入っておられました。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

『まちづくりとしての小規模多機能ケア』

2010/08/20 12:00:00

[地域密着型サービス](#)

『まちづくりに繋がるコミュニティケアの実践②』

表1 認知症独居利用者の支援に活用した
インフォーマルな社会資源の例

サービス内容	提供頻度	提供者
買い物時の 支払の支援・販売物の 調整・身守り	週に3回	コンビニ店員さん
家の外からの見守り	毎日 毎日 毎日	登下校時見守りボランティア 近隣住民・民生委員 リサイクルショップ店員さん
ゴミ出し	週に2回	近隣住民Aさん
庭の草取り 畑の菜園活動 見守り (地域との関係の強化)	随時	コンビニオーナー・ 民生委員・地域住民・ 「小規模」職員

「地域の絆」の定めるコミュニティケアの実践定義では、「フォーマル・インフォーマル如何を問わず、その地域に存在するあらゆる社会資源」を活用して利用者の支援を実践するとしています。今回から数回に渡って、その具体的な実践事例をご紹介します。コミュニティケア実践における何らかのご示唆を狙ってみたいと思います。

理想を言えば、小規模多機能型居宅介護（以下「小規模」）における全ての登録利用者に対して如上の実践が求められるのですが、「地域の絆」では、高齢者の独居世帯・高齢者のみの夫婦世帯・「多問題」世帯（同居する配偶者や子どもが要介護者である世帯など）の利用者に限定して、コミュニティケアを強く意識した実践を行っています。

ここでは、要介護3（障害老人の日常生活自立度J2・認知症高齢者の日常生活自立度III a）で70代女性の独居高齢者の事例をご紹介します。私たちは、独居高齢者と一言で表しても、そこには様々な課題のレベルがあると認識しております。①隣近所に介護者が住んでいるケース、②市町村・都道府県内に介護者が住んでいるケース、③都道府県外及び海外に介護者が住んでいるケース等。本事例は、③に該当する事例でした。

長年住み慣れた自宅での生活を継続したいと思っていられるご本人の生活課題の中心的なものを挙げさせていただくと、ADL では入浴・排泄・更衣に一部の介助が必要であり、IADL においては、調理・買い物は一部の介助、掃除・洗濯は全介助の状況でした。また、火の不始末の問題があり、お仏壇や台所からの出火が懸念されました。「小規模」からの支援を受けながら、ご自宅で生活されるにはまさにギリギリの状況と言えます。であればこそ、地域の住民・商店による見守りや軽微な家事支援を導入しなければ今後の在宅生活は継続できないと私たちは考えました。本事例では地域包括支援センターの協力も要請しましたが、「小規模」職員を含めた専門職以外の支援体制も合わせて構築し、表1の援助活動を実践しました。

認知症でお一人暮らしの利用者の支援は、24時間365日の対応が不可欠であり、また援助の幅も非常に広いと、時間的・質的に際限のない実践が求められます。本事例でも、庭の草取りや、ゴミ出し、再三再四の見守りが求められました。これら全ての対応を「小規模」職員だけで実践することは不可能であり、事業所外部との連携を持って、利用者の支援に当たることが必至でした。逆に言えば、私たちが事業所外部のインフォーマルな社会資源へのアプローチを行わなければ、ご本人の希望である「自宅での生活を継続する」ことは困難な状況であったと思われまます。

まず私たちは、家族に個人情報の同意をいただいた上で、見守りの“目”を地域の中にたくさん創る実践を行いました。利用者の生活に何らかの変化が生じた際、「小規模」に直ぐに連絡が入る「経路」を確保するためです。そのことで「小規模」職員は、利用者宅への見守り訪問の回数を減らすことが出来ました。利用者宅の道を挟んで向かいにあるリサイクルショップの社長さんや、近隣住民、民生委員、児童登下校時の見守りボランティアに職員が手分けをして依頼に伺い、ご協力をお約束頂けたのです。登下校時の見守りボランティアの方々には、平日の夕方いつも見守りの場所まで歩いて行かれる道程に利用者宅があったものですから、利用者宅の前を通った際の声かけや見守りを依頼しました。また、真夏の猛暑の折、家の前の歩道に腰をかけたまま30分以上動こうとされないのが心配だと、近隣住民から当事業所に連絡が入ることもありました。既に脱水症状が出ており、連絡をいただいておりますねば、大変なことになっていたかも知れません。

この様に地域の見守りの“目”を増やし、“センサー”の精度を高めることは、おひとり暮らしの方の支援には不可欠であると認識しております。また、見守りという行為は、地域住民にとっては幾分ハードルが低いのか、多くの方は、声をかければ快く引き受けて下さることが多いようです。

ゴミの処理に関しては、毎週決まった時間に「ごみステーション」へ出さなければならず、「小規模」職員の負担となっていました。そこで、近隣住民の方へまずは、「利用者の家の前（敷地内）にゴミを出しておきますので、可能な日は、ゴミ出しをお願いしますか？」と依頼しました。一人の方が快く引き受けて下さり、それが継続されると、「毎回私が出しておきますよ。前日に用意だけしておいて下さい」とおっしゃっていただけるようになったのです。「小規模」職員の負担は軽減し、地域住民による見守りの“目”を更に増やすことにも繋がりました。この実践は、インフォーマルな社会資源へアプローチを試みる際は、ハードルの低いところから依頼すると成功しやすいことを示唆しています。地域の住民や商店の方々の多くは、時間的な余裕がたくさんあるわけではないため、初めから過度なご負担をお願いすると負担感や拒否感が強く断られるケースが多いのではないのでしょうか。また、依頼をする私たちと依頼先との信頼関係が築けていない段階では、過度な依頼は不信感を増幅させてしまうのではないのでしょうか。その意味において、最初の段階では、負担の軽い依頼を行うことが要諦です。まずは、継続してご協力いただけることを第一義とし、敢えてハードルを下げて依頼する。その後の過程で構築された信頼関係や、利用者に対する親密度の高さから、依頼先の状況に応じた更なる負担を依頼していくことが成功の秘訣ではないのでしょうか。

またご本人にとって、自宅から数百メートル離れたコンビニエンスストアに押し車で時間をかけて買い物に行くことが日課となっていました。お金の出し入れが難しいことと、毎回同じ物を買われるので、賞味期限切れの食材が冷蔵庫の中に溢れていたこと、押し車で買い物するには狭い店内での方向転回や移動時に転倒のリスクがあったことから、①支払いの支援、②販売物の調整、③店内移動時の身守りをオーナーさんに依頼しました。オーナーさんはご快諾下さり、そのことは店員さんに浸透し、日常的な対応が始まりました。実はこのオーナーさん、おひとり暮らしの高齢者宅へお弁当代だけを徴収し、独自に「配食サービス」を展開されていました。配送料は無料ですから、これは、無料という意での「サービス」ですね。

地域に対する働きかけを実践すれば、このような地域住民の顔と人柄、その実践が見えてきます。それが新たなコミュニティケアの実践へと繋がっていくのです。

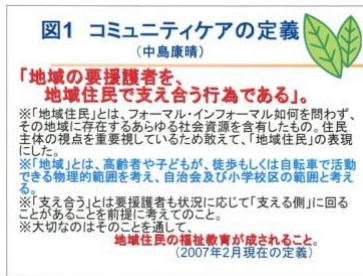
[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

『まちづくりとしての小規模多機能ケア』

2010/08/13 12:00:00

[地域密着型サービス](#)

『まちづくりに繋がるコミュニティケアの実践①』



「地域の絆」における小規模多機能ケアの実践は、「コミュニティケア」・「コミュニティワーク」・「地域密着・交流」の3つの要素を一体的・有機的に機能させたものである旨前回ご紹介しました。

今回より数回にわたって、まずは「コミュニティケア」の実践について掘り下げて説明してみたいと思います。専門書や教科書では、「コミュニティケア」は二つの要素で書かれていることが多いのではないかと認識しています。①あらゆる地域の社会資源を活用して利用者のケアに当たること、②対象者を限定しないケアであること。①で言う「社会資源」とは、利用者の皮膚の外にあるあらゆる（物理的・心理的・社会的な）ものと私たちは理解しています。即ち、フォーマル（公的・専門的）・インフォーマル（非公的・非専門的）如何に関わらずあらゆる社会資源を活用して、利用者支援を実践することを指しています。②では、介護保険の事業所として、高齢者の相談やケアにしか応じない実践ではなく、高齢者以外のあらゆる生活課題を抱えていらっしゃる方の相談やケアのニーズに、出来得る限り応えていく必要性が示唆されています。巷で、注目を集めている「共生型介護」などがこれに該当します。また、コミュニティケアは在宅ケアに特有のものではなく、施設ケアもコミュニティケアを意図して実践するべきであると認識しています。施設ケアも在宅ケアも、共に地域の中でなされるケアであることには変わりありません。

「地域の絆」では、図1のようにコミュニティケアの実践定義を行い、これを各事業所に掲示し、全職員が共通認識の下日々の実践に努めています。専門職とは自らの実践が言語化できる人であり、チームケアではそれを共通認識できる集団構成が求められるからです。

「地域の絆」ではまず、主たる対象とする「地域」を定義化しています。図2にあるように、本来地域には様々な圏域が存在します。その中のどの圏域を自らの実践地域とするのか、そのことに対する共通理解なくして、コミュニティケアの実践はなされません。「本来」と書いたように、従来はこのような認識が希薄化した中で、地域福祉活動が実践されてきたのではないかと自戒の念を含め認識しております。私たちは、まちづくり拠点としての小規模多機能型居宅介護（以下「小規模」）が対象とする地域を自治会及び小学校区圏

内と定めています。一人の利用者を専門職と地域住民が協働で支援していくことを鑑みると、お互い常に顔の見える関係性が不可欠ですから、その圏域の設定は自治会が基盤となるはずで、コミュニティケアを実践する前にまずは、どの地域を主たる対象地域とするのか、事業所内での共通認識が不可欠です。

次に、これからの社会福祉実践は、「支えられる側」の人たちも環境や立場が変われば「支える側」に回ることを常に認識しておく必要があると思われま。目の前の利用者に対しても、まだまだ残された・隠れた能力が数多あることを認識しながら援助活動を展開する必要があります。「地域の絆」では、精神障害者・発達障害者・不登校児童・触法少年・要支援者・要介護者のボランティア活動の受け入れを行っています。

「地域の絆」の各事業所では、社会福祉士事務所や福祉よろず相談室を設置しており、高齢者分野に関わらずあらゆる分野の福祉相談を受け付けています。相談料は無料としておりますが、その分、インテーク（受理・初回面接）程度の相談しか受け付けないことを援助条件としています。地域住民が福祉課題を抱えた際、とにかく相談に来ていただければ援助の方向性を示し、適切な関係機関に繋いでいくことを第一義としています。無論、その場のワンポイントアドバイスで解決する相談もあります。実際の受付頻度は、事業所ごとに月に3件程度となっています。相談に来られる方の約半数は、地域包括支援センターや、障害分野の相談機関の職員さんからであり、制度の狭間で対応に苦慮しているケースが殆どです。残りの半数は、地域住民からの直接相談です。そのような相談を受け付けていく過程の中で、家庭裁判所の調査官より、触法少年・少女のボランティアの受け入れ依頼が来たり、近隣の精神障害者・発達障害者作業所より、就労訓練を目的としたボランティア活動の受け入れ打診があったり、不登校児童のボランティアの受け入れを両親から依頼されたり等、地域の様々な課題情報が集まってくると同時に、地域におけるネットワークの構築がなされています。高齢者に限定しない相談窓口を設けることで、地域のネットワーク拠点を担うことができるのです。

「小規模」利用者に対するサービス・ケアの質をしっかりと担保できる範囲において、以上のニーズに応える形で、対象を高齢者に限定しないケアの実践を行っています。

また、利用者支援を行う姿を地域住民に隠さないことを私たちは大切にしています。むしろ、汗を流しながら地域の中で利用者を支援しているその姿を積極的に地域住民に見せていく、利用者の生活を地域住民に知ってもらえる実践を行っています。全国で400万人を目標に認知症サポーターの養成推進が謳われていますが、いくら知識を伝達しても、利用者に対する偏見は大きくは減少しないものと思われま。大切なのは、実際に、身近に住んでいらっしゃる認知症の方の生活に触れることが、一番の意識変革に繋がるものと考

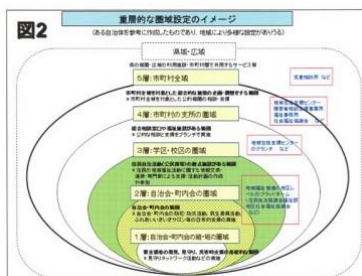
えます。ですので、私たちの実践を地域住民に積極的に見ていただくことで、それが利用者に対する偏見の減少及び理解・協力の向上に繋がり、延いては地域の福祉教育を担うことにもなるのです。

「グループホームや小規模多機能型居宅介護の指導に関して必要な認知症ケアにかかる共同生活の意味・重要性や地域連携の視点を加えるなど、現行の現地指導マニュアルの見直しを行っているところ」※2 と厚労省も検討項目に挙げているように、今後更に、「小規模」の地域との関係は、名実ともに求められることとなります。今の段階から、利用者を地域から切り離れたケアではなく、地域の中で支えるケアとしてのコミュニティケアの視点を持つておくことが要諦です。

※1 図2 厚生労働省 社会・援護局「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」
2008年3月31日

※2 厚生労働省老健局「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」2010年3月5日

地域活動を実践する前に、組織内における対象地域の設定を！！



[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

住民自治の心

2010/08/08 12:00:00 [社会福祉](#)



まちづくりに関わる専門職として、日本型の地域福祉のあり方を彷彿することがあります。過日訪れたスウェーデンでは、手厚い公的支援を礎とした地域福祉の実践を目の当たりにしたばかりですが、日本のそれはどうあるべきかと若輩浅学ながら考えているわけです。

例えば、広島県呉市では、今から一年ほど前に、下校中の小学校一年生の女兒が市営バスにはねられて死亡した経緯がありますが、登下校の見守り活動を以前よりも強化したまちづくりの実践が行われています。そこには大きく二つの視点が存在するようです。

「ただ、活動回数の多い一部の保護者の負担が大きいのも現実。(中略)幅員約3メートルで離合が難しく、交通量も多い事故現場のバス停付近。市と県警は3月中旬、横断歩道を新設した。側溝にふたをし白線で区切った歩行者スペースも確保した。改善はされたが、(中略)主婦は『歩行者スペースはランドセルがはみ出すような狭さ』と指摘。(中略)『横断歩道を増やしてほしい』と求める。(中略)(市教委の)学校安全課長は『子どもの安全を守るために、地域や保護者の協力は不可欠だ』と訴える。ただ、(中略)主婦は、見守り活動の現状を受け『熱心な人ばかりに負担をかけられない。集団登下校やスクールバスで対応しては』と提案する。(中略)PTA会長は『できるだけ見守りを続けるが、大人が教えるだけでは児童が自分で自分の身を守る意識は育ちにくい』と実感する」※1。

住民が自らの力で物事を処理する視点と、行政対応で処理する視点。私は両者のバランスがとても大切であると認識しています。見守り強化において、一部の住民負担が向上することは芳しくありませんが、それを直ちに、スクールバスで対応することにも躊躇を抱

く考えを持っています。行政が全てにおいて責任を持って対応するのではなく、地域住民が自らの責任で処理すべき部分も幾分か残しておく必要性を感じるのです。

元鳥取県知事で、現在は慶応大学教授の片山善博氏は、——— 『地方自治の本旨』とは、団体自治と住民自治の二つの要素が満たされることだと、どの憲法の教科書にも書かれている。団体自治とは、国から独立した団体（自治体）が権限や財源を持ち、国の支配を受けることなく自主的に運営できることをいう。住民自治とは、その団体の内部において主権者である住民の意思に基づいた意思決定がなされることをいう」とした上で、現在政府の掲げる「地域主権」は、「団体自治」優先の体をなしていると批判されています。「地域のことは、その地域に住む住民が責任を持って決める」ことこそ、「地方自治の本旨」であると発言され、住民自治の重要性を説かれていました※2。

福祉やまちづくりの第一義的責任は、政府や地方自治体にあることは言うまでもありません。福祉専門職は、時として、その責任を追及し、攔かんで放さない実践も求められることでしょう。しかし、そこに全てを押しつけてしまえば、真に福祉やまちづくりは成立しないように思われます。市民ひとり一人が、主権者としての責任と自負を持って、自らが出来る実践や、意思表示を行うことなくして、自らの地域や国を守ることはできません。またその考える営みを通して、人と人との繋がりの必要性を実感し、他者への配慮が出来る教育的効果も見込めるものと信じています。

つまり、日本型の地域福祉やまちづくりとは、公的責任を全うすることを第一義としつつも、そこで敢えて全てを補わず、住民自治の意思によって、地域住民による互助や共助で補完する実践が理想的ではなかろうかと考えるのです。地域住民が、地域のことを真摯に鑑みれば、日本社会全体の課題も見えてくるはずですし、地域の中で困っている方を支援しようとする心も芽生えてくるはずです。住民自治の心は、そのような「宝器」を地域にもたらすのです。これを引き出さない手はありません。

※1 「呉・東広島」『中国新聞』2010年4月8日（木）

※2 「今を、読む」『中国新聞』片山善博氏 2010年5月2日（日）

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

日本文化としての日本語

2010/08/03 12:00:00

[社会全般](#)



先週 7 月 26 日～30 日までの間、認知症介護研究・研修仙台センターで開催された「2010 年度 第 1 回認知症介護指導者フォローアップ研修」に参加していた関係上、自宅に帰ってから、約一週間分の新聞を一気に読み漁る羽目となりました。そんな中、以前から気に留めていたテーマが再び取り上げられていました。今日はそのことについて、思うところを述べておきます。

気になる記事は、「公用語化 大手企業で進む」といったもので、『公用語を日本語から英語に変更している』。ネット販売、楽天の三木谷浩史社長は 6 月末の記者会見で、流ちょうな英語でこう切り出した。2012 年末までに公用語化を完了するという。(中略) カジュアル衣料品店「ユニクロ」を展開するファーストリテイリング(山口市)は 11 年度に入社する新卒採用者 600 人のうち半数が外国人。外国人社員が加わる会議などは原則として英語で行う」※という内容です。

私は言語学に精通しているわけではありませんが、ただし多国の言語を話せる人が言語の出来る人と誤った認識を持つレベルの者でもありませんが、日本語の特徴を鑑みてもこれは明らかにコミュニケーションツールという以上の文化的重要度の高いものであることは自明の如く認識しております。多様な表現方法と、奥行きを有している日本語は、私たち日本人が誇れる文化でもあるのです。無論、私たち日本人が日本語を誇るように、イギリス人がイギリス語を誇ることも同様に尊重する必要がありますし、日本の場合、アイヌ語のことを鑑みると、そのことに対する猛省は不可欠な視点となるでしょう。

しかし、真の国際人とは、自国の文化や、風土、言語に対する誇りを携えた上で、「グローバルスタンダード」に立ち向かう人のことを指すことは、古くから一般的に言われてきたことではないでしょうか?であるからこそ、私は腑に落ちないのです。自分の出所を誇りに思えない人間が、果たして、他者を尊重し、多様化した国際社会から評価を受けることができるのか、疑問に思えてなりません。日本人として、日本文化としての日本語を尊重する姿勢こそが、他文化への尊重心を醸成し、延いては、国際社会への貢献に繋がって行くようにしか思えないのは、私の見識の薄っぺらさやも知れませんが。

「トヨタ自動車やソニーなどは『必要に応じて英語を使う』とはしているが、公用語化には消極的だ。ホンダの伊東孝紳社長は 20 日の記者会見で『日本人が集まる日本で英語を使うなんて、そんなばかな話はない。日本では日本語でやればいい』と否定的な考えを強調した」※。無論、総ての日本企業が、誇りを失おうとしているわけではないようです。

自身を尊重できない人は、他者を尊重できないという原則から見た如上の見解ですが、若輩はこの年になってようやくイギリス語の勉強を始めることにしました。日本における自身の実践をより深めるためには、自身の見識の幅を広げなければなりません。その抜き差しならない状況に追い込まれての判断です。つまり、人は、必要とあれば、自ら学び始めるということです。

※『中国新聞』2010年7月27日

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

[<< 前へ](#)

[次へ >>](#)

Page 37 / 57

また新たな一歩を踏み出した「向永谷夏祭り」

2010/07/24 12:00:00

[地域密着型サービス](#)



本日 17 時から駅家町向永谷のちびっこ広場にて、地域福祉センター向永谷が主催する夏祭りが開催されました。センターが主催する夏祭りは 2 回目ですが、この度は前回とは趣きの異なる内容となっています。

2 年前の町内運動会の打ち上げで、地域の方から、向永谷の盆踊りを作ってみんなで踊る夏祭りを開催しては・・・、との意見を頂き、地域福祉センター向永谷の職員が懸命に準備をしてきました。第 1 回目は、すぐに対応できることとして、まずは、夏祭りの開催をセンターの敷地内で行いました。この度は、踊りの曲をいつもお世話になっているボランティアの方に作成していただき、作詞はセンターご利用者と職員が行いました。立派な曲が完成し、それを披露したのがこの度の夏祭りです。次回の夏祭りでは、この曲の振り付けを行いご利用者・地域の方々と一緒に踊ることとなりそうです。

この度のイベントは大変意義のあるものだったと認識しています。今までのイベントのあり方からは、一段階前に進んだことが窺い知れます。一点は、地域住民から享受したニーズを形式化したこと。センター職員の一方向的な押し売りではない点です。第二に、地域の公民館をお借りし、事前に踊りの練習を定期的に行ってきたこと。センターの中で、ご

利用者と職員のみが練習をするのではなく、地域の公民館で地域住民参加の下、練習が継続されました。無論当初は、センターの存在を広報する必要性から、センター内や敷地内での活動はそれなりに重要な意義がありました。しかし、今ではその必要性は薄く、その意味において、当イベントは次の段階に進んだものと受け止めています。三つ目は、まさに、公民館やちびっこ広場といった地域住民が日常的に活動されている空間で、イベントを開催できたことにあります。ちびっこ広場を使用させていただくにあたり、地域住民と職員とで事前準備として広場の草刈り活動が連日行われています。最後 4 つ目ですが、ご利用者がイベントに主体的に参加されている点は重要な要素でした。私たちは単なるまちづくり屋さんではありません。その中心には、ご利用者がいることを忘れることの無い活動が求められています。あくまで、ご利用者支援の延長線上にまちづくりがあるという構成です。その点において、ご利用者と歌の作詞を行うことや、カラオケ時に息子様と一緒に歌を披露されたり、盆踊りに積極的に参加されたりの営みからは、そのことが強く認識された次第です。

猛暑の中、多くの方々に支えられたこの度のイベント。終了した今現在も、感慨深く、眠れぬ夜となりました。センター職員さんも本当にお疲れ様でした！

また、今朝は地域福祉センター仁伍では朝市が開催され、来週の土曜日 7 月 31 日には地域福祉センター宮浦西主催の夏祭りが開催されます。これらは法人の、地域交流事業に基づくものです。宮浦西では、当日ビンゴゲームも予定しています。最寄りの方には是非のご参加をお願い申し上げます。

「向永谷の歌」を作曲して下さったボランティアの方々です！本当に有難うございました。
素敵な歌も披露して下さいました。



カラオケ時には、ご利用者も自慢ののど声を披露されました。上手な方が非常に多く、ハイレベルな会となりました。



ご利用者・地域住民・職員が一つの輪になって、盆踊りを行いました。



[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

『まちづくりとしての小規模多機能ケア』

2010/07/21 12:00:00 [地域密着型サービス](#)

『まちづくり拠点としての可能性』

利用者の生活とは？

	月	火	水	木	金	土	日
6:00							
12:00	通所介護	訪問	通所介護	訪問	通所介護	訪問	訪問
18:00							
24:00							

時間的な問題

その他、一週間のリズムのみならず、**1ヶ月のリズム**や、**1年のリズム**、**ライフサイクルに応じたリズム**への配慮が必要

今回からは、視点を少し焦点化したお話を展開していきたいと考えております。題して、「まちづくりとしての小規模多機能ケア」。小規模多機能型居宅介護（以下「小規模」）が制度化されて早 4 年が経過しましたが、実践レベルにおけるその運営方針は依然曖昧模糊

としているように見受けられます。宅老所スタイルを貫いた実践や、単独型で在宅支援に向き合う実践、高齢者専用賃貸住宅等の居住サービスとの併設型の実践などなど、その実践方法は多様化を極めているようです。もともと、厚生労働省令や解釈通知において詳述されていない「小規模」の運営は、事業所にその裁量が幅広く委ねられていると言えます。これこそが、きめ細やかで臨機応変な対応ができる「小規模」の生命線なのですが、法人・事業所として、細部にわたる具体的な運営方針を示せなければ、その実践は曖昧模糊と化してしまいます。

制度上の曖昧さと相まって、事業を運営する法人の種別・規模・経営方針によってもその実践は様々です。公益法人や営利法人の制度上の問題や、従業員数千・数百名規模の法人から十数名規模の法人、介護保険施設・医療機関を運営している法人や「小規模」単独運営の法人、在宅支援にこだわった経営方針を掲げている法人、居住サービスとの併設を特色としている法人、NPO等ボランティアな視点で運営している法人、地域ケアやまちづくりにこだわった運営を行っている法人など。法人・事業所に多くの裁量が委ねられているからこそ、その多様化が顕著です。

制度創設から4年を経過した今、「小規模」の多様な可能性が顕在化しつつあります。しかし今は、総体的な方向性を定めるには時期尚早であり、その可能性の芽を潰さずにひとつ一つの多様な実践を丁寧に検証していく時期に入ったものと認識しております。居住サービスとの併設のみならず、他の居宅サービスとの併設、単独型、「グループリビング」との併設等多様な実践方法を検証していく時期に入っているのではないのでしょうか。運営方針の一極化ではない、運営方針の多様化の状況も「小規模」の特徴なのかも知れません。

本テーマでは、その多様性ある中の一つの実践方法として、「まちづくりとしての小規模多機能ケア」の実践について考えて行きたいと思います。多様な実践の中の一つとして、「小規模」がまちづくりの拠点として機能する可能性を明らかにしていきたいと考えます。

「利用者の居宅における生活の継続を支援する」(解釈通知)ことが私たちの責務ですが、利用者の生活支援の幅は限りなく広いものです。その幅広い支援を介護専門職だけで担っていくことは到底不可能でしょう。そこには、①「質的な課題」②「時間的な課題」といった二つの課題が存在します。①においては、人間の自立生活を成り立たせるには6つの要件(「①労働的・経済的自立②精神的・文化的自立 ③身体的・健康的自立④社会関係的・人間関係的自立⑤生活技術的・家政管理的自立⑥政治的・契約的自立」)※1があるとされていますが、これら全てを介護専門職だけでは実践できない事実が確認できます。②に関しては、図1に見るように、要介護3の利用者を想定し居宅サービスを組み合わせたとしても、介護保険サービスではフォローが出来ない空白の時間が圧倒的に多い現実が理解できます。このように、利用者の生活支援の範囲を鑑みると、介護保険サービスにおける支援の「守備範囲」は限りなく狭いのです。この守備範囲の狭さは、制度上実践可能な範囲としての狭さと、限られた人員配置で仕事をしている専門職の労力の限界における範囲の狭さといった二つの側面があります。制度では認められていないし、ボランティア精神

はあっても体がついてこない専門職のジレンマがそこには生じています。

それらのジレンマを解消するためにも、専門職は自らの実践における限界点を理解し、地域のあらゆる社会資源を活用して利用者支援を行うことが目指されます。そのためには、保健・医療・福祉専門職とはもちろん、地域住民・ボランティア等のインフォーマル・サポートや、住宅・雇用・環境・教育・司法等の生活関連分野とのネットワークの構築が欠かせません。その上で、インフォーマルな社会資源としての地域の住民・商店・企業のを借りての支援体制づくりが求められます。まちづくりに関与していく介護専門職の面目躍如たる所以がここに生まれるのです。

「まちづくり」と一言でいっても、そこには枚挙にいとまがない実践が含まれるものと思われませんが、本テーマでは、杉岡直人氏の言葉をお借りして「まちづくりとは、フォーマル・インフォーマルの両面から、社会資源の活用・動員を通してサービス利用者がコミュニティの生活課題の解決を図る取り組みを指す」※2と認識し、検討してまいります。

また、福祉の視点におけるまちづくりは、従来社会福祉協議会が担ってきた分野ですが、これからの実践は社会福祉協議会のみが行えばいいという視点ではなく、社会福祉に携わる全ての専門職がまちづくりに関与していく実践が求められています。「地域の絆」で特に大事にしている視点は、地域に対して①顔の見える専門職、②汗をかく専門職の実践です。①は、自治会長や民生委員等地域のキーパーソンとの関係のみではなく、佐藤さん、山田さんといった地域住民ひとり一人と顔の見える関係の築ける専門職を指し、そのためには主たる地域の活動範囲を自治会、どれだけ広くとも小学校区圏内に留めた実践が不可欠であることを意図します。②においては、地域住民から見て、具体的に何をしてくれる専門職であるのか理解が出来る専門職の実践を指しています。その専門職がどのような機能や役割を有しているのか、専門職がどのような価値・理念に則って地域と関わっているのが問われていると認識しています。

そのように考えると地域密着型サービスとして、利用者の日常生活圏域をサービスの対象範囲と定め、その中で、具体的なケアという実践を積み重ねている私たちの取り組みこそが、小地域におけるまちづくりに最も適しているのではないかと推察されます。地域におけるまちづくりの拠点としての「小規模」の可能性と実践について、次回より考えていきます。

※1 大橋謙策氏 『新版・社会福祉学習双書 2008 7 地域福祉論』 P.22 全国社会福祉協議会

※2 杉岡直人氏 『新・社会福祉士養成講座 9 地域福祉の理論と方法 第2版』 P.210 中央法規

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

『小規模多機能型居宅介護における広報・営業活動のあり方③』



前回叙述した通り、小規模多機能型居宅介護（以下「小規模」）の営業先の定義は、①居宅介護支援（以下「居宅」）、②地域包括支援センター、③医療機関、④地域住民となることが理解されます。因みに、地域の絆における実際の「利用申し込みを受付けた先の割合」は下記（「表」）の通りとなります。「小規模」とは円滑な連携が取れていないと、評されている「居宅」からの紹介受付が50%強を占めていることが分かります。しかし、それ以上ではないことも注視しなければなりません。残りの50%弱は、地域包括支援センターや、医療機関、地域住民からの紹介受付の実績があります。特に、一番古い事業所でも開設後3年4カ月の実績しかない現状を鑑みれば、地域住民への認知度が高まることで、今後は、「居宅」以外のカテゴリからの紹介も伸びるものと期待されます。

それでも、「居宅」からの紹介実績が「ある」のは事実です。前回でも少し触れましたが、「小規模」と「居宅」は、「競合」の関係にあると指摘をされる方々がいらっしゃいます。それは、「居宅」が「小規模」へ利用者を紹介すると、「居宅」の利用者数が減るという観点からであり、一側面の捉え方としては間違った見解ではないと考えます。しかし、それが全てではないことも、ここで付言しておきます。私たち福祉専門職の営みは、全てがビジネス思考でなされているものではありません。介護保険サービスは、経済学で言うところの「準市場」に該当するように、「事業性」のみならず、「社会性」や「志」の部分で多くの専門職は懸命に働いています（図）。つまり、「利用者本位」の視点で、適切な機関や、サービスに繋いでいくという専門職本来の「社会性」と「志」を大切にしている専門職が、現場には多く存在するのです。彼らの専門職としての期待に応え得る実践を、私たちの「小規模」で実践できているのか、実践しようと日々努力しているのか、その姿勢が問われているのではないのでしょうか。専門職は、「事業性」だけでは動きません。だからこそ、「小規模」の運営方針やその内容が、「利用者本位」なものであるのか、確かな「社会

性」や「志」を持っているのかが、評価の対象になると私は考えております。

広報手段としましては、ホームページや、パンフレット、広報誌を活用しています。ホームページでは、法人の運営理念や方針が「明確に」伝わる内容を心がけています。代表理事のブログも設定し、法人の今後の方向性や、現状についての思いを吐露させていただいております。利用者の紹介を主目的としているのではなく、私たちの理念や実践情報を広域に公開していくことで、同じ志をもつ人たちとのネットワークの構築に繋げていきたい意図から運営しております。その意味においては、本誌の掲載を通して、広くネットワーク構築の呼びかけも行っているわけです。日常生活圏域が定められている地域密着型サービスにおいては、利用者紹介のための広域な広報自体が無意味であると考えますので、ホームページでは、全国における専門職間のネットワーク構築を第一義に掲げております。むろん副次的には、他府県からの利用申し込みで、数名の方が利用開始に至ったことや、職員採用時においても、ホームページを見て応募したと言っただけの方が増えていきます。

パンフレットについては、職員がパソコンで作成した手作りのものを活用しています。そこには、前号より如上で述べた具体的な運営方針が明記されています。最大登録者数が25名であることを考えても、印刷会社に依頼するとコスト高となってしまいますので、「手作り」のパンフレットを活用しています。「手作り」にもメリットがあり、状況に応じた常時の更新が可能となります。営業先の反応や、利用者・地域住民のニーズに応じて漸次更新を行うのです。

より具体的な日々の実践についての伝達方法としては、広報誌を活用しています。営業時には、パンフレットと広報誌の双方を先方に提供することとします。広報誌では、事業所職員の実践紹介はもちろん、地域住民のコメントや、子ども会の「案内文」を広報誌の中に掲載するなど、広報誌を「つくること」自体が地域住民に対する「広報」の役割を担ってもおります。

「社会性」や「志」を大切に活動することで、広報戦略上、有利なことがあります。マスコミとの関係性です。現政権が打ち出す「地域主義」の理念や、コミュニティ再生、地域福祉の推進等は、社会的なニーズに対する実践です。そのことを念頭に、具体的な実践を行うこと、また、その情報自体は、広く地域住民にとっての有益な情報となります。それはすなわち、マスコミが取り上げたい「題材」となるのです。その甲斐あってか、地域の絆では、3年4カ月の間、新聞・テレビ・雑誌等に枚挙にいとまがないほど取り上げていただきました。それが、直接ではないにせよ、利用者の紹介受付に繋がったことは言うまでもありません。

また、場所によって、「小規模」自体の認知度が低い地域もあるようです。そういった場合は、自法人・自事業所のみを考えた広報・営業活動ではなく、地域における「小規模」の役割・機能を念頭に、広報活動を展開することも重要な戦略となります。当法人では、代表者である私はもちろんのこと、各事業所の管理者までもが、地域の中で、「小規

模」に関する講演の依頼に積極的に応え、活動しております。まずは、「小規模」の強みを相対的に理解していただく必要があり、その後、法人独自の特徴をアピールする流れが要諦であると考えています。

これは、決して綺麗ごとで申し上げているのではありません。「公益」な活動と、「私益」な活動はどこかできっと、繋がっているものです。

「社会性」と「志」を持って、広報活動を実践しましょう！

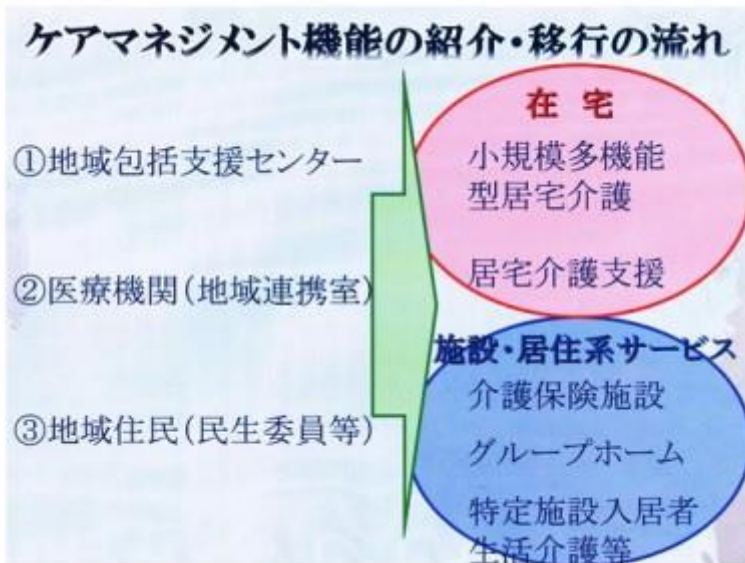
表 利用受付先のカテゴリーと割合
(特定非営利活動法人 地域の絆の実績より)

	法人全体	A事業所	B事業所	C事業所
①「居宅」	54%	45%	65%	54%
②地域包括支援センター	14%	23%	20%	5%
③医療機関	28%	27%	10%	38%
④地域住民	4%	5%	5%	3%
合計	100%	100%	100%	100%

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

『小規模多機能型居宅介護における広報・営業活動のあり方②』

2010/07/14 12:00:00 [地域密着型サービス](#)



広報・営業活動を始めるにあたっては、その前に、法人・事業所による具体的なケア・サービス提供方針を明確化し、それを営業担当者が理解しておくことが大前提となります。この点を不明確にしたまま営業活動を展開しても、まずその効果は見込めないと前回お話ししました。以下その続きを叙述します。

地域の絆では、「認知症ケア」及び「医療依存度の高い方へのケア」を中心に据えた方針を具体的に先方に伝えている旨前回お話ししましたが、もう一つの具体的方針として、「コミュニティケアの実践」について説明をしております。自治会が主催する地域行事等に利用者と職員で参画（夜店を出したり、清掃等）していること、事業所が主催する地域行事を、利用者と職員が協働で運営していること、そのことで、利用者に、地域住民としての役割を、地域の中で担っていただく支援を行っていることをお伝えしています。地域に開かれた事業所であること、そのことで、地域住民と利用者の交流が促進され、「徘徊」時における見守り等の協力が地域住民より得られていることや、避難訓練を自治会と共同開催していることで、災害時のリスクの軽減が図れることも事業所の強みであるので伝えます。

その他、説明しなければならない運営方針は山ほどあります。サービス提供範囲、営業時間、送迎時間への対応、「通い」「訪問」「宿泊」の利用頻度等。

このようにみえてくると、営業担当者は、法人・事業所の具体的なケア・サービスの方針を熟知していなければならない事が理解されるでしょう。そしてこれは、営業活動時のみならず、実際のケア・サービス場面において全職員が理解しておかなければならない内容でもあります。利用者・家族と対面時、常に判断基準として持つておかなければならぬ方針だからです。その点において、経営者には、法人・事業所の具体的な運営方針を示す責務があり、それが出来ない限り、営業担当者は効率的・効果的な営業活動が展開できず、また、現場職員も自信を持ち、迷うことなくケア・サービス提供を行うことが出来ない状況に陥ってしまうと言えます。効率的・効果的な営業活動には、経営者による具体的方針の提示

が不可欠なのです。それを示すことが出来ていないにも関わらず、営業担当者の非効率・非効果ぶりを嘆いてみてもそれは、本末転倒ではないでしょうか。

因みに、地域の絆における営業担当者は、各事業所の管理者・主任が担っています。営業担当者に求められる要素として、①具体的ケア・サービス提供方針を熟知しており、②決定されていない詳細な質問にも即答でき、③営業先と同等以上の専門性を有していること、が要諦であると私は考えます。そのような観点から、管理者・主任を営業担当者としております。むろん、営業担当者を別途配置する余裕が当法人にはありませんので、このような体制で臨んでいるともいえますが、結果として、そのことが功を奏していると認識しております。

続いて営業先について定義する必要があります。遮二無二走り回っても、これも非効率と言わざるを得ません。サービスを提供する事業所と利用者が繋がるためには、そのための経路を創っていく必要があります。どのような経路を経て、私たちは利用者へと繋がるのでしょうか？居宅介護支援事業所からの紹介を最重要視され、営業活動している他法人の職員さんの話を聞いてみても多くは「苦戦」を強いられているようです。居宅介護支援事業所は、重要な営業先であると認識して差し支えないと考えますが、それだけでは不備と言わざるを得ません。ケアマネジメントの紹介・移行経路を見ていくと、このことは理解されます（図）。居宅介護支援（以下居宅）と同様に、小規模多機能型居宅介護（以下小規模）においても、ケアマネジメント機能があることを自覚し、言わば「居宅」の営業先も、「小規模」の営業先となることを熟知しておく必要があるのです。ビジネスモデルの視点から見れば、両者は「競合」していることになるのかも知れませんね。

地域包括支援センターや、医療機関の地域連携室、民生委員等の地域住民に対しては、要介護高齢者と認定されるであろう利用者の紹介先として、紋切り型に「居宅」を選択するのではなく、ニーズが「小規模」に適している利用者は、直接「小規模」へ紹介いただくよう説明しておく必要があります。「居宅」及び「施設・居住系サービス」しか選択肢のなかった所へ、「小規模」も選択肢として設けていただくよう説明するのです。

地域の絆の事例でも、地域包括支援センターや、医療機関から「居宅」へ紹介された利用者が、その1カ月以内に当「小規模」へと紹介されて来られたことが幾度とありました。利用者の権利擁護の立場からも、直接「小規模」へと紹介いただければ、その負担も軽減できたはずで、利用者本位の意味からも、私たちは、積極的に①～③の機関及び人々に説明をしていかなければなりません。

以上のことから営業先の定義は、①「居宅」、②地域包括支援センター、③医療機関、④地域住民となることが理解されます。私たちの仕事は、事業所を既に利用されている利用者に対する権利擁護の実践です。その意味においても、営業活動は効率的に行う必要があります。短時間の営業活動で、効率的に、営業先に私たちの思いと方針を伝えていく必要があります。また、営業担当者が複数いる場合には、担当者同士の連携が不可欠となります。

地域の絆では、営業手順として、営業先の一覧表を作成し、相手の方と具体的にどのような会話をしたのか？反応はどうであったか？を毎回記載し、組織内での情報共有を行います。また、一覧表は、地域ごとに分類されており、動線が無駄なく効率的に訪問ができるように工夫をしています。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

コミュニティホーム仁伍 開設までの一里塚③

2010/07/09 12:00:00

[地域密着型サービス](#)



ゲリラ豪雨が津々浦々で被害を引き起こしている昨今。コミュニティホーム仁伍の建築工事は順調に進捗中です。「地域の絆」では、環境理念を掲げていますが、地球は確実に悲鳴を上げています。このまま行けば、間違いなく、人類は恐竜時代より短命に終わると言われています。孫やひ孫、玄孫の生活を守るため、責任ある行動が今求められています。私たちも、祖先の行動責任の帰結として、今の自然環境を享受しているのですから……。

本工事は、外溝工事に時間を要します。1階からも2階からもほぼフラットな高さから地上に出入りが可能となっています。ご利用者の避難経路の確保を考えてのことですが、そのため若干複雑な構造となるわけです。現在はその外溝工事に取り掛かっております。

さて、コミュニティホーム仁伍は、当法人では初めてのグループホームの開設となります。ここでは、運営方針の骨子を開示させていただきます。

運営内容

■地域の中の主体者（主役）としての支援

ご利用者の背景には地域があることを認識し、ご利用者が住み慣れた地域で役割を持って生活することを支援します。

■在宅生活における継続的な支援

小規模多機能型居宅介護のご利用者が、環境の変化によるダメージを受けることなく居住サービスへ移行できるよう支援します。

■包括的サービス支援

在宅サービスと居住サービスの往来を、より円滑にできるよう包括的な視点を持って対応します。

■ パーソンセンタードケア

パーソンセンタードケア（認知症ではなくひとりの「人」を中心としたケア）を徹底した実践及び職員教育を行います。

「認知症」に捉われず「その人」を理解することを大切にします。

■ 社会的役割の創出と自己有用感の醸成支援

食事・排泄・入浴・口腔ケア・睡眠といった基本的ケアのみならず、その方の居場所と、生きがい・役割のある生活を支援します。例えば、地域活動やボランティア活動等を通して、自己実現や意欲の向上を図ります。

■ 認知症の方への行動・心理症状への対応

行動・心理症状の要因である身体不調・ストレス・不安感・不快感・焦燥感の原因に目を向け、周囲の環境を変えることで、行動・心理症状が減退することを理解して対応します。

また職員は常に、

- ①それは本当の問題なのか？
- ②どうしてそれが問題なのか？
- ③誰にとっての問題なのか？
- ④行動によって何を伝えようとしているのか？
- ⑤生活の質を高める方法で解決できないか？

を自らに問いかけた上で、その解決策を考えます。

グループホームが、地域密着型サービスに位置付けられたのは2006年。私たちは、地域密着型サービスとしてのグループホームケアの確立を目指します。

コミュニティホーム仁伍 外溝工事 風景①



コミュニティホーム仁伍 外溝工事 風景②



コミュニティホーム仁伍 外溝工事 風景③



[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

[<< 前へ](#)

[次へ >>](#)

Page 38 / 57

高齢者虐待とまちづくりの関係

2010/07/05 12:00:00 [社会福祉](#)



7月3日(土) 広島市南区内で「第7回日本高齢者虐待防止学会広島大会」が開催されました。いつもお世話になっている方からの依頼を受け、“分科会”に携わらせていただくこととなりましたので、当日は朝から参加させて頂きました。

最も印象に残ったことは、まちづくりと虐待に相関性があるという一見自明のことでした。「我々は高齢者虐待事例について、5年間の追跡調査を行った。その結果、虐待が起こ

ってからの解決は難しく、高齢者虐待を防止するためには、その前兆を早期に発見し、地域が一体となって支援する地域づくりが必要であることが明らかになった」※大会長の小野 ミツ先生のお言葉です。

虐待防止においては、早期発見が重要であり、そのためには地域住民同士の見守り力が不可欠であり、そのような関係性の築けるまちづくりが要諦であるというわけです。また、そのためには「見守り専門職」の配置が不可欠であると謳われた発表もありました。「見守り専門職」の配置された地域では、「見守り対象者」の緊急連絡先の把握が「見守り専門職」の配置されていない地域より進んでおり、「見守り専門職」の配置がない地域では、「見守り対象者」の重度化がより顕著であったと伺いました。

また、この道古参の大先輩から立ち話でご教示頂いた内容では、——ネットワークだけを地域につくっても仕方がない。その前に地域住民を巻き込んだまちづくりが土壌にないと意味がない——、と伺いました。福祉の視点におけるまちづくりを促進する私たちの営みは、虐待防止にも繋がっていることを真摯に受け止め明日からの実践における推進力としたいものです。

近頃では、セルフネグレクト（自己放任）についての議論も盛んになっているようです。シンポジウムⅠにおいて、ハンドンヒ博士（釜山広域市健康家庭支援センター長・コシン大学招聘教授）は以下のように質問に答えられました。——自分の世話をしない。誰かの世話を嫌がる。自己放任は、韓国においても専門家の中では見解が分かれている。ただし、社会的要素があって、社会が高齢者をその様に追い込んでいる面があるので、自己放任も虐待であると認識している——。

日本の高齢者虐待防止法の正式名称は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」です。養護者支援もその目的であるように、これは社会問題として捉えるべきものです。社会問題である以上、どのような問題においても、そこには加害者の「被害者性」が存在します。そのことを一ソーシャルワーカーとして強く認識しておきたいと思います。

※日本高齢者虐待防止学会『第7回日本高齢者虐待防止学会広島大会 抄録集』P.24 2010年6月

会場の南区民文化センターにて。一日中雨が降っていました。



[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

サッカーワールドカップの惜敗と得点力不足考

2010/06/30 12:00:00 [社会全般](#)



昨日のパラグアイ戦をもって日本のワールドカップは終わりを告げました。「日本サッカーの底力を世界に示してくれた。健闘を心からたたえたい」昨日未明に菅直人首相が談話を発表したように※1、国民の大多数の反応は「よくやった！」と称賛するものであり、それは真つ当な反応であると認識しています。その評価に立った上で、予てから日本サッカー対して思うところを綴ってみたいと思います。

スポーツは勝ち負けが全てではないと言った考え方があり、そのことは尊重した上で、日本サッカーが今後世界で勝ち上がっていくためには、その得点力・決定力が不可欠です。これは報道においても自明の如く取り上げられていることで異論の無い所かと存じます。ではなぜ得点できないのか？スポーツの専門家でもない私が思うに、日本人の意識や価値にも要因があると考えています。

1998年～2002年まで日本代表の監督を務めたフィリップ＝トルシエ氏は、来日当初以下のように語っています。「秩序を重んじる日本社会では、個人による露骨な感情表現をよしとしない。日本の教育が、日本人が自己表現や判断力に欠けることに影響しているのではないか。それがサッカーにも出ているように思う」。であればこそ、「チームづくりよりも人間づくり」を基調とした指導方法を取り、「世界ユース選手権で準優勝した選手を遠征先でディスコを借り切って踊らせたり、孤児院に連れていった」こともあったと言います。「いいチームを作るにはコミュニケーションが大切。そのためには、もっと感情を素直に表現

する必要がある」トルシエ氏は言います。※2

この日本社会特有の呪縛から、今の日本代表は果たして解き放たれたのでしょうか？本田圭佑氏の加入により、幾分雰囲気が変わったものの未だその呪縛の中にいると私は認識しています。自己表現と判断能力の優れた本田圭佑氏に対し、日本のメディアが当初非難を浴びせたように、日本人特有の意識や価値は根深く社会に浸透し、サッカー界にも多分な影響を与えているものと察しています。基本的に、人間の価値や意識は、社会の価値規範から影響を受け作られていることから、そこから完全に影響を受けずに個の価値や意識が形成されることはありません。よって、これは至極「常識」的な話ですね。

私のスクラップファイルからは、色んな情報が出てきまして、いみじくも次のような文書を見つけました。元日本代表ストライカーの福田 正博氏の言葉です。

——FWは失敗が一番多いポジションだが、失敗しないと得られないことが多いポジションだ。日本社会は失敗を許さない所がある。勝てなければあの監督が駄目だ！と言われたら、もう誰も認めてくれなくなる。選手も同じで、失敗したら、もう使ってもらえないんじゃないのか？と思う。失敗を恐れて、シュートを選択しない。責任を取りたくない考えがどこかにある。だからシュートではなく、パスを選択する場面が多くなる。失敗は人間が成長するには必要。失敗に寛容になる必要がある。そのためには、大人や日本社会の環境づくりが必要になってくる——。

日本サッカーと共に、国際社会に通じる日本社会のあり方が今問われています。

※1 日本経済新聞 2010年6月30日

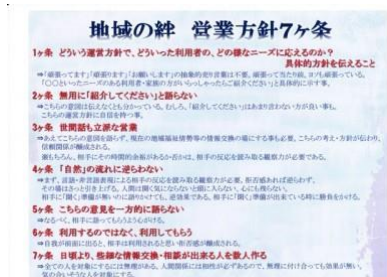
※2 朝日新聞 2000年9月24日

※3 福田 正博氏 2008年1月30日 報道ステーション「日本がW杯で勝つために FWはチャレンジせよ！」

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

『小規模多機能型居宅介護における広報・営業活動のあり方①』

2010/06/28 12:00:00 [地域密着型サービス](#)



参議院議員大河原雅子氏もおっしゃられている通り「地域密着型サービスは国の調査で

も一貫して赤字が続いており、そうした事業者が持続可能な仕組みにしなければ」※ならないと、地域密着型サービスにおける経営の困難さを示されています。介護報酬が妥当か否かを議論することの重要性は承知しておりますが、ここではこの点を一旦脇へおき、事業所努力としての取り組みに焦点化してお話を展開したいと思います。

ご周知の通り、事業収入の基本部分は、介護報酬として定められている以上、登録者数（利用者数）によって、事業所の収入の大部分が決まっております。赤字の事業所が多いということは、それだけ登録者数が少ない事業所が多いことを物語っています。2009年4月から居宅介護支援（以下「居宅」という）に「小規模多機能型居宅介護事業所連携加算」が設けられているように、その要因の一つとして、「居宅」から小規模多機能型居宅介護（以下「小規模」という）への利用者の紹介が未だ円滑に行われていない現状があります。また、医療機関や、地域包括支援センター、地域住民等に広く「小規模」は具体的に何ができるのか？その機能や役割を理解していただけていない状況も窺えます。

ここでは、そのような状況下において、利用者と事業所が繋がるための、広報及び営業活動について考えていきたいと思えます。営業活動において、地域の絆が第一義的に大切にしていることは、利用者のどのようなニーズに対して、どのように応えていきたいと考えているのかを具体的に伝えることにあります。伝える中身がなければ、何度足を運んでも時間の無駄であると考えているからです。「頑張りますので、よろしくお願いします！」と熱意を伝えることも無意味ではありませんし、営業先との人間関係の親密度を高めていくためのコミュニケーションも大切かも知れませんが、それだけを前面に押し出して足を運ぶことは、営業先にとっても、私たちにとっても非常に非効率であると考えます。

私たちは何のために営業をするのかをもう一度再確認すると、対象となる利用者を紹介していただきたいからです。であれば、紹介する側が、対象となる利用者像をイメージでき、かつ、紹介してもいいと思えるような、法人・事業所としてのケア・サービスの提供方針が具体的に示されなければなりません。また、同じ「小規模」が近隣に存在するのであれば、他の「小規模」との違いを具体的に示す必要があります。

例えば、地域の絆では下記のように伝えていきます。対象者は、「在宅での生活を継続したいと考えているが、継続するには不安を抱えていらっしゃる利用者・家族」であり、「要支援の利用者は、緊急性のあるケース及び一時的な利用のケースのみ受け入れている」こと。要支援の利用者を積極的に受け入れてしまうと、「小規模」では、経営が成り立ちません。しかしながら、お金にならないことは全くしないという姿勢は、社会に対する信用失墜行為にあたるかと私は考えますので、上記の条件であれば、要支援の方の受け入れを行っているかと正直に先方に伝えていきます。「緊急性のあるケース」とは、虐待のケース、災害のケース等の場合、「一時的な利用のケース」とは、登録解除日の目処が既に立っているケース等の場合であると、その際も、具体性を持って伝えるように心がけます。地域の絆の「小規模」は居住機能を併設していないため、在宅支援（利用者の方が長年住んでいらっしゃる家・地域を基盤とした支援）にこだわっている旨もお伝えし、そのようなニーズのある

利用者・家族がいればご紹介いただけるよう依頼します。高齢者専用賃貸住宅等の居住機能を併設している事業所であれば、また違った対象者像となるかも知れませんが、この辺りをまず具体的に示す必要があろうかと思えます。

また、「医療機関を退院後、直ぐに在宅生活への移行が困難なケース」、「『小規模』以外の在宅サービスを利用されており、そろそろ施設入所を検討されているケース」、「介護老人保健施設に入所中であるが、在宅生活を検討されているケース」等の対象ケースも合わせて具体的に説明すると伝達力が促進されます。

具体的な運営方針については、まず、「認知症ケア」及び「医療依存度の高い方へのケア」を中心に据えている旨、また、その体制が整っていることも先方にお伝えします。「認知症ケア」については、①利用者の方の居場所づくり、役割づくりを念頭に、利用者と職員が家事（買い物・料理・洗濯・掃除・洗車・菜園活動等）を協働作業していくこと、②リハビリ専門職が配置されていないため、入浴時に特殊浴槽を使わないことや、車イスは移動時のみ使用し、普通の椅子に常時座り替えていただくこと、可能性への挑戦を諦めることなく、リスクを最小限に抑えた上で、積極的に歩行していただくこと等の生活リハビリを実施すること、③職員に対して一定程度の認知症ケアにかかる研修を受講させていることを伝えています。「医療依存度の高い方へのケア」については、①看護職を法定人員以上に手厚く配置していること、②協力医療機関より、24時間365日の後方支援が受けられること、③介護職も、研修の中で、一定程度の医療的知識及び技術の習得を行っていることを説明しております。（次回に続く）

※『介護ビジョン』2009年12月号「今月の顔」日本医療企画

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

コミュニティホーム仁伍 開設までの一里塚②

2010/06/24 12:00:00 [地域密着型サービス](#)



本日6月24日11時より、「コミュニティホーム仁伍地鎮祭」が開催されました。地域福祉センター仁伍のご利用者・ご家族・法人職員一同及び建築関係者の皆様にご参加いただくことが出来ました。参加者の皆様おかれましては、貴重な時間を頂きましたこと深くお礼申し上げます。

地鎮祭後、近隣住民の方に対し工事でご迷惑をお掛けする旨、挨拶まわりをさせていた

できました。無論、自治会の方々に対する説明会は2010年2月26日に済ませております。地域の絆は、地域住民との協働のまちづくりを第一義としていますので、如何なる事業所を開設するにしても建築図面の青写真が出来た段階で早期に住民説明会を開くことを自明の如く実践しております。早期に開く住民説明会の場合には、①法人理念・概要の説明②開設事業所の機能・内容の説明③地域交流スペースや運営内容についての意見の拝聴④アンケートによる意見及び質問の受付を実施させていただきます。この際に、③④辺りで、事業所の名前も地域の方に決めていただくこととしております。地域性を熟知されている住民の方にご教示頂いて事業所名を付けることが、多様な観点から間違えのない命名に繋がると認識しているからです。「地域のために頑張ります」と言いながら、勝手に建物を建てて竣工間際に地域住民に説明会を開くといった見ても無い体たらくは避けたいものです。

実はこの様な実践も、古参の諸先輩方よりご教示いただきながら身についた視点です。つくづく、多くの方々に支えられて今があることに感慨深い毎日です。諸先輩から教わったことを、いつか私も後輩たちに伝えていきたい。そんな法人・事業所づくりをこれから目指して行きたいと思っています。

朝一で大学の講義を終え、私が一番最後に到着です。



地鎮祭は大安を選びますので、スケジュール調整に苦慮しました。大学の講義も簡単に休講するわけにもいかず、苦肉の策で11時からの開催とさせていただきました。

ご利用者・ご家族・法人職員が参加しました。



ご利用者・ご家族・法人職員が参加しました。



地域福祉センター仁伍のご利用者にも参加していただきました。



事業所は、法人役員や法人職員だけのものではありません。ご利用者や地域のものであり、社会福祉実践における社会資源であるべきです。主体者としてのご利用者に参加していただかない訳にはいきません。

長時間にわたるご参加有難うございました。



[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

『小規模多機能型居宅介護における記録と書類管理の在り方』

2010/06/16 12:00:00

[地域密着型サービス](#)



福山和女氏は、「ケーグル (J.D.Kagle) の枠組みは 10 項目である」とし、ソーシャルワークにおける記録の目的として次の部分を挙げておられます。「①クライアントのニーズの明確化、②サービスを文書化すること、③ケースの継続を維持すること、④専門職間のコミュニケーションを促進すること、⑤クライアントと情報を共有すること、⑥スーパービジョン、コンサルテーション、同僚間の再検討を促進すること、⑦サービスの過程とその影響をモニターすること、⑧学生とほかの専門職を教育すること、⑨管理上の課題に対してデータを提供すること、⑩調査・研究のためにデータを提供すること」※。

如上における 10 項目は全て重要な項目であると認識しておりますが、ここでは、③④⑤⑨について掘り下げて検討したいと思います。地域の絆が最も重要視している視点です。

「③ケースの継続を維持すること」で一番大切にしていることは、「通い」「訪問」「宿泊」「ケアマネジメント」のサービスを一体的に記録していることです。例えば、ケア日誌や、利用者・家族との連絡ノート、介護（経過）記録、ミーティング記録等全ての記録において、一枚の記録用紙に 4 つの視点で記載する方針を取っています。むろん、4 つのサービスのどの視点における記録なのかは、明記するようにしていますが、サービスごとの書式は設けていません。利用者の生活は 24 時間 365 日継続性のあるものであり、その全体性を捉えた視点が私たちには求められているからです。これは、職員教育にも繋がる要素ですが、サービスごとに、記録を分けて記載・管理することで、利用者の生活の全体性を捉える視点が損なわれる側面もあります。記録は、作成すると同時に、後に評価するためにも活用されるべきものです。やはり、サービスごとに分かれた記録ではなく、利用者の生活の全体性を捉えた記録の記載・管理方法を取るべきであると考えます。

「④職員間のコミュニケーションを促進すること」で、どこの事業所も苦慮しているのが、職員間の情報共有です。その辺りの解消を第一義とします。地域の絆の中で、最も重要視している記録は、ケア日誌とミーティング記録です。その双方に優先順位の高い全ての記録が、漏れなく記載されるよう二重チェックを行い、全職員が 15 分前に出勤し、この二つの記録には必ず目を通して、業務に入るよう徹底しています。24 時間 365 日続いている利用者の生活に対して、私たちの仕事は、一日 8 時間の関わりがあるだけです。私たちのケアは細切れで利用者に提供されますが、利用者の生活は継続したものです。そのことをしっかりと認識することで、利用者の生活支援の視点と、チームケアの視点が明確化されることでしょう。また、最近の取り組みとして、ミーティングで決まった「決め事」を

可視化し編纂した「ルールブック」の内容を、少しずつ朝礼時に確認していくことにしています。産業界では、朝の朝礼時にルールの確認を行った結果、職員間の情報共有が促進された事例の報告が数多ありますので、それを参考にさせてもらった次第です。

「⑤クライアントと情報を共有すること」の「クライアント」は小規模多機能型居宅介護（以下「小規模」）の場合、多くは家族を念頭に置いたものとなるでしょう。地域の絆では、広報誌（多い事業所では 2 カ月に一度の発行）や、運営推進会議の報告、連絡ノートの記録を大切にしています。中でも、連絡ノートの様式は、家族の意見を取り入れ何度も更新し、家族と事業所で作り上げた書式となっています。また、小規模の利用者は、自身が受けたサービス・ケアの内容を家族に伝えることが困難な方が多く、それだけに、連絡ノートの内容を第一に家族は情報収集を行おうとされますし、連絡ノートを通じて、意見や要望を伝えようされます。地域の絆では、連絡ノートの様式はもちろん、記載のためのマニュアルも作っています。それだけ、この記録は慎重かつ丁寧に記載するべきものであると考えているからです。

「⑨管理上の課題に対してデーターを提供すること」においては、法人の運営に必要なデーターとして、各事業所管理者より、月報の提出を義務付けています。概ね下記の項目がそれに当たります。①登録（契約）利用者数の増減（月初の利用者数と月末の利用者数及びその増減）、②登録（契約）利用者の利用理由及び登録（契約）解除者の解除理由（理由を正確かつ具体的に明記）、③お試し及び新規登録利用者の紹介事業所一覧（一度でも利用があったケースを対象とし、事業所名と件数を報告する。居宅介護支援事業所、病院、民生委員等）、④お試し利用者の動向（お試し利用者数と、その内登録《契約》した利用者数の報告）、⑤送迎及び訪問エリアの報告（登録《契約》利用者総数に占める車で 10 分圏内の利用者数の報告）、⑥食数集計表（朝食・昼食・夕食それぞれの総数とそれぞれの職員・利用者の食数の報告）、⑦「事故及びひやり・はっと報告 集計表」「さわやか処理（苦情処理） 集計表」（データーベース化目的に集計する）など。目的は、①各センターの 1 ヶ月間の動向を法人全職員で把握する。②管理者・主任の管理職としての自覚を促進する。③法人の運営戦略・戦術に活かすデーターを抽出・管理する、としています。

私は予ねてから福祉専門職、特に管理的な立場にある者は、連立方程式が解けなければならぬと考えています。それは、利用者の権利擁護の視点と、職員の生活を守る視点であったり、利用者の利益最優先の視点と、社会的費用の効率・効果的運用の視点がそれに当たると思われます。とくに、政策の大転換が為されない限りにおいては、このことは避けては通れぬ私たちの責務となります。そのことを、職員に伝えるための教育のツールとしての記録でもあります。

※『新・社会福祉士養成講座 7 相談援助の理論と方法 I』「第 13 章 相談援助のための記録の技術」福山和女氏、中央法規。

[<< 前へ](#)

[次へ >>](#)

Page 39 / 57

花園大学教授八木晃介先生 退職を祝う会

2010/06/13 12:00:00 [日常](#)



京都市中京区三条先斗町の「ザ・洋食屋キチキチ」さんで、花園大学文学部教授・花園大学人権教育研究センター所長を昨年度定年退職された八木晃介先生を祝う会が開催されました。八木先生は現在も特任教授として花園大学で教鞭を取られています。一旦の仕切り直しを祝う会です。先生におかれましては、今後ますますのご活躍を切望致しております。

思えばこの大学での勉強が、現在の私の取り組みの礎を創り上げたと言えそうです。高等学校までにおける「勉強」に殆ど興味が湧かず、自分を見失いつつある中、大学に進学しました。大学での勉強は、自分の考えや、思いを、言語化し、形成していくためのものでした。それは、自身の考えに耳を傾ける勉強でした。社会に数多ある矛盾や、ジレンマ、不正、不当に対して、流されることなくしっかりと受け止め、要因を分析し、その解決方法を模索する勉強です。それは、誰かに負けない為に、誰かを蹴落とすといった類の「勉強」ではなく、全ての人が幸せになる社会をつくるための勉強でした。高等学校までにおける「勉強」とは異なり、創造性や独創性の問われる真の意味における勉強に触れ、専門書を貪り読む毎日が始まりました。専門書を一頁読んで、自身の頭の中でああでもない、こうでもないと思案し、時には八木先生に疑問を投げかけ、理論構築が成されて行きました。それは、私にとって掛け替えのない時間でした。

素晴らしい恩師と、仲間とに囲まれ現在の自分があることをしっかりと再認識し、それに恥じぬ生き方をしなければと思っております。今後とも、ご指導・ご鞭撻の程よろしくお願い致します。

先生、一先ずのご退職、おめでとうございます！しかしながら、若輩がもう少し成長するまでの間は、引き続き第一線での活躍をお願い申し上げます。

先生の近著をプレゼント頂き記念撮影



参加できなかった元ゼミ生の方で、本ブログを読まれた方は、是非中島までご連絡ください！連絡をお待ちしております。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

コミュニティホーム仁伍 開設までの一里塚①

2010/06/12 12:00:00 [地域密着型サービス](#)



NPO 法人地域の絆における今年度の事業計画では、2010年12月にコミュニティホーム仁伍、2011年3月に地域福祉センター鹿川【仮称】を開設することとしています。

今後本ホームページ・ブログにおいて、それぞれの拠点が開設されるまでの道程を詳しくご紹介していきますので、是非とも小まめにお立ち寄りいただきたく存じます。

第4期福山市介護保険事業計画に基づいた2010年度指定認知症対応型共同生活介護の公募を経て、当法人が指定事業者を選定されました。グループホームの定員は2ユニット18名です。グループホームという名は既に市民権を得ており、「特養」「老健」と同等、いやそれ以上に実態がイメージされやすい言葉となっています。当法人では、敢えてその「グループホーム」という言葉を用いず、「コミュニティホーム」と建物の名を命名することにしました（事業名は「認知症対応型共同生活介護」を使用）。2006年4月より地域密着型サービスが創設され、グループホームもそのカテゴリーに位置付けられました。つまり、住み慣れた地域の中で継続的・包括的な支援を受けるためのサービスとして位置付けられたのです。あくまで私の個人的な心象に過ぎませんが、従来のグループホームケアは、目の前の利用者にとどの様なアプローチをするかに焦点化したケアであったと認識しています。しかし、これからのグループホームケアは、利用者の背景には地域があることをしっかり

と認識し、その地域をも支援の対象に捉えたケアの実践が求められているのではないかと
思うのです。利用者が今まで生活の基盤とされていた地域と、現在の生活を切り離すこと
なく一体的に支援していく視点を専門職は持つ必要があります。

その様な観点から、敢えて「コミュニティホーム」と名付けた次第です。「コミュニティ
ホーム仁伍」には、グループホーム機能のみならず、地域交流スペース、福祉よろず相談
室、研修室、法人本部事務所の機能を有することとなります。建物は、鉄骨3階建てで、1・
2階がグループホーム、3階が地域交流スペースとしての料理教室のできる部屋、地域にも
開放できる職員研修室、法人本部事務所を設けています。2階にグループホームがあること
で災害時利用者の命を守ることができるのか？といったご心配をされる方もいらっしゃる
かも知れません。ご安心いただきたいのは、1階のグループホームの浴室・エレベーター・
階段部分は半地下になっており、玄関の方角が異なるものの2階からも1階同様に出入り
ができる構造にしております。詳しくは、今後のホームページ・ブログにてご確認いただ
ければ幸甚です。

私たちがもう一つ大切にしていることは、利用者の社会的役割の創出です。地域福祉の
概念にもあるように、高齢者や障害者は「支えられる側」に固定された人たちではなく、
環境や立場が変われば「支える側」回ることがあることをしっかりと認識して対人援助を
行う必要性を感じています。判断能力が低下した認知症の方であっても、「寝たきり」の状
況で意思疎通が困難な利用者であっても、そこには必ずご本人の志があることを認識して
援助活動を行うことが自明ではありますが重要です。その営みが、利用者に対する人間と
しての尊厳を保持した実践に繋がります。

コミュニティホーム仁伍においては、パーソンセンタードケアを第一義とした上で、就
労に近い形の活動を模索していく計画を持っています。3階部分において、障害者自立支援
法上の児童デイサービスの運営を、専門職と一緒に認知症高齢者が主体的に参画していく
実践や、地域住民との協働で朝市の運営に携わっていく実践を計画中です。具体的な実践
内容は、状況に応じて変遷していくものと思われませんが、大きな方向性については相違あ
りません。

是非期待を持って、コミュニティホーム仁伍にご注視いただければ幸甚です。

工事が始まる前の風景（もう二度と見ることの出来ない風景です）



奥に見えるのが地域福祉センター仁伍です。相互に自由な出入りが可能です。
手前が二階の玄関で、1階の玄関は地域福祉センター仁伍側につくられます。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

社会福祉専門職からみた菅内閣考

2010/06/09 12:00:00 [社会全般](#)



「菅内閣は左翼政権」と安倍・麻生両元首相が批判をされているそうです（『朝日新聞』2010年6月8日）。私は政治学者でも専門家でもありませんので、その辺りのことはよく分かりません。政治に関しては、左翼・右翼の定義も理解していないだけの素人です。

しかしながら、社会福祉の仕事は、公の責任の下実践される要素が強くその意味において、政治と社会福祉実践は密接な関係にあるようです。その観点から以下叙述します。

菅直人首相は、8日午後の就任会見で下記のように述べたと聞きます。

「私は政治の役割とは、国民が不幸になる要素、あるいは世界の人々が不幸になる要素をいかに少なくしていくのか。最小不幸の社会を作ることにあると考えております。（中略）貧困、あるいは戦争、そういったことをなくすことこそ政治が力を尽くすべきだと、このように考えているからであります」。

「社会保障についても、従来は社会保障というと何か負担という形で、経済の成長の足を引っ張るのではないかという考えが主流でありました。しかしそうでしょうか。スウェーデンなど多くの国では、社会保障を充実させることのなかに雇用を生み出し、そして若い人たちも安心して勉強や研究に励むことができる。まさに社会保障の多くの分野は経済を成長させる分野でもある、こういう観点に立てば、この三つの経済成長と財政と、そして社会保障を一体として強くしていくという道は必ず開けるものと考えております」（『朝日新聞』2010年6月9日）。

国民が不幸になる要素を最小限に減らす社会。これは一言でいえば、格差是正社会を指すのだと認識しています。一部の人々のみが「幸福」と感じる社会ではなく、全ての人々が「幸福」と感じる（少なくとも「不幸」と感じない）社会の構築。不可能であると断じるのは容易いのですが、それを決して諦めないのが学問であり、政治であると私は認識しております。少なくとも、多少の犠牲はやむを得ないと突き進んできた経済成長戦略一辺倒の社会は、変換の時期に来ているのではないのでしょうか？

多少の犠牲も許さない。そんな社会を目指すのが政治であり、学問であると信じたい。

素人ながらそのように思うのです。また、「世界の人々」をも対象にした「最少不幸社会」は、日本国民の幸福のみならず、人類における普遍的幸福を想定している点において、より福祉的であると言えます。その意味において、如上の発言は福祉専門職としては大いに期待できる内容でしょう。是非とも有言実行を切望したいと思います。

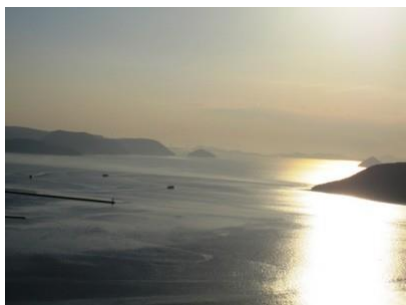
しかし、それを実行するのも結局は国民の意識でしょう。スウェーデンでは、高齢者や子どもに対する質の高い支援に多くの国民が賛同しており、それが政策に繋がっています。わが国の民度はどうでしょう。所詮、その国の国民は、自分たちの民度に応じた政府しか持てないのが定説です。私たちひとり一人が、どのような社会構築を目指すのかが今強く問われているのではないのでしょうか。

無関心は、生活課題を抱えていらっしゃる目の前の利用者をより不幸に導きます。「愛の反対は憎しみではなく無関心」（マザー＝テレサ）だからです。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(1\)](#)

社会福祉専門職からみた鳩山政権考

2010/06/04 12:00:00 [社会全般](#)



2009年10月の所信表明演説では「地域の絆」の再構築を強く訴え、「コンクリートから人へ」という名言を残し、「いのちを守りたい」と恥ずかしげもなく言い切れるその人柄を持つ鳩山由紀夫総理大臣が2日辞意を表明しました。辞任からたった2日後の本日、菅直人氏が第94代、61人目の首相に選出されました。福祉と政治は密接な関係性があるにもかかわらず、福祉専門職は政治に無関心であり過ぎると予々思っておりました。新政権に対する期待云々を述べる前に、ここで、福祉専門職の立場から鳩山政権を総括しておく必要があると私は思っています。それは、利用者にとって、福祉専門職にとって鳩山政権はどうであったのかという観点からなされるべきものです。

6月より子ども手当の支給が開始されています。本ブログでも叙述しましたが、手当の支給は現物支給であるべきでした。事実、各自治体は給食費や保育料を滞納している家族に対して、未納分を当該手当から納付することについて承諾書を配布したり、手当の支給口座と、給食費・保育料の振替口座を同一口座にするよう勧めているようです（『朝日新聞』2010.6.3.）。バラマキだとの批判がありますが、確かにその通りであると認識しています。ただし、国立社会保障・人口問題研究所が示す通り、経済協力開発機構（OECD）が国際

比較に用いる「相対的貧困率」の内、18歳未満の子どものいる家庭に絞った「子ども貧困率」は、13.7%（03年）で、OECD加盟30カ国の平均12.4%を上回り、12番目に高いと言われています。かつ、OECD加盟国は再分配後に軒並み貧困率が改善するにもかかわらず、日本だけは悪化すると言われています（『中国新聞』2009.11.6.）。つまり、子どもや高齢者、貧困世帯等、社会的に弱い立場にある方々に対して利益の再分配が機能していないことを指しています。これをそのまま放置しておく、格差は広がり、治安は悪化し、どれだけ福祉専門職が情熱を持って対応を試みても焼け石に水となるでしょう。その意味において、子ども手当は、支給の方法に問題はあっても、富の再分配という視点において正しい行動であると言わざるを得ません。

鳩山氏は、知的障害者を多数雇用しながら業績を上げるチョークメーカー・日本理化学工業（神奈川県川崎市）に見学に行かれたようですが、政権下では、利用者負担が重くなったなどの声を受け、障害者自立支援法を廃止し、障害者が自立支援法は違憲であると訴えた集団訴訟においては、2013年8月までに新法を制定することで基本合意しました。細やかなことは、全くと言ってよいほど詰められていない有様ですが、大きな方向性としては間違っていないと私は思います。

介護職の処遇のあり方について、民主党のマニフェストでは、月額4万円の賃金向上を謳っていましたが、この件に関しては、その後宙に浮いたままであるようです。この辺りは、新政権では是非とも実現していただきたいと切望します。

福祉専門職からみれば、然程悪いことばかりではなかったと私は総括します。それどころか、過去の政権にくらべれば格段に良かったとも言えそうですね。今政治に求められているのは、どんな立場の人であれ、誰であっても、国民ひとり一人の命を大切にする社会の構築であり、ひとり一人の生き方の多様性を尊重する国民意識の醸成であると私は考えています。目の前の高齢者や、子どもたちの人権をないがしろにして、この国が国際社会で成熟していくとは到底思えません。社会的に弱い立場の人や、少数派の人たちを切り捨てて経済が発展しても、今の時代、国際社会からは失笑を買うだけです。それは成熟した国家とは断じて言えません。また、それは豊かな国家でもありません。貨幣的な価値を指標にした豊かさを追求すること自体が、もはや大時代なのかも知れません。

その意味において、「生活が第一」と唱えたマニフェストは正しかったと言えます。そして、手法はどうか、疲弊した地方を再生させようとした小沢一郎氏の実践も悪いことばかりでは決してなかったと思っています。社会福祉分野においても、地域福祉の再生が喫緊の課題であるからです。「彼が06年の代表選の演説で『まず私自身が変わらなければなりません』と言ったのは、うそではなかったと思う。雇用を守れとか、地域社会の荒廃に立ち向かおうとする民主党の姿勢には、小沢氏なりのリアリズムがあったと思う」（山口二郎氏『朝日新聞』2010.6.3.）。

大企業の経営者からみれば、大きく評価は異なるのかも知れませんが、私たち福祉専門職からみれば概してこのような評価もできるのではないかと思うのです。

多くの詰め甘さが指摘され、非難集中の最後でしたが、「地域の絆を再生しなければならない」「人のいのちを守りたい」と国民目線でおっしゃった総理は最初で最後かもしれません。福祉専門職としては、その発言にホッとしたのも事実です。であればこそ、誠に残念な結末でした。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

今年度の私的な目標と高松市における実践

2010/05/30 12:00:00 [社会福祉](#)



高松市の社会福祉法人守里会が主催された講演・分科会（「第2回私の町はみんなが家族～伝えたい・残したい・私たちの絆～」）に参加させて頂きました。先月4月末に訪問させて頂いた同法人が運営されているデイサービスセンターの管理者城丸聖平様よりお誘いいただき、ネットワーク実践の見学も兼ねて、お邪魔させて頂いた次第です。

参加して驚愕したのは、ざっと拝見した限り 300 名以上の参加者がいらっしやったことはもとより、その約 6 割～7 割以上は地域住民による参加であったことでした。内容としましては、新任から中堅専門職が聞いて勉強になるであろう専門性のレベルを有するものとお見受けしましたが、その研修に一般市民が多く参加していることに驚きました。閉会の挨拶にて、松木香代子理事長がおっしゃられていたように、法人として 10 年の歴史、及びその前から遡って 20 年の歴史があるらしく、その長きに渡る時間を全く無駄にはせず地域住民との絆を深めてこられたからこそ、この様な実践ができるのだと自身で頷いておりました。

もう 1 つ、素晴らしいと思ったことは、若い職員さん達が分科会の司会進行や、会の運営を堂々と、かつ真摯にされている姿を見させて頂いて、このような公的な役割を通して人は成長するものだとつくづく感心しておりました。

会場は、香川県立保健医療大学を借りておられ、このような公的な社会資源を積極的に活用されることで、より多くの地域住民が参加しやすい状況にあったのではないかと勝手に推察しております。何を取っても、着眼点の素晴らしさに流石にと頷くばかりでした。

一年に一度は開催されるこの講演・分科会、来年も是非とも参加させて頂きたく存じます。今回は一人で伺いましたが、来年は地域の絆の職員さんと一緒に行きたいですね。大変貴重な経験をさせて頂きましたこと、お誘いくださいました社会福祉法人守里会の

皆様に深くお礼申しあげます。

さて、このような場に参加させて頂いております私の今年度の目標。実は 3 つ程あるのですが、その一つが、「広島県内におけるネットワークを新たに構築することはもとより、県外におけるネットワーク構築にも重点を置く。地域性の限定された枠内でのネットワークのみならず、地域性の異なる実践や理論を学び、法人運営の先見力向上に繋げる」、といったものです。

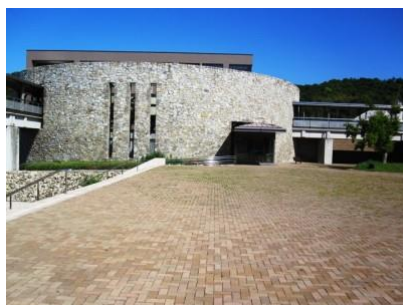
福祉専門職は、自法人内・自事業所内における専門性やチーム力を向上させることが強く求められる一方、他法人・他事業所との連携も同じくらい重要な事項として実践していかなければなりません。私たちが連携することが、何よりもそれが利用者の利益に繋がるからです。しかし、内輪の専門性とチーム力を高めることに傾注しすぎると、外向けの連携の意識が薄まり、外部の存在を軽視してしまう傾向もあるように思われます。無論、内輪がガタついているのに、外向けの連携を優先することは本末転倒になってしまう恐れもありますが、要するに、両者のバランスを取る必要があると予々私は思っています。自分の法人さえ良ければという意識が働き過ぎると、外部に対して排他的な誤ったプライドを醸成してしまいかねませんし、外部連携を重要視するあまり、内部の専門性・チーム力の低下を来すことも利用者にとっては不利益となります。

両者のバランスを取りながらも、今年度及び来年度の目標の一つとして、全国の取り組みをなるべく多く見聞し、思いを共にすることのできる仲間を多くつくことを実践していきたいと思っています。地域性に限定された実践は、その地域の「常識」から逸脱した実践は困難なため、どうしてもその発想に限界が生じてくるものと思っております。ですので、その「常識」に捉われない実践をしようと思えば、他の地域で「常識」的だが、私たちの地域では「非常識」的なその実践に触れることが肝要ではないかと考えているわけです。

日々の実践は身近な地域にありますので、そこにおける連携を自明の如く第一義としながらも、そこに固執しない発想を身につけるために、全国的なネットワークを構築していきたいと思っております。

今日高松にお邪魔して、そのようなことを考えながら、帰りの高速を走りました。

香川県立保健医療大学 キャンパス



香川県立保健医療大学 キャンパス



全国の県立大学は公益法人化されているとうかがっていますが、新しく、瀟洒なキャンパスをよく目にします。これって、何か背景があるのでしょうか？それとも、ただの偶然ですかね。

帰りに寄り道【屋島にて】



気になったのは、対岸の山が掘削されている風景。子どもたちに文化や伝統を伝えることの重要性、その実践に矜持あることを、この国のオトナ達は分かっていないですね。

これは、まちづくりと非常に密接な関係のあることなのです！住んでいる地域の歴史や文化に誇りを持つことが、まちづくりには重要なのです。

何だが、心が痛みますね。

帰りに寄り道【屋島にて】



[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

[<< 前へ](#)

金銭的価値によるモチベーション維持の幻想

2010/05/24 12:00:00 [社会福祉](#)



世界的経済が縮小傾向にある中、金銭的価値によって職員のモチベーションを高める方法は大時代であると認識しております。もちろん、経済成長一辺倒の時代においては、「もっと頑張らなさい！頑張ったら給与を2倍にしてあげるから・・・」と叱咤し、職員のモチベーションを高めていた時期もありました。しかし、その時代、頑張れば確かに給与は2倍になったものです。現実性があるからこそ、金銭的価値によるモチベーションの向上はそれなりに意味を成しました。

しかし、今の時代頑張れば給与を2倍にすることを約束できる企業・法人は如何ほどあるのでしょうか？ましてや、限られた介護報酬の中で事業運営を行う介護保険事業者が、それを成すには大きな困難を要します。「キャリアパス」を示して、それを給与と連動させ、職員のモチベーションを高めるには所詮無理があるのです。無論、職員給与を上げるためにも、その礎となる介護報酬の向上を訴えていくことは福祉専門職としては避けて通れぬ実践となります。

今回はそれとは少し別の視点で見してみます。つまり、人は金銭的価値のためにのみ働くのか？といった問題意識からです。働くことには大きく二つの意味があるのでないでしょうか？①生活の質を維持・向上するため、②自身の自己実現のため。①では、生活に必要な金銭的価値が大きく作用するかもしれませんが、②においては、仕事に対する楽しさや、遣り甲斐、達成感、社会に対する所属意識や、承認欲求、社会的使命の自覚等がモチベーションを高めることに寄与します。そして、私たち社会福祉専門職の仕事の最も優れた点は、②を達成することにおいては、他の仕事よりも、非常に有利であるということです。多くの仕事が、社会に与える影響には、正の側面と負の側面が双方ある場合が殆どではないでしょうか？環境に優しく高性能な車を販売しても、自動車事故は無くなりません。電磁波の問題や、界面活性剤入りの合成洗剤と健康の問題など、正の側面もありますが、負の側面を完全に除去することは困難なようです。しかし、私たち福祉専門職の仕事はどうでしょう？専門的価値・知識・技術に則って、利用者支援を行う限りにおいて、

その実践を通して誰かを不幸にしたり、社会的に負の側面を算出することなど皆無ではないでしょうか？私たちの仕事は、誰も不幸な人を生み出さない。非常に社会的価値の高い仕事なのです。この点だけは、福祉専門職の方には是非とも誇りを持っていただきたいと私は思います。

職員のモチベーションを高めるもう一つの方法であり、これからの主流は、いま目の前の仕事の社会的な意味をしっかりと実感していただくということです。社会的な使命や責任と、今の仕事はどう結びついているのかを明確に伝えるということです。それこそが、職員のモチベーション維持につながり、延いては、職員の人材育成に帰結すると認識しています。

再放送でしたが、たまたま見た番組で、東京大学教授の福島智氏（障害学）が、実践に対する意味付けの重要性についてお話されていました。

「私は、何が幸福か不幸かっていうのは、もちろん人によっていろいろあるだろうけれども、すごいしんどい経験をした時にね、つらさ、苦悩というのも何か意味があるんじゃないかなと思うことにしよう。実は同じようなことを言っている人はたくさんいることが分かって。ナチスドイツの収容所に入れられた経験のある人で、ヴィクトール・フランクルという人がいるんですが。彼の本を読んでいて、すごい公式に出会ったんです。

その公式は、絶望＝苦悩－意味って言うんですね。

左辺に絶望があって、絶望＝苦悩－意味。これは何を意味するかというと、“－意味”を移行したら、絶望＋意味＝苦悩ということです。意味がない苦悩が絶望である。

（中略）苦悩があるから、しんどいから不幸だって簡単に考えるのではなくて、意味をそこに見いださせれば、それは絶望ではない。新しい豊かな人生が見つかるかも分からないっていうふうに思っています」※

この仕事が社会的にどのような価値や意味があるのか、それを感じることなく仕事に対するモチベーションを高めることは今の時代難しい。組織のトップは、ビジョンを明確に示すこと。今特に、このことが強く求められているのです。

※NHK 総合（2009年6月9日放送分）『爆笑問題のニッポンの教養』FILE074:「わたしはここにいる」福島智氏。



[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

理論と実践、双方の確立を！

2010/05/16 12:00:00 [社会福祉](#)



「実務家というのは、ともすれば、机上の理論というか、学者を馬鹿にするところがあります。一方で、学者も実務家を馬鹿にするところがあります。

私自身は、非常にラッキーな立場にいて、経営の現場と大学、つまり、実務家と学者の双方の生活をする事ができています。だからこそ、どちらも大切だなということを身にしみて感じているわけです」※。残念ながら、これは私の言葉ではありません。著名な経営コンサルタントの言葉であり、ビジネス業界のことを指した言葉ですが、私たちの業界にも同じことが言えるのではないかとピンとききました。

社会福祉業界においても、多くの現場職員は理論を勉強しようとしていませんし、多くの研究職は現場の状況を度外視した上で、理論を弄んでいる節があるのではないのでしょうか？それぞれに、必要な仕事をしているにもかかわらず、双方の乖離は、利用者・家族の利益に貢献してはおりません。

様々な現場職員さんの前で講義をする際、専門用語が多くて分かりにくかったと一部の方ではありますが、アンケート等でご批判を受けることがあります。私の説明能力の低さも当然あるわけですが、しかし、私は敢えて専門用語を使うことがあります。現場の職員さんにも、この程度の専門用語は理解しておいてもらいたい、もしくは、知らない専門用語であれば専門書を引いて勉強していただきたい思いがあるからです。理論を全く知らない実践はあり得ないと私は思っています。諸先輩方が積み上げてこられた実践の集積された理論をしっかりと読み説き、自身の実践に活用した上で、検証し、更なる理論の発展に貢献していくことが専門職に課せられた義務であるはずで。今まで、積み上げられた理

論だけを用いて、それを発展させることなく私たちが過ごしているとすれば、それは、「盗人猛々しい」行為であると言えは言い過ぎでしょうか。利用者・家族の利益のためにも、私たちは次の世代に新たな実践と理論を提示していく責任があります。実践家であっても、理論を学ぶ必要があるのです。

また、研究職の方にも、現場職員が活用したい、活用しやすい、理論構築をお願いしたいものです。現場職員がその実践の中で、行き詰まりを感じた時に、手に取った専門書に救われた。そんな、現場の問題意識に真っ向から応えてくれる専門書が増えれば、有り難いと思うのです。

「実務と本質、ほんとうにどちらも大切です。いわば車の両輪です。もし、どちらかを軽視する人がいるとしたら、タイヤが小さいのです。

これを両方やっていくにつれ、両方のタイヤが大きくなり、車は、でこぼこ道も乗り越え、早く走れるようになります」※。

※小宮一慶氏『ビジネスマンのための「読書力」養成講座』携書ディスカヴァー、P.217-218、2008年9月

地域住民の波田さんが手作りラーメンを披露してくださいました！



「うまい！」「ラーメン屋を出せよ！」地域の方から、感嘆と感激の声が聞こえてきました。波田さん、有難うございました。

「記念樹」の植樹



このイベントでは、地域の方との話し合いの中、ソメイヨシノの植樹を行いました。地

域の方と、センター利用者と職員、また、地域住民同士の絆が深まることを祈って、利用者
者と、地域の方、私の3者で植樹式を行いました。

桜の成長と、地域の発展を祈って、植樹したものです。地域福祉センター向永谷にお立
ち寄りの際は、是非、見て帰って下さい。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

問題の本質と「キャリアパス」の関係

2010/05/11 12:00:00 [社会福祉](#)



キャリアパスの定義がイマイチ分かりづらい今日この頃。なぜわざわざ定義の難しいキ
ャリアパスなどと言う表現を用いるのか、若干捻くれている私としましては、何か色々と
勘ぐってしまうわけです。

2010年3月5日、厚生労働省は「キャリアパス要件」の概要を下記の通り示しています。

- ①介護職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。
- ②①に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われ
るものを除く。）について定めている。
- ③①及び②の内容について、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、すべての介護
職員に周知している。

また一般的な解釈として、「キャリアパスとは、職員の昇給・昇格の道筋を示したもの。
職員の経験や資格、能力などに応じた役職（ポスト）を用意し、それに見合う賃金や待遇
を設定することで、職員のモチベーションを高め、介護サービスの質の向上や離職防止に
つなげようというもの」※だそうです。

さて、ここで問題になってくるのは②の「職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系」
であり、「(経験・資格・能力・役職)に見合う賃金や待遇を設定すること」でしょう。賃
金の体系を職員に示すということは、賃金に格差を付けるということです。例えば、「介護
職Ⅰ」「介護職Ⅱ」「介護職Ⅲ」という「役職」を用意した際、その間の賃金体系に差をつ
けるということになります。聞こえは宜しいですが、実際に如何ほどの賃金格差をつける
ことができるのかは甚だ疑問です。介護報酬が定められている以上、またその設定の低さ
が自明とされている中、つまり、法人の総収入が限られた中での賃金体系を測るモノサシ
の目盛りは非常に細かいものとなるはずです。如上の「役職」における「介護職Ⅰ」と「介
護職Ⅱ」の賃金格差は如何ほどになるのでしょうか？「役職」の数にもよりますが、精々

10,000円、悪くて数千円といったところではないでしょうか？

この程度の賃金格差で職員のモチベーションが上がるとは私には到底思えません。しかも、この「キャリアパス要件」と「介護職員処遇改善交付金」を連動させ、言わば、交付金をキャリアパスの呼び水とする向きがあります。「介護職員処遇改善交付金」は、法人にとっては、収入なくして、事務負担が増える代物と評判が宜しくありません。交付金という姑息な手段ではなく、介護報酬を上げれば自ずと職員の給与体系を上げることができます。経営者が懐に入れて、職員に還元しないという考えは全くの迷信であると私は認識しております。では、現時点で職員の給与体系が群を抜いて良い法人がどれほどあるのでしょうか？何処の法人も給与を上げたいが上げられないのが現状だから、介護職員の給与は何処も横並びなのです。介護報酬を上げれば、職員の給与は間違いなく上がります。もし、一部の悪意をもった経営者が上げなくても、よその法人は上がります（地域の絆では絶対に上げます！）ので、そこに法人間の格差が生まれ、悪意をもった経営者のもとには職員は集まらなくなるはずです。こんなことは、特に優れた先見性を持たずとも察しが付く自明の理でしょう。

それをせずして、一時的でいつまで続くかわからない交付金、しかも十分な金額ではないそれと、低い介護報酬のまま、法人にキャリアパスを強要するその姿勢からは、欺瞞的なものを感じざるを得ません。「キャリアパス」や「交付金」は、問題の本質を潜在化させるマヤカシに過ぎないと私は考えます。

※『日経ヘルスケア』2010.5.「特集 介護職向け キャリアパスの作り方」P.22.日経 BP社

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

『小規模多機能型居宅介護におけるケアマネジメント』②

2010/05/08 12:00:00 [地域密着型サービス](#)

表2

	小規模多機能型居宅介護	居宅介護支援
直接ケアの実施	介護支援専門員が、直接ケア（入浴・食事・排泄・送迎等）を行うことがある。	基本的に、介護支援専門員が直接ケアを行うことはない。
家族とのコミュニケーション量（頻度と時間）	ケアを目的とした訪問や送迎、通院介助を行う中で、家族とのコミュニケーションを日常的に行うことが出来る。	月に一度以上のモニタリング・プラン作成のために訪問する。
ケアマネジメントチームの在り方	集まりやすい、合意を得やすい、連携が取りやすい。	サービス提供事業所が、同一法人か否かによって異なる。

コミュニティケアの技術としてのケアマネジメント実践を、小規模多機能型居宅介護（以下「小規模」）が担う素地が整っていることはご理解いただけたかと思います。実は、もう一つ居宅介護支援（以下「居宅」）のケアマネジメントよりも優れた実践がなされるであろう素地があります。それは、利用者を中心としたきめ細やかなサービスの実践が可能となることです。

表2のように、小規模の介護支援専門員は居宅に比べ、「家族とのコミュニケーション量」が多く、「直接ケア」をより多く実践できる素地があります。地域の絆の介護支援専門員は、常時事務所にいるわけではなく、ケアを目的とした訪問や、送迎、通院介助、時には食事介助や、入浴介助等の直接ケアも行っています。その中で、家族との接点も豊富にあります。居宅の介護支援専門員は、規程上では、最低月に一度のモニタリング（訪問）が義務付けられていますが、小規模の介護支援専門員は、月に一度どころか、一週間に一度程度の頻度で、利用者・家族に会う機会があります。直接ケアに携わらず、最低月に一度の訪問をする中で、利用者・家族と接点を持つ介護支援専門員が実践するケアマネジメントと、利用者の直接ケアに携わり、日常的に家族と接点のある介護支援専門員が実践するケアマネジメントにいかなる実践の相違が生まれるのかは容易に想像できるでしょう。

これは、地域の絆の方針ですが、日常的なマネジメントは介護支援専門員がいなくても実践できる取り組みが小規模には求められていると考えます。例えば、通いサービスのお迎えに伺った際、家族より「今日は『通い』の予定なんだけど、『宿泊』をお願い出来ないか？」と問われた場合、その場で介護職が即答できるようにしています。居宅のケアマネジメントの場合は、デイサービスのお迎え時、そのように家族から依頼があっても、担当の介護支援専門員に尋ねてみないと即答出来ないはずです。給付単位数等の縛りがあるからです。小規模の場合は、この点は考えずに、利用者のニーズに即答することができます。しかし、これに対して、介護支援専門員に「お伺いを立てること」をルールにしまえば、サービスの要所とも言えるきめ細やかで臨機応変な対応が損なわれてしまいます。地域の絆では、その様なことが無いように、月々の計画は介護支援専門員が責任を持って作成しますが、日常的なマネジメントは、介護支援専門員主導のもと、介護職でも担えるように取り組んでいます。

また、ケアマネジメントチーム（ケアマネジメントにおけるサービス提供担当者）における連携についても小規模の方が効率的・効果的に実践される素地があります。そのことによって、緊急的・臨時的にカンファレンス（サービス担当者会議）を開くことが難しくなく、そのスピード感が利用者へのきめ細やかなサービス提供を更に促進させることでしよう。

無論、小規模のケアマネジメントにも課題があります。法人によっては、小規模にケアマネジメント機能があることを強く意識していない場合も見られますし、利用者・家族から、介護支援専門員の役割が見えなくなるリスクも存在します。小規模の場合、ケアマネジメント機能が潜在化していく陥穽があるのです。この点は、特に法人代表者、事業所管理者が強く自覚しなければならない点でしょう。

また、「通い」「訪問」「宿泊」にかかるサービスを自事業所で全て提供しなければなりませんので、職員配置とサービス内容・頻度を相互調整しながらのケアマネジメントが求められます。居宅のケアマネジメントは、この点その地域にサービスさえ存在すれば、頭を抱えることは一切ありませんが、小規模の場合は、利用者ニーズを優先するのか、職員配

置を優先させるのか、常に悩まされるのが現状です。一つ忘れてはならないのは、あくまで相互調整ですから、時には、効率・効果を優先させ、職員配置を基準にケアマネジメントを行うことは憚るべきではありませんが、時には、利用者のニーズに合わせた職員配置を行うことも必要でしょう。実際地域の絆では、職員の早出・日勤・遅出の勤務時間は各事業所まちまちです。これは、事業所ごとの利用者ニーズにあった職員配置を行った結果です。

かてて加えて、介護保険サービス（フォーマルサービス）の多くを自事業所から提供しなければならない小規模においては、ケアマネジメント実践時に、他の介護保険サービス（フォーマルサービス）との連携が希薄化する陥穽もありますので、小規模の介護支援専門員は、地域の住民・商店などのインフォーマルサービスとの連携はもちろん、他の介護保険事業所等のフォーマルサービスとの連携も意図的に行っていく必要性があります。地域にある小規模同士のネットワークづくりも不可欠でしょう。

如上は、あくまで「素地」の話であって、実践において必ずしもそのような取り組みがなされているわけではありません。法人の考え方の違いや、ケアマネジメントを実践する介護支援専門員の専門的能力、地域性によって異なることと推察されます。何分、小規模のケアマネジメントの調査・研究はこれから取り込まれる分野であり、実態把握は進んでおりません（筆者も現在大学にて研究中です）。まずは、二つの優位な「素地」があることを実践者が理解し、優位点を活かした取り組みを実践していただきたいと願います。いずれにせよ、小規模のケアマネジメントは、居宅のそれより、利用者中心で、地域ケアの技術としての本来意味におけるケアマネジメントを担える可能性を秘めていることは間違いありません。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

『小規模多機能型居宅介護におけるケアマネジメント』①

2010/05/01 12:00:00

[地域密着型サービス](#)

表1

	小規模多機能型居宅介護	居宅介護支援
対象利用者数	1事業所あたり25名	1ケアマネジャーにつき概ね40名
ケアマネジメントに対する報酬	小規模多機能型居宅介護費に含まれている 【定額制】	要支援1・2の利用者1件当たり4,120円、要介護1・2の利用者1件当たり10,000円、要介護3～5の利用者1件当たり13,000円、その他状況に応じて加算あり【出来高制】
ケアマネジメントに対する報酬受給の条件	特になし。	介護保険サービスのマネジメントを行った際のみ、受給となる。 但し、居宅事業管理指導、福祉用具購入、住宅改修等給付管理対象外の単独マネジメントについては無報酬。
サービススタッフとケアマネジャーの関係	特定の介護保険事業者（福祉用具貸与事業者・訪問リハビリ事業者・訪問看護事業）以外は、基本的に、同じ事業所の職員がサービスを提供。	介護支援専門員の所属先以外の事業者がサービスを提供。

今回は小規模多機能型居宅介護におけるケアマネジメントのあり方について、一緒に考えてみたいと思います。小規模多機能型居宅介護では、大きく2つの援助計画の作成が求められています（居宅サービス計画・小規模多機能型居宅介護計画）。このうち、小規模多機能型居宅介護計画は、個別援助計画に該当するものですから、ここでは、居宅サービス計画を作成するための考え方や方法論についてお話しします。

ケアマネジメントや居宅サービス計画に代表され、最もイメージされ易い事業所・職種は、居宅介護支援におけるケアマネジャー（介護支援専門員）でしょう。そして、小規模多機能型居宅介護におけるケアマネジメントの在り方に関しても、居宅介護支援ケアマネジメントの「具体的取組方針に沿って行うものとする」（厚生労働省令第34号第74条2項）とされています。つまり、厚生労働省令を読む限りにおいては、居宅介護支援と、小規模多機能型居宅介護のケアマネジメントは、同一かそれに限りなく近いものであることが規定されていることとなります。しかしながら、例えば、各市町村の現地指導においてはこの辺りの認識に若干の誤差があるようです。つまり、限りなく同一視するのか、準じたものと捉えて若干の差異を認めるのか、見解が分かれているようにも見受けられます。

それもそのはず、小規模多機能型居宅介護と居宅介護支援におけるケアマネジメントには、多くの条件的相違があります（表1）。まず、ケアマネジメントの質を推し量る一つの指標となり得るケアマネジャー一人当たりの利用者数（担当件数）は、居宅介護支援に多く、小規模多機能型居宅介護に少なくなる設定になっています。ケアマネジメントに対する報酬は、居宅介護支援の場合はご周知の通り、1件につき単価設定がなされており出来高制、小規模多機能型居宅介護の場合は、小規模多機能型居宅介護費に含まれているという考え方なので、定額制といった考え方ができます。そのことで、小規模多機能型居宅介護のケアマネジメントは、より柔軟な運用方法が可能であると理解できます。また、「サービスシステムとケアマネジャーの関係」については、居宅介護支援の場合、外部の事業所サービスを使うことが原則となっていますが、小規模多機能型居宅介護では、特定の介護保険サービス以外は、すべて自事業所の職員で対応することが求められてきます。

このことから、居宅介護支援では、地域の住民や商店等、インフォーマル（非公的・非専門的）な社会資源を活用することに事業所としてのメリットがほとんど無く、逆に、小規模多機能型居宅介護においては、インフォーマルな社会資源を活用することに事業所としてのメリットを見出すことが出来ると言えます。居宅介護支援においては、ケアマネジメントは一件当たりの出来高制であり、その一件の最低成立要件は、給付管理を行うことであり、介護保険上のサービスを居宅サービス計画に位置付けた場合のみ算定が可能となります。つまり、インフォーマルなサービスをいくら多く計画に位置付けても、介護保険上の給付管理の対象となるサービスを位置付けない限り、無報酬となる訳です。であれば、事業所として何のメリットもない（しかし、利用者にとってはメリットがあるが）インフォーマルなサービスを発掘・開発する行動は取りづらくなります。また、外部サービスたる多くのフォーマルサービスを活用していくことに、事業所としてのデメリットは生じません。小規模多機能型居宅介護の場合はむしろ、介護保険サービス等、フォーマル（公的・専門的）なサービスの方に制限があり、地域の住民や商店の力を借りて利用者の支援をすることで、自事業所・職員の負担軽減に繋がるという恩恵を受けることが出来るのです。

地域の絆では、おひとり暮らしのご利用者の見守り、庭の草取り、ゴミ出し、散歩支援、

お話し相手等を地域住民の力を借りて実施した実績があります。そのことで、職員の労力は軽減され、介護保険制度上では中々応えることの出来ない利用者のニーズに対応することが出来ました。

そもそも、ケアマネジメントとは、何を意味するのでしょうか？そのことを鑑みたとき、どちらのケアマネジメントが、本来意味すべきケアマネジメントの実践により近いのでしょうか？橋本泰子氏による定義を引用してみます——「ケアマネジメントとは、複合的なサービスニーズをもつ利用者が、安全で安定した自分らしい日常生活を自宅で長期的に維持できるよう、利用者一人ひとりのためのケア態勢をマネジメントする地域ケアの技術である」※。

掲載中何度か叙述しましたが、地域密着型サービスの目的はコミュニティ（地域）ケアの実践であることを考えると、まさに、小規模多機能型居宅介護におけるケアマネジメントこそが、本来意味でのケアマネジメントにより近いものであることが理解されます。少なくとも、そのための素地が整っているとと言えます。つまり、利用者のきめ細やかなニーズに応えるためには、制度上のフォーマルなサービスを調整するだけでは対応困難であり、地域の住民や商店の細密な力をも一緒に調整していくことで達成されていくのだという視点を、小規模多機能型居宅介護事業所は持つべきでしょう。それが、「地域ケアの技術」としてのケアマネジメントの取り組みに繋がります。そして、そのことで、見守り頻度のより高い、手厚い介護を必要とする独居高齢者や、高齢者のみの夫婦世帯の方の利用（登録）が可能となり、事業所の負担も軽減する。結果、事業所の経営も楽になる。そのような視点をもって、ケアマネジメント実践を行ってみては如何でしょうか。

※『新版社会福祉士養成講座 9 社会福祉援助技術論Ⅱ 第4版』「第9章 ケアマネジメントによる直接援助」橋本泰子氏、中央法規。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

[<< 前へ](#)

[次へ >>](#)

Page 41 / 57

社会に何かを伝える「実践」を！

2010/04/25 12:00:00

[社会全般](#)



『新しい公共』づくりをめざした市民と民主党の政策形成プロジェクト IN 広島」【主催】民主党企業団体委員会）に少し遅れて参加しました。13 時までは社団法人広島県社会福祉会の理事会に出席しておりましたので、ご宥恕いただきたく存じます。失礼致しました。

遅れて会場に入ると「パネルディスカッション」が展開されていきました。席に着くと間もなく、(株)スワン代表取締役社長 海津歩氏のご発言が耳に留まりました。急いでPCを開いて書き残したメモを、振り返り読むと——「社会にインパクトを与えなければ、その実践は自己満足に過ぎない。インパクトを与えて、実効を上げることを重要視して（私たちは）実践をしてきた」というものでした。

もちろん口語表現ですから、「実効」は「実行」の意かも知れませんが、私の都合の良い解釈の仕方かも知れませんが、つまり、社会にインパクトを与える実践を通して、社会に実益を上げていくこと、もっと端的に言えば、実践を通して社会変革を遂げること、その事が出来ない実践は独り善がりの実践であるという意味に解釈しております。

NPO・社会的企業・コミュニティビジネスにおける実践には、社会に何かを訴える要素が不可欠です。社会の課題を認識し、放置しておってもその課題が一向に解決しない中、「無いものを嘆くなら、つくればいい」と、志を持った人々が立ち上がって起業するのが如上の実践だからです。

私は同じ意味において、社会に訴えるべき基軸を持たない芸術（アート）は、真の芸術（アート）ではないと認識しております。芸術に対してすらそのような視点を持っているものですから、NPOの活動は当然社会性の高いもので無ければならないという認識を持っております。海津氏のご発言は、自明のことではありますが、目の前の実践を積み上げ、次第に忘れやすい使命（ミッション）でもあります。その事を再認識させていただいたことに、深く感謝しております。

そして、あるべき姿を語ることも実は大切な行為なのですが、それよりもあるべき姿を実践して見せることが至上であることも、このご発言は指しています。実践して見せること、これほど社会に対してインパクトを与える事柄はありますまい。

これからのNPOや社会的企業には、社会の課題を変革する志と、その実践力が問われているのです。

社会福祉法人 守里会 デイサービスセンター 侶(とも) 訪問

2010/04/17 12:00:00 [社会福祉](#)



前回ご紹介させていただきました東京都小金井市にあります「NPO 法人 地域の寄り合い所 また明日」と同様に、「認知症でもだいじょうぶ」町づくりキャンペーン 2009（事務局 社会福祉法人浴風会認知症介護研究・研修東京センター）において「町づくり 2009 モデル」にて表彰された事業所です。

特別養護老人ホーム守里苑・施設長の和泉 安津砂様及び管理者の城丸 聖平様に貴重なお時間を頂き、その実践についての教えを乞うことが出来ました。本日特別な取り計らいをしていただきました理事長の松木 香代子様と、ご多忙の折貴重なお時間を割いて下さいました和泉様、城丸様に深くお礼申し上げます。

デイサービスセンター侶の実践をお伺いした際、そこに二つの優れた視点がある事気がつきました。一つは、介護保険の事業所がまちづくりの拠点を目指した実践を行っていること。もう一つは、ただ単にまちづくりを行う発想ではなく、その中心に利用者の支援が位置づけられていることでした。

デイサービスセンターの隣地にある畑づくりにおける協力を地域の方に依頼し、その後菜園活動時に地域住民がセンターで昼食をとられるようになり、その際料金を支払われるようになった。そのことが契機となって、利用者と地域住民が運営する地域食堂が生まれました。利用者の食生活に最もなじみのあるうどんと押し鮭をメインにした「定食」を提供されています。

同じく毎週土曜日には、「朝の市」を開かれています。地域住民の方が作られた野菜・果物・お花・お漬物が売られており、地域住民の方と、職員さん、ご利用者が協働で朝市の運営をされていました。誰が何を作るのか？誰が店番を行うのか？一つの取り組みを通じて、様々な交流促進が図られていました。「認知症の利用者が安値で売ろうとするので、予め定価を高め設定して下さる地域の方がいらっしゃるんです。利用者のためにそんな配慮をして下さることが嬉しいのです」管理者の城丸様が本当に嬉しそうに話されていたのが印象的でした。

如上で「二つの優れた視点がある」と申し上げましたが、見学を終えてもう 1 つの視点を感じることができました。それは、志が高く、非常に精力的な職員さんの存在がそこに

あることでした。私たち、地域の絆が大切にしているものを、同じ様に大切にされ、溢れんばかりの活力で実践をされている方々がここにいました。紆余曲折を経ながらも、同じ思いで実践を積み上げていらっしゃる「仲間」が瀬戸内海を挟んだここ高松にもおられたのです。おそらく、私たち地域の絆のこれからの課題は、このような全国の「仲間」と多く繋がって行くことと、地域の絆の中にいる職員の志を高めていくことにあると再認識することが出来ました。

そのことを確認できたことが、本日の訪問における何よりも代えがたい「収穫」でした。

社会福祉法人守里会の皆様、本当に有難うございました。今後とも、ご指導・ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

「朝の市」の果物や野菜 とっても新鮮でおいしそうです！



「朝の市」ではお花も売っていらっしゃいました。



近くの墓地には、全てのお墓にきれいな花が生けてありました。地域住民と施設利用者のご配慮だそうです。とっても、素敵な地域でした。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(2\)](#)

向いていないと諦めた才能は永遠に開花しない

2010/04/08 12:00:00 [社会全般](#)



2010年2月2日の本ブログにて、『プロフェッショナル仕事の流儀』（NHK アンコール 2010年1月26日放送）で取り上げられた鮎職人・小野二郎氏について叙述しましたが、感銘を受けた残りの一つについても忘れぬうちに記しておきます。

修業についての当初、「生来不器用だった（小野）二郎は、何をやっても時間がかかり、どなられてばかりいた」のみならず、今でも、不器用さを自認した上で、お持ち帰りの折をきれいに包装できないと笑顔で話されていた逸話がありました。そして、——不器用だからこそ、人の3倍練習し、人の3倍考える。人が考えない深いところまで、考える。だから、いいんじゃないかな？——と話されたのです。

人のもつ才能とは、それ程単純には推し測れないものだと常日頃から私は認識しています。少し取り組んだ時点では、ひどく向いていないと思われる人が、その後努力を重ね、その世界で超一流の実績を残される事例などは全く珍しくもありません。しかしながら、何に焦っているのか？少し取り組んだ後、向いているか向いていないかを時期尚早に判断をされるケースが多いように見受けられます。少しやってみて、向いていないと分かれば、向いている他の何かに時間を費やしたほうが賢明であると思っはいませんか？

習い事や、趣味等、少しの上達を最終目標においた活動であれば、如上の考えは的確な判断と言えるかも知れませんが、こと一生かけて極めたい専門性や仕事などにおいては不適切な判断と言わざるを得ません。物事を極めるためには、その構成を一旦ゼロまで解体し、自身の考えで再び構成し直し、新しい自分なりの方法を創出することが不可欠ではないかと若輩浅学ながら私は考えています。そのためには、躓きや苦悩が不可欠であると認識しています。この躓きや苦悩と面と向き合うことのできる人が、物事を極めることのできる人であると信じています。

そこでは、やはり大前提として、そこに遣り甲斐や楽しみを見出せなければ、苦悩と対峙し続けることが出来ないと思いますので、その活動は本人にとって何と言っても「好きなこと」でなければならないともいえます。つまり、大切なのは、早期の段階での向き不向きでは断じてなく、本人にとって、遣り甲斐や楽しさを見いだすことのできる活動であることだと私は考えています。

遣り甲斐を感じることに、楽しめることに、好きなことに、それらを簡単に諦める人が多い様な気がします。自分の声に耳を傾け、自分の信念を大切に貫くこと、この営みが、物事を極める第一歩であることは間違いありません。時には、周囲の雑音に耳を塞いで、自身の

思いや考えに耳を傾けることをお勧めします。向き不向きの判断基準で人生の舵切りをすると、自身の中の隠された素晴らしい才能を開花させることなく生涯を閉じることになるかも知れないからです。

向いているか向いていないか、ではなく、自分は何をしたいのか、どのように生きたいのか、そこを大切にすることが要諦であると、小野氏はご示教して下さっているように思われます。

私の尊敬するジャーナリストの一人である故・筑紫哲也氏も下記のように仰られています。実は偉そうに叙述する私も、時折読み直しては、自身を鼓舞する毎日です。

「人と会うのが苦手だった——と自分にとっての最新刊（『旅の途中』朝日新聞社刊）の冒頭に書いたら『信じられない』という反応が返ってきた。（中略）当人がそうやって人に会うことに興味を持ち、積極的にもなるまで、相当に時間も習練も必要としたことを断っておかないと、私がまるで外向的、社交的な人間に生まれついたような誤った印象を与えてしまう。引き合いに出すのが妥当かどうかはわからぬが、私が出会った偉大な俳優、そしてコメディアンすらが、本来の性格は内向的、シャイで、それを克服しようとするのがバネになって、名声を獲得していった場合が少なくない。根っから外向的、『根アカ』はそういう努力を要しない分、かえって表現に深みが欠ける、という関係があるのではないか」（『週刊金曜日』2005年11月18日 582号 「自我作古 フツーの子の暗黒」筑紫哲也氏）。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

NPO 法人 地域の寄り合い所 また明日（東京都小金井市） 訪問

2010/04/01 12:00:00 [社会福祉](#)



「認知症でもだいじょうぶ」町づくりキャンペーン 2009（事務局 社会福祉法人浴風会 認知症介護研究・研修東京センター）において「町づくり 2009 モデル」に選定・表彰された法人です。管理者の森田和道さんと代表理事の森田眞希さんはご夫婦です。高齢者・子ども・地域に対する高い志を胸に紆余曲折を経て 2006 年頃に現在の法人を立ち上げられたそうです。地域の絆とほぼ「同級生」の法人ですね。無論森田夫妻の実践は、私の個人的な実践よりも歴史が長く、「NPO 法人 地域の寄り合い所 また明日」の前身の法人も運営されていたので、個人的には大先輩に当たります。

森田さんご夫婦の実践を東京でお聞きした際、同じ志を持つ者の“匂い”がしました。それは、とっても良い香りなんです。この度お会いし、お話しをさせていただく中、やはり「同志」であることを実感致しました。私は「出逢い」とは、お互いに発した意見や、雰囲気がお互いを引きつけて巡り逢せるものだと認識していますが、ここにも確かな「出逢い」がありました。

経済至上主義の中で、効率化と生産性が最重要視される中、見落とされてきた能力があります。そして、認知症高齢者や、児童、障害者の本来ある能力も同時に黙殺されてきたのではないのでしょうか？

「認可外保育施設虹のおうち」に通ってくる子どもの母親が、認知症デイサービスの利用者から「いつも頑張って、エライね」「いつも大変だねえ」と声をかけられることで、ホッとする・元気づけられることがある。森田和道さんはそう教えて下さいました。私は思ったのですが、私たちが日々の生活や、忙しさの中で忘れてしまったものがここにあるのではないのでしょうか。頑張ることが当然だと毎日汗をかいて私たちは頑張っていますが、他人に労をねぎらうこと即ち、気配り・思いやり・気遣いの大切さを忘れてしまっているのではないのでしょうか。そして、そのような思いを声に出して相手に伝えることに気恥ずかしさを覚えており、思っても中々口に出せないでいるのかも知れません。私たちよりも、確かに優れた能力がここにあります。

また訪問中に、職員さんの誘いに中々応じない腰の重たい高齢者の方が、ゼロ歳児を自発的に追いかける姿を目の当たりにし、ここにも私たちには太刀打ちできない子どもの能力があるな、と感じました。

高齢者・障害者・児童には、表面化していない隠された能力が沢山あります。それをひとつ一つ可視化していくことが、これからの私の専門職としての課題でもあります。そのことを通して、既存の能力の測り方に疑問を投げかけていく、延いては、私たちの生き方そのものの在り方を問うていく、そんなことを考えています。効率性と生産性を至上とした就労の在り方を続けている限り、障害者の就労支援は成し得ないと私は考えています。そこでは、私たちの就労の在り方自体が問われているのだと思っています。障害者の就労支援を真摯に突き詰めると、今現在の私たちの就労の在り方を変革していく必要性が生じるのではないのでしょうか？効率性・生産性を第一義とした就労から、思いやり・支え合い・生活の質を重視した就労へと変遷していくことが望まれるのではないのでしょうか？そもそも、人の能力を測るモノサシは、何千・何万もあると私は思っています。それを、生産性と効率化といったたった一本のモノサシでしか測っていないのが、現下の社会であるようです。多様なモノサシの中から、一本のモノサシを取り出し、それで全てを推し量ってしまう。このような社会では、個性の画一化が進み、他者を認め合う意識が希薄化してしまいます。社会福祉とは、利用者の側から世の中を見定め、社会を変えていくことがその役割であると端的に考えています。実はそのことが、利用者のみならず、全ての市民にとっての有益な社会構築へと繋がるはずで

少し迂遠してしまいましたが、そこに多様な能力があることをしっかりと見据え、「地域の寄り合い所」は運営されていました。また、専門職にはない能力を高齢者や子どもたちは持っていて、専門職には成し得ない支え合いがそこで生まれていました。

そのような状況を目の当たりにし、森田和道さんに思わず問いかけてしまいました。「介護専門職の専門性って、極めれば極めるほど、利用者をダメにしてしまう側面がありますよね？実は専門性を特化させることに、若干の疑問を持っているんです」。それに対しての森田氏の答えは明確でした。「私たちは介護の専門職である前に、福祉の専門職であると思うのです。問題なのは、福祉の専門性が高まっていないことではないでしょうか」。そうです、ソーシャルワークの専門性。それが不可欠であると森田氏は語って下さいました。介護福祉士やケアワーカーにも、当然ケアマネジャーにも、ソーシャルワークの専門性が不可欠です。それが浸透せずに、利用者だけに焦点化したアンバランスな支援の状況があることが問題なのでしょう。利用者の周囲には、家族が、地域が、社会があります。そのことの調整・介入にも私たちは関わっていく必要がありますが、多くの専門職はそうではない現状が目の前の課題としてあるわけです。

「地域の寄り合い」は、自然発生的に、非専門的に出来上がった法人では断じてありません。そこには社会福祉の専門性、ソーシャルワークの視点を持った経営者が、見事なコーディネート力を発揮し、地域のニーズや人と人とを紡ぎ合わせてきたからこそ成し得た実践でした。実際問題として、森田夫妻の志に、私自身忘れていた何かを引き出された感覚を覚えたのも事実です。森田夫妻の実践に深く感銘を受けました。貴重な経験を有難うございました。再会を是非とも楽しみにしております。今度は広島にお越しいただけることとなっております。感謝。感謝。

これからの福祉専門職に強く求められるのは、ネットワーキングやコーディネーションの力なのかも知れません。

それでは皆さん、また明日。

小金井市の枝垂桜



[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

親が犯した罪と子どもの権利



例えば、罪を犯した親の子どもにその罪が無いのは明白です。逆に、罪を犯した子どもの親にその責任が全く無いわけではありません。これらのことは広く常識的に理解される事柄であると思われます。

ところが、そこに政治的な思惑が付加されると、この常識は非常識となるようです。

「政府は、高校無償化に関連し、朝鮮学校を対象とするものの就学支援金支給の判断は文部科学省に設置する『第三者機関』が今後、検討する基準によって学校ごとに個別に行い、具体的な手続きも参院選後に先送りする方針を固めた。鳩山由紀夫首相が 28 日までに、朝鮮学校を支給対象とする文科省令案を基本的に了承した。

日本人拉致問題などを念頭に国内で在日朝鮮人の子女を無償化対象とすることに慎重論が根強い一方、国連人種差別撤廃委員会が朝鮮学校除外に懸念を表明していることなどから原則として対象とすることが妥当と判断した。(中略)

首相は 18 日の参院予算委員会で文科省令案を念頭に『すべての子どもたちが等しく学べる環境をつくるのは当然だ。国交がない国の子どもたちに対してできるだけそれを客観的な制度として認めていきたい』と朝鮮学校を含めることに前向きな考えを示している。

高校無償化の対象に朝鮮学校を含めるかでは、中井洽拉致問題担当相が除外を主張する一方、福島瑞穂消費者行政担当相が含めるよう求め、閣内で意見が割れていた」(2010 年 3 月 29 日 中国新聞)。

冒頭の常識に照らせば、国連人権差別撤廃委員会の表明は至極常識的な見解でしょう。我が国においては、子どもの学ぶ権利は平等であるとされています。高校無償化は、学校や親のための施策ではなく、子どものための施策であるべきです。であれば、そこに大人の政治的思惑を介入することなく、子どもの学ぶ権利に焦点化し議論を交わすべきであり、我が国の全ての子どもたちにとって、最善の方策を導き出すことが要諦です。国連人種差別撤廃委員会の表明は、当然の帰結であると言えます。

私たち社会福祉専門職は、この様な場合、当然にして子どもたちの側に立った意見表明が求められるのではないのでしょうか？この様な事態が目の前に映っても、何も反応しない福祉専門職が殆どであるとしたら……。この国のソーシャルチェンジやソーシャルアクションはどのように考えるべきなのか。

このことに対して、異議申し立てを表明した福祉専門職の存在を残念ながら私は知りま

せん。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

[<< 前へ](#)

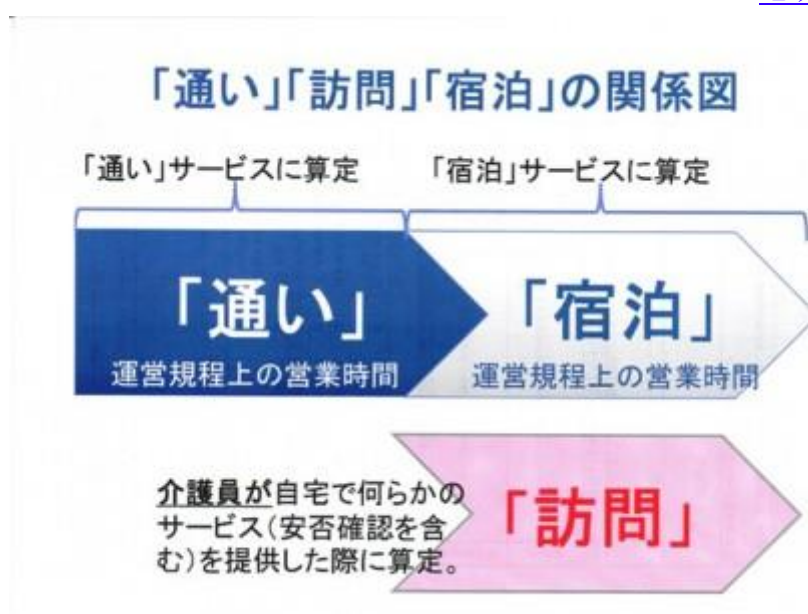
[次へ >>](#)

Page 42 / 57

『4つの機能と「通い」「訪問」「宿泊」の定義②』

2010/03/26 12:00:00

[地域密着型サービス](#)



今回は、「通い」「訪問」「宿泊」の定義と、その調整方法についてご一緒に考えてみたいと思います。例えば、行政指導の場や、運営推進会議の場、国保連合会への請求業務、また、ご利用者への請求書の作成場面において、「通い」「訪問」「宿泊」の回数を把握しておくことが必要となります。その際に、それぞれの定義が曖昧であるがゆえに、回数の把握に、迷いや混乱を抱えていらっしゃる方も多いのではないかと思います。地域の絆でも、当初は迷っていましたし、同じ法人でも、事業所によって微妙に定義が異なっていたため、例えば、「訪問」回数の事業所間格差が見られるといったこともありました。地域の絆での実践の中で、厚生労働省や市町村への確認等を通して一定の整理が出来ましたので、少しお示ししてみます。

いつかお話しした通り、解釈通知や省令などにそれらの定義の詳しい表記は見受けられません。一つは、雁字搦めに定義化してしまうと、臨機応変性を阻害してしまうため、小規模多機能型居宅介護の良さが損なわれてしまうので、裁量権を事業所側に委ねている側面があるのではないかと推測されます。しかしながら、事業所としては報告義務がありますし、自身の取り組みを評価していくためにも、一定の定義の存在が不可欠となります。

基本的な考え方は、事業所内のサービスは「通い」と「訪問」しかないという事です。そして、その境界線は、運営規程に明記されている「通い」のサービス営業時間に依ると言われています。つまり、通いサービスの営業時間が延長を含めて、9:00～19:00であった場合、それ以外の時間帯が「宿泊」となります。このルールに則ると、20:00～22:00の間だけ、事業所でサービスを受けられた方は、「宿泊」サービスを受けたこととなります。

事業所によっては、「通い」の延長時間を運営規程に明記していない所も見受けられますので、その場合は例えば、9:00～16:00が「通い」で、それ以外は「宿泊」となるわけです。では、9:00～20:00までご利用者がおられた場合は、「通い」+「宿泊」となるのかと言えば、このような場合は、「通い」の延長と見なすことができるので、「通い」のみカウントするとのことです。細部に関しては、居宅サービス計画における位置づけと、サービス全体の構成を見て判断することが求められます。

「訪問」に関して言えば、通院乗降介助は、小規模多機能型居宅介護で対応するべきか否か？で議論が分かれている自治体も未だ多く見受けられます。家族からの求めに応じて対応しなければならないのか？対応するべきか？判断に迷うことも多いのではないかと思います。厚生労働省の見解は、通院乗降介助は、小規模多機能型居宅介護のサービスには含まれないとしているそうです。つまり、介護報酬とは別に、自主事業として、ご利用者から別途料金を頂いて実施しても差し支えないのですが、その際には、タクシーの陸運局の許可が必要となるという事です。つまり、してはいけないというのが、本来の姿なのでしょう。自治体の中には、小規模多機能型居宅介護で、通院乗降介助を対応するように指導している所もあるようですが、「サービスの一環として、やりなさいというのは行き過ぎ」だと、厚生労働省の担当者も言われておりました。無論、緊急性のある場合は、小規模多機能型居宅介護事業所でも、対応するべきであるとは言ってもありません。

また、「通い」サービス中の買物は、「訪問」に算定できるのか？や、計画作成担当者が「訪問」に行った場合は算定可能か？といった質問をよく耳にします。厚生労働省の担当者に質問した際は、介護員が自宅に行って、(安否確認を含めて)何らかのサービスを提供した場合、「訪問」サービスに算定できると回答がありました。つまり、計画作成担当者が、計画作成担当者として訪問した際は、「訪問」には算定できないこととなります。「通い」時間中の買物は、「訪問」ではなく、「通い」のみの扱いとなると聞いております。

私たちが一番悩んだケースは、「通い」のお迎えにうかがった際、おむつ交換と更衣介助を行って送迎車に乗車して頂いた際、「訪問」と「通い」が両方算定できるのか？といったことですが、通所介護と訪問介護の関係では、双方の算定が可能はずですから、小規模多機能型居宅介護においても、「訪問」と「通い」双方の算定が可能だと思っていましたが、厚生労働省の担当者からこのように言われました。「居宅サービス計画上に『訪問』と『通い』の位置づけが明確になされていれば、双方の算定は可能であるが、『通い』のお迎えが他にもある場合、1人のご利用者に30分ずつ時間をかけてお迎えに回することはよろしくない。基本的には、そのような対応の必要な方は別便でお迎えにあがるべきではないか」と

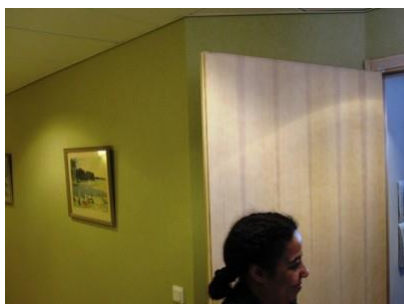
御尤もなご意見を頂きました。

詳細部分の線引きはやはり物理的にも不可能なので、居宅サービス計画上の位置づけで調整するしかないようです。2009年4月より、「サービス提供が過少である場合の減算」の設定がなされました。「通い」「訪問」「宿泊」におけるご利用者1人当たりの平均回数が、週4回に満たない場合は、減算の対象とされます。そのような観点からも、それぞれの定義について正しい理解をすることと、居宅サービス計画において、ご利用者の生活全体を支援する上で真に必要な、サービスを位置づけていく必要があるのです。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

社会構造の本質考

2010/03/16 12:00:00 [社会福祉](#)



学生の折、私はジャーナリストになることを志していました。意見とは全て主観であり、その意味において正しいものなどこの世には存在しません。正義などあり得ません。であるならば、民意のバランスを取ることこそが、ジャーナリストの使命であると認識していました。民意のバランスを取るとは、いわゆる少数派の声を掻き消さず、丁寧に聴きとって世に伝えていくこと。社会構造から排他・排斥された少数派の声を代弁することにあるとずっと信じていました。

時が移って今、私が社会福祉の仕事をしているのは、その時の思いを実践することができるのが、この仕事だからです。社会福祉の仕事は、端的、核心的に言えば、少数派の側に立って社会と対峙することであると私は認識しています。少数派の代弁者として、社会に異議申し立てる仕事であると。

3月14日に社団法人広島県社会福祉士会が主催した公開講座に参加させて頂いて、私は強くこのことを再認識させられました。『更生保護の現状と地域生活定着支援センターの役割～社会復帰ネットワークの形成に向けて～』と題された山田憲児氏の講演において、——刑務所に入りたから犯罪を起こす。刑務所に戻りたいから犯罪を起こす人がかなりの数いる。社会が刑務所のように冷たく、刑務所が社会のように暖かい。刑務所に入れば、三食が保障され、雨露が凌げるといふ。この社会の現状をどのように考えるのか——、——優良な刑事政策とは、優良な社会政策である。優良な社会政策は、優良な刑事政策

である。社会福祉だ、更正保護だ、という区分は明治時代にはなかった。社会的弱者に対する働きかけという点において、更正保護も社会福祉も同じではないかと思っている——、——人と人との関係性の中で、人間は生きている。たった一人でもいい、真剣にその人を受け止めている人がいれば、その人は救われる。ソーシャルワークの原理は人権と社会正義であると言われている——旨の話を胸に落としました。

如上のお話を拝聴した際、自身の立ち位置を深く自問自答しました。今私は、何のためにこの仕事をしているのでしょうか。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

スウェーデン(ストックホルム)視察研修を終えて⑤

2010/03/06 12:00:00 [社会福祉](#)



広島県福山市ようやく帰ってきました。スウェーデンに旅発つ前より持っていた問題意識について、ここで整理し、この話題を終結しようと思います。

過日のブログに掲載した様に、当初からの問題意識は下記の通りでした。

- ①福祉国家スウェーデン政策の帰結としての総体的な現場の状況
- ②インフォーマル（親族・地域住民等）ケアをどのように取り入れているのか及びそのことに対する考え方
- ③ケア専門職の医療行為に対する行政方針と、現場の実践状況
- ④リハビリと利用者の自立（自律）の関係について
- ⑤地域ケアに対する考え方
- ⑥利用者やケア専門職は、生き生きと暮らしているのか

全ての部分について聞き取ることが出来なかったのですが、感じ取れた範囲で整理を試みます。

①高齢者に高い生活の質を保障する政策は、市の行政担当者はもちろん、ケア現場においても確実に浸透していました。「政策が市民の意識をつくる」といった見方があり、大学院で教わりましたが、どちらが先かは分からずとも、政策と市民の意識に整合性を感じることが出来ました。それこそが、スウェーデンにおける良質なケアの礎となっているように感じました。

②これについては、介護付き高齢者住宅を訪問した際、その副所長に尋ねることが出来

ました。地域住民が頻繁に訪れることや、利用者と職員が積極的に地域へ外出していることを仰っていましたが、具体的なインフォーマルケアの実践を耳にすることはできませんでした。

③については、利用者の継続的ケア・リロケーションダメージの緩和に重きを置かれており、病院での看取りではなく、施設（高齢者住宅）での看取りが主流であることから、准看護師と正看護師がケア職員に占める割合が9割を超える状況を知りました。日本でも、施設での看取りを真に推奨するのであれば、介護福祉士に対して一定の医療行為を認めるための制度的整備を実施するか、看護職員の配置を手厚くする等の方策が求められることとなります。

④文献によれば、日本で言うところの理学療法士や作業療法士は、医師の指示を受けずともリハビリテーションの実施が可能であると聞きます。つまり、医療からより生活にシフトしたリハビリテーションの実施がなされているようです。残念ながら、短い期間でそのことを窺い知ることは出来ませんでした。ただし、訪問させていただいた2つの施設（住宅）では、市から派遣された理学療法士と作業療法士が各1名ずつ週に2回訪問しているらしく、制度・政策においても重要視されていることを垣間見ることが出来ました。

⑤に関しては、想像以上に家族等の近親者によるケアがなされていると感じました。個人主義が発達している国では、家族介護は希薄化すると聞いていましたが、それ程では無いように見受けられました。ただし、地域の絆が目指しているような、地域ケアの実践に触れることはありませんでした。

⑥利用者や専門職は、実に生き生きと暮らしているように思われます。コミュニケーションにおけるお国柄の違いは当然ありますが、スウェーデンのケアの中心的な役割を担っている准看護師の養成カリキュラムには、コミュニケーション技法のカリキュラムが重要視されていると聞いています。専門職として、利用者や、職員間における円滑なコミュニケーションの実践が出来るよう、個々が自己研鑽をされているのも事実のようです。

そして、政策・制度が現場職員の仕事を後押ししていることは既に言うまでもないでしょう。社団法人日本介護福祉士会では、利用者対職員の人員配置を2対1の水準まで上げることが、政府に要望していく旨、会員の方が教えて下さいました。専門職団体として正しい運動であると認識しております。

最後に、スウェーデンに訪問する直前から限られた文献しか当たっておらず、なお且つ、1日半と言う“一瞬”に近い訪問の中で、全てを断じることは非常に危険ですし、それは即ち悪意に満ちた文書と化してしまいます。あくまで、正しい視点としてではなく、一人の専門職が短期間訪問した際に感じた率直な思いを記した報告であることを強く最後に付言しておきます。

積雪の市街地でも、車イスや歩行器姿の高齢者を多数見かけました



ホテルのロビー。

この一角で現地時間の朝 4 時から PC を開いて、仕事をしていました。非常に捗りました。



見学に行った先の法人理念。センスの良さに思わずシャッター！



[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

スウェーデン(ストックホルム)④

2010/03/04 12:00:00 [社会福祉](#)



スウェーデン視察研修は、実質 1 日半で終わりました。非常に長い移動時間を経て、たった 1 日半の体験でしたが、想像以上に得るものの多き研修となりました。お声をかけて下さった県立広島大学の山岡 喜美子教授及び社団法人福岡県介護福祉士会の皆様に厚く御礼申し上げます。

残り半日は、ストックホルムの市街地及び旧市街地の観光に出かけました。観光を通しての、気づきと、二日間の総括をしてみたいと思います。

スウェーデンに対する心象については、大きく 3 点のことが感じられました。一点目は、訪問する前から分かっていたこととして、税金が高いことです。消費税は 25%、所得税は県によって異なるものの約 30%以上、一定の年収者には国税が比例制で課税されることとなっています。そのため、夫婦は共働きが主流であり、殆どの子どもは保育所に預けられることとなります。一方で、義務教育から大学までの授業料は完全無料であり、その意味において、教育のための積立貯金は必要ありませんし、自らが介護を必要とする際も、年金受給者の約 8 割は、介護サービスのみならず、住宅保障まで受けることができると聞きます。そうすると、日本のようにタンス預金をする必要はありませんね。

そして、福祉が雇用を創出していることを鑑みると、これは、循環型社会ではないかと痛感しました。ここには、社会的弱者の人権にも、環境にも配慮した循環型社会があります。

二つ目は、国民の民度の高さです。高齢者や障害者に優しい社会は、自らに優しい社会であることを理解し得る民度です。私益と公益は循環して繋がっているのですが、そのことを理解している国民の意識がここにありました。そして、その民度の高さが、介護サービスの現場を支えているのです。この点が、スウェーデンと日本の大きな違いです。なぜここまで、民度の違いがあるのか。私たちはその検証を求められることでしょう。

最後は、この国は 200 年間戦争をしていません。だから、古い街並みが至る所にあり、古い家を改修して住み続けることに誇りを抱いている方が多いと聞きました。また、移民の受け入れがスムーズで、移民に対する偏見が弱いように見受けられました。この様に、自国民の人権のみならず、他国民の人権に配慮ができる市民の意識が感じられます。戦争をして、他国の民衆を蹂躪することが、実は自国の民衆を最も蹂躪することに繋がることがスウェーデン国民は知っているような気がします。

無論、私は日本民族の誇りを持っています。この国に生まれて良かったと思いますし、

この国に住み続けようと思っています。年金受給後は、海外で生活する何てことは全く考えておりません。ですので、日本の良さも感じ取ることが多々ありました。

勤勉で、仕事に対して直向きで、一生懸命である点。きめ細やかな他者への配慮のある点。これについては、日本に軍配が上がります。

ケアの現場においても、スウェーデンの職員さんは人員配置の多い分、ゆとりがあり過ぎるようにも見受けられました。日本の介護職は、限られた人員配置の中で、毎日創意工夫を繰り返しながら、ケアの効率と効果について弛み無い検証を行っています。無論、日本は余裕がなさ過ぎる人員配置であることは否めませんが、日本の介護職は頑張っていることを痛感しました。そして、この厳しい環境の中で、日本の介護職は技術や知識を高めていることと推察されます。つまり、現場職員の知識や技術レベルは、スウェーデンと比べても遜色ないように感じたのです。直向きさ、一生懸命ぶりは、日本の介護職の方が上かも知れません。

ただし、決定的に異なることは、如上に述べた通り民度の差です。民度の差は、すなわちその国民が持つ政府の差となります。そしてそれはすなわち、その政府が打ち出す政策の差へと変遷していきます。

日本の介護職の知識や技術は徐々に底上げが図られており、このまま定向進化を遂げれば、スウェーデンを凌ぐことが予測されます。しかし、理念や価値の浸透、その徹底ぶりについて、また、介護職が誇りを持ってこの仕事についているのかについては、スウェーデンに遠く及ばないことも窺い知ることができました。日本の福祉の課題は、政策であり、国民の意識であることが分かったのと、介護職ひとり一人の頑張りはスウェーデンを凌いでいることを実感できたことは、何よりも得難い収穫でした。それは、スウェーデンに匹敵する理念を日本国民が手にした時、一流福祉国と言われるスウェーデンを上回り、我が国が世界に君臨することを物語っています。

ストックホルム市街地にあるレストランで 1600 年代？の建物



ストックホルム 「女王様通り」



[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

スウェーデン(ストックホルム ソレンチューナ)③

2010/03/03 12:00:00 [社会福祉](#)



非常に短い滞在です。今日は午前中に、ソレンチューナ市における認知症グループホームに伺いました。と言いますか、そのつもりで伺ったのですが、直接見学できたのは、同じ建物の違うフロアにあるナーシングホームでした。しかし、その理由に重要な視点が存在しました。カルメン所長は、下記のように説明しました。

「訪問者を受け入れても良いかどうか、認知症の方は決められません。職員が勝手に判断するのは、利用者の個人の尊厳を侵すことになります。ナーシングホームの利用者には判断能力があるので、日本からの来所者を受け入れることに OK か張り紙と口頭で事前に聞いてみました。全会一致で承認をしてくださったので、本日皆さんを受け入れてあります。だから、皆さんの来所を、利用者は心待ちにしています。そして、皆さんは、利用者中で、既に有名人です」。

私たちは、実習生や、事業所見学者があることを事前に利用者に知らせているでしょうか？承諾を得ていますか？私は、改めて自問自答させられました。利用者の尊厳の、その重さ、その奥行きの高さにため息が出ました。

この施設は「リーベンバック」という名前で、「テーマボー」という民間法人が市の委託を受けて事業を運営しています。スウェーデンでは、民間の委託法人は全体の十数パーセントに過ぎないと文献では書かれていますので、日本に比べそれほど多い割合ではありません。その中で、私は2つの質問を所長さんにさせていただきました。

一つ目は、日本のグループホームは「転居型」と「居住型」に分かれているが、スウェーデンにおけるグループホームはどのような方針で臨んでいるか尋ねました。「転居型」とは、ADL（日常生活動作）がほぼ自立されており、BPSD（認知症の方の行動・心理症状）が多くみられる利用者へのケアに特化した運営を行っているグループホームのことで、ADL が低下し寝たきり状態になった際は、それに特化したケアの実践ができる施設へ移っていただくことを前提に、運営をしている法人があること。一方、「居住型」はターミナルケアまで実施し、寝たきりになってもそのグループホームで暮らし続けるものであり、日本ではこの両者が混在化している旨も説明させていただきました。

それに対して所長は、——人生の最後の場所としてのグループホームと考えています。私たちは、ADL の差は見えていないが、診断（前頭葉・脳血管性・アルツハイマー型等）の違いは見えています。また、場合によっては、「徘徊」（「無断外出」）の人は別の空間で対応することもあります。が、ADL の状況に応じて、グループを変えることは、利用者には良い影響を与えないと考えています。一つのグループに所属すると最後まで一緒のグループで対応します。入居者本人が安心して活動できることが大事であると考えからです。

リロケーション（環境の変化による）ダメージに対する配慮や継続的ケアを非常に大事にされていることは、昨日の介護付き高齢者住宅を訪問した際も感じたことでした。そして、この答えからは、知識や技術よりも、価値や理念が最優先されていることを、一つの指標として導き出すことができます。専門職には、価値・知識・技術が存在すると言われていますが、その中でも、価値を何よりも重要視しているのがスウェーデンではないかと私は考えました。

続いての質問。テーマボーの実践は、聞けば聞くほど社会性の高いものでしたので、民間法人がなぜこのような社会性の高い実践ができるのか。所長さんの見解をお伺いしました。

その答えを次の様にご教示くださいました。——経営陣には、他の会社から集まった

方が多いのです。また、行動科学の専門家からソーシャルワーカー、正看護師等様々な分野の専門家が集まっています。5種類の会社から集まって、新しいものをつくりだそうとしています。経営陣は、高齢者を価値ある存在と認識しています。社会性の高い実践をしているので、利益率は低い。また、必要以上に法人規模を拡張しようとは思っていません。法人規模が拡張すると品質管理が難しくなるからです。

なるほど頷けました。法人の理念が明確であり、その理念が末端まで浸透している様に見受けられました。質問とは関係ない所長さんからの説明の中で、テーマボアの理念のお話がありました。「テーマボアの理念とは、利用者の健康なところに焦点を合わせることであり、入居者の方それぞれが持っている機能をできるだけ維持することです」。経営陣の考えが、社会性の高いものであり、その理念が浸透していることが理解されました。そして、もう一つ重要な視点があります。「新しいものをつくる」ことです。他の法人では実践していない「新しい」取り組みを実践しているという自負感が、その実践をより尊いものに変わっていくのではないのでしょうか。

その様に考えると、地域の絆と何か似ているなあ、と感じました。法人の理念を何よりも大切にし、職員は頑張っています。そして、他の法人では実践できない「新しい」取り組みを目指していること。また、テーマボアは2年間で4つの事業所を立ち上げていますが、地域の絆は4年間で4つの事業所を立ち上げようとしています。だからこそ、所長さんは、「品質管理が難しくなる」と課題を述べられました。地域の絆でも、同様の課題が発生しています。また、法人幹部職員であるカルメン所長は、ソーシャルワーカーの資格を持っておられました。私と同様ソーシャルワークの視点が、そこにあるのではないかと推察されます。

スウェーデンにある民間法人と、日本にある民間法人における共通の課題を見ることができ、強い親近感を得て施設を後にしました。

集会室（ミーティングルーム）



カルメン所長の手作りシュークリーム



施設内には手すりはありません



地域の絆でも、各センター内に手すりは設置していません。

施設内のみならず、街中でも頻繁に見かけた歩行器



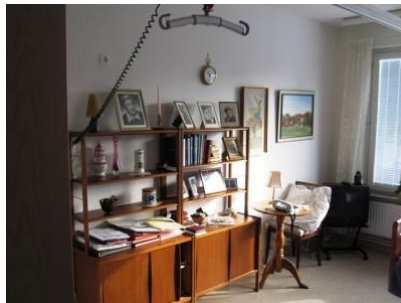
仕切りの無い、向かいの敷地に、他法人が運営している幼稚園がある



1F 地域交流スペース



3F ナーシングホーム 居室



[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

[<< 前へ](#)

[次へ >>](#)

Page 43 / 57

スウェーデン(ストックホルム ソレンチューナ)②

2010/03/02 12:00:00 [社会福祉](#)



今日は午前中に、ソレンチューナ市介護福祉局を訪問し、午後からは、同じソレンチューナ市にある「介護付き高齢者住宅」【26床】を視察訪問することになっています。その中のささやかな気づきについて以下叙述してみたいと思います。

ソレンチューナ市介護福祉局では、局長及び所管担当者からお話を頂きました。ソレンチューナ市の人口は、総人口 63, 000 人、高齢者人口 9, 500 人（高齢化率 15.1%）。参加

者からこの質問が上がった際、局長は高齢化率について答えられませんでした。すぐに計算できるのになぜか？局長にとって、恐らく高齢化率はあまり意味をなさない数字なのかも知れません。高齢化率よりも、高齢者人口を重要な数字と捉えているように推察されました。

1時間半に及ぶお話の中で、国から市に対する助成金、国会での決定、法律での定め、といった言葉が数多聞かれました。このことを通して、彼らは行政職員として、政府の方針に対する強い信頼と誇りの様なものを強く持っているように感じました。中でも印象的だったのは、——経済危機が訪れた場合、高齢者福祉も影響を受けると思われるか——、といった主旨の質問に対して、——法律では、高齢者に良質な生活を保障することは定められており、国の財政・市の収入が減少しても、高齢者に対しては現在と同レベルのサービスを提供していく——と局長が断言したことでした。日本の行政担当者がこの様な事を言いきることはまず想像できません。それは、政策の方針がどのように、ブレるのが不明瞭だからです。また、政府の方針が必ずしも、社会的弱者に手厚い真に国民目線ではないことも、社会福祉施策の方針が混沌とする要因でもあります。今より更に不景気になれば、政府は社会福祉制度を保護するのか、切り捨てるのか、どちらの方向を向いて舵を切るのか推測ができません。今までの経緯を考えると、後者を選択する可能性が高いのではないのでしょうか。無論、そうあって欲しくはありませんが。彼らの話からは、そのことに対する不安や迷いを感じることは一切なく、むしろ明確に理解しているように窺い知ることができました。またこれは、後に訪問した施設の責任者や現場の職員さんのお話を伺った際も一貫して感じられた印象でした。国会での決定が最上位である旨の発言が聞かれた時、それを選択している国民の民度の高さまでもが、若輩浅学であっても想像できた次第です。

つづいて、「介護付き高齢者住宅」【26床】において、副所長さんよりお話を伺いました。気づきとしては、職員配置は全職員で、31名が勤務。正看護師6名。その他25名が准看護師・看護助手。そのうち准看護師は85%（21.25名）であること。つまり、全職員の約7割が准看護師であるということでした。スウェーデンには施設という発想はありませんから、そこは住宅です。であればこそ、利用者が死を迎えるのは住宅となります。高齢者住宅では、日本でいうところのターミナルケアの実践が不可欠となり、そこでは医療行為が日常的に発生し、だからこそ、准看護師が主な担い手となっているのではないかと私なりに理解して話を聞きました。日本でも、厚労省は施設でのターミナルケアを奨励しています。であるならば、そこでなされる医療行為に対する方針を早急に打ち出すことが望まれるのではないのでしょうか。介護福祉士は医療行為ができず、看護職員の配置が手薄い日本の施設の現状では、ターミナルケアの実践は非常に困難を極めているからです。

後の気づきとしては、利用者に対する選択の自由度が日本よりも高いことと、全居室には固定式・廊下には移動式のリフトの設置が見られたことでした。

利用者の居室は、同じ間取りであっても目を疑うほど中の様子が様々です。好きな小物・

家具の搬入から、配置までが利用者の自由であることはもちろん、壁紙までも自身の好みの物を選んでおられるのです。日本の施設も間取りは一緒ですが、利用者の部屋一室一室における様子の相違は然程ありませんネ。

リフトについてですが、スウェーデンでは職員さんはこの仕事に誇りを持って、しかも長く働かれていますと聞いています。それは、如上の通り高齢者に手厚い政策の方針が定まっており、多くの市民がそれに同意している社会状況と、職員に対する手厚い福利厚生にあると思われまます。給与に対しては然程日本と相違ない様に見受けられましたが、決定的に異なるのは、職員が余裕を持って働いていることでした。制度上多様な休暇が用意され、手厚い人員配置がなされていること。また、子どもの教育費も大学までほぼ無償であることを考えると貯金の必要もなく、介護職の給与でも暮らしていける状況が伺えました。

各居室には固定式のリフトがあり、ベッドと車いすの移動は全てこのリフトで行います。また、廊下で利用者が転倒した際は、移動式のリフトで体を起します。このような設備がきちんと整っているのもスウェーデンの特徴だと教わりました。これだけの設備を日本で整えることは、介護報酬や補助金の額から考えてまず無不可能でしょう。そこにお金を投資するスウェーデンのお国柄がここにあります。

無論、日本には優れた介護技術があるので、リフトなど使わずとも介護職員は腰を痛めない介護法を学んでいるという声や、リフトでの介護はまさに機械的であるといった発想に対して、私は否定するつもりはありません。問題なのは、制度や政策がどっちを向いているのか？ということではないでしょうか。そこに投資が必要であるとする政府のもと、職員は実に生き生きと働いていました。

ソレンチューナ市介護福祉局長及び所管担当者様からの 説明及び質疑応答



ソレンチューナ市のサービスハウスでは、
利用者と地域住民がともにランチを



介護付き高齢者住宅の談話室
おしゃれが、高齢者の五感に刺激を与える！



不完全遮断の仕切り



固定式リフト（各居室及び浴室に設置）



[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

スウェーデン(ストックホルム ソレンチューナ)①

2010/03/01 12:00:00 [社会福祉](#)



日本時間の2月28日深夜、摂氏1度のストックホルムに到着しました。現地の添乗員によればこれでも、ここ数週間で最も暖かい気候だそうです。社団法人福岡県介護福祉士の主催するスウェーデン視察研修に参加させていただき、これから現地で二日間の視察をさせていただきます。

今のところ私が持っている問題意識は以下の6点かと思ワれます。まだ、あまり整理をしきれていませんので。

- ①福祉国家スウェーデン政策の帰結としての総体的な現場の状況
- ②インフォーマル（親族・地域住民等）ケアをどのように取り入れているのか及びそのことに対する考え方
- ③ケア専門職の医療行為に対する行政方針と、現場の実践状況
- ④リハビリと利用者の自立（自律）の関係について
- ⑤地域ケアに対する考え方
- ⑥利用者やケア専門職は、生き生きと暮らしているのか

日本の社会福祉の状況は、施設・事業所における専門性及び効率と効果の向上、地域の課題を地域住民が主体的に解決していく力（地域力）としての互助・共助を高めること等が当面の課題であると認識していますが、その先に考えなければならないことは、公助をどのように捉えていくべきかにあるような気がします。端的に申し上げると、現状レベル

の介護報酬と人員配置で、利用者のニーズを十分に満たし得る良質なケアが担保できるのか。といった問題です。これは、大きな政策の方向性を考えなければ答えの出ない問題かも知れません。しかし、利用者の視点に立ち政策に働きかけるべきソーシャルワーカーとしましては、長期的に考えていかなければならない課題であると認識しています。①では、その部分のヒントになり得る一片でも感じ取ることができればと思っており、本研修における最大の問題意識となっています。

②では、スウェーデンは家族・親族ケアは希薄であると認識していましたが、様々な文献をあたると実はそうではないと書かれています。親との同居こそしないが、子どもたちは親の住む家の近隣に住居を構え、定期的な訪問を行っていると聞きます。日本のような遠距離介護はむしろ少ないと聞いています。その辺りを把握できればと思います。

③は、日本でも問題になっている課題ですね。スウェーデンの状況を知りたいと思っています。④スウェーデンはリハビリテーションが盛んであると聞いております。それが、利用者の生活とどのような相互作用をもたらしているのかをお聞きしたい。⑤、地域の絆がケアの実践を行う際、第一義としていること。スウェーデンではどのように考えられているのでしょうか。⑥利用者や職員は幸せでしょうか。今の暮らしに満足していますか。今の仕事に満足していますか。そして誇りを持っていますか。

是非とも、ご教示いただきたいと思います。

宿泊先のホテル



ホテルの窓からの風景



[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

新たな出逢いに感謝 ～重層的なネットワークの構築を～

2010/02/21 12:00:00

[地域密着型サービス](#)



去る2月19日横浜市内で行われた「09年度小規模多機能型居宅介護事業 勉強会」に参加させていただきました。「人材マネジメント」というテーマでお話しさせていただきましたが、準備不足も相まってあまり良いお話しができなかったものと反省しております。その中で非常に僭越な発言になるかも知れませんが、私自身は、非常に多くの気づきと刺激を頂くことができました。

367万都市横浜で、小規模多機能を運営していらっしゃる管理者・職員の皆様方の苦悩を具体的に直にお聞きする機会が得られ何点か思うところがありました。以下要旨を列挙しますと――

- ①組織としての臨機応変性及び専門性の高い人材が小規模多機能には求められること。
- ②法人規模・種別や、運営形態（高齢者専用賃貸住宅との併設等）、経営者像（経営者の経歴や理念）の相違によって、悩みの内容が多様化していること。
- ③その中で、苦悩の丈を共有する仲間（ヨコのつながり）が必要であること。
- ④それでも、頑張っているのは職員の皆様ひとり一人に熱い情熱があるからこそ。といったところでしょうか。

小規模多機能の運営において、地域性や、利用者・家族の個別性に応じた形で、臨機応変な対応を実践することがその生命線であることは言うまでもありません。であるからこそ、そこに求められる人材としては、多様なニーズに対応し得る有能な職員が求められることとなります。また、経営者及び管理者にとっては、細部にわたっての方針を決定し、明確なビジョンを打ち出し、情報経路の確保を図っていくことが他の事業よりもより強く求められます。小規模多機能では、厚生労働省令・解釈通知に示されていない部分が非常に多く、事業所と利用者との個別の取り決めによってサービスを提供する部分が非常に多くあるからです。それが、小規模多機能の生命線を担保しているとはいえ、それはそっくり職員さんの負担へと化してしまうのです（無論、職員さんの意識によっては遣り甲斐と化すことも）。そのような状況下において、小規模事業所が人材育成を実践するのは非常に難しい。

小規模多機能の少なくとも人材育成に対して、何らかの公的支援が不可欠であると再認識した次第です。その中で、横浜市の行政職員及び市民セクター職員の皆様の使命感・実

践に触れることができ、その姿勢に深く感銘を受けました。年に3回、半日かけた勉強会を中心に実施し、外部からの講師を広く呼び寄せ、少しでも市内の小規模多機能型居宅介護の職員さんのバックアップに努めようとされるその姿勢に共感致しました。

あと、もう一点学ばせていただいたことがあります。地域密着型サービスは市町村単位で、事業の指定・指導が行われます。よって、市町村単位でその運営の在り方が随分異なっていると思われます。地域主権の考え方からすれば、これは非常に良い傾向であると私は捉えています。しかしその反面、市町村という限られた文化・風土の中での実践だけでは、卓越した新しい視点を生み出すことは難しくなるのではないかと考えます。その意味においても、各市町村圏域内の日常的なネットワークの構築は第一義としても、時には、市町村外・県外・国外の情報に広く敏感に反応し、市町村内・都道府県内・全国区といった重層的なネットワークの構築が、特に小規模多機能には求められているように思われます。

そして、まちづくりのプロフェッショナルである行政（市民セクター）と、同じく福祉の視点でのまちづくりを志す福祉専門職は、協働するべき関係であることを再認識させていただきました。全国のどこの地域にも、まちづくりを真摯に考え、汗を流していらっしゃる行政マン（ウーマン）がいらっしゃることを確認することができたのが、明日への活気に繋がる一番の出来事でした。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

個性を貫くには、偏見に負けない理論と「人格」を！ ～「福祉施設の制服」考～

2010/02/16 12:00:00 [社会福祉](#)



地域の絆には、制服がありません。利用者と職員の関係は、「お世話をされる側」と「お世話をする側」の関係が固定化されているのではなく、利用者も「お世話をする側」に回ることがあり、そのような自己有用感や、役割意識、達成感を利用者自身に持っていた

くことが重要であると考え、「される側」と「する側」の固定概念を取っ払うことを主目的としております。また、小規模で「家庭的」な環境を鑑みると、職員全員が同じ服装をしている状況は少し異常な感を受けてしまいます。

また、職員のファッション（服装や髪型等）に対しても特に決め事は設けておりません。「利用者の安全が確保された服装や髪型であれば良い」としているのみです。金髪・茶髪でも OK なのです。ただし、もう一つ条件がありまして、利用者・家族から「あの格好はだらし無い」と指摘を受けた場合は、強制的に服装・髪型を改めてもらうことにしています。

茶髪＝「だらし無い」という感覚は、偏見以外の何ものでもありません。しかし、社会全体にその偏見が蔓延しているのであれば、それでも敢えて茶髪を貫くのであれば、偏見に負けない理論と「人格」を備えるしかありません。

私がこんなことを考えるようになったのは、今から 8 年前あるイタリア料理店で食事をしたのがきっかけです。そのお店の店員さんは、非常に個性的なファッション（金髪の髪型やピアス等）の方が多く、お店に入った途端少し圧倒されてしまいました。しかし、その感覚はその後数分で無くなりました。とって素敵な笑顔と、タイミング良く配慮された丁寧な接客に対して、私の偏見はどこかに消え去ったのです。その後、非常に心地よい時間を過ごすことが出来たのを今でも鮮明に記憶しています。

如上の経験から、偏見に打ち勝つだけの理論と「人格」を備えておれば、茶髪であっても問題ないと考えようになりました。それこそが「自己責任」であると。自分の個性を貫くファッションをしたければ、社会の偏見に打ち勝つ理論と「人格」を持っておれば良いのです。そうすることで、「だらし無い」「品格がない」といったレッテルを張られなくてすむのではないのでしょうか。

また、自身の個性やファッションを尊重できない職員が、利用者のそれを重んじることは難しいのではないかと考えており、職員のファッションは原則「自己責任」としているのです。職員の「個」の確立なくして、利用者の「個」の確立支援は困難であると認識しています。

ところで、バンクーバー五輪で問題となっている国母和宏選手のファッションの問題は、どのように考えるべきでしょうか。「国母選手はバンクーバー入りした際、ネクタイを緩めてシャツのすそを出し、ズボンをずり下げ、鼻にはピアスをつけて空港に現れた。10 日の記者会見では『反省してまーす』と語尾を伸ばして発言、JOC に苦情電話や批判のメールが集まった」（京都新聞 2010 年 2 月 14 日）。

スノーボードとストリート系のファッションには、相関性があると言われておりますので、上記のファッションはそれにあたるように見受けられます。よって、そのことに対する一方的な「代表の品格がない」といった非難は、偏見以外の何ものでもない茶髪に付すことも可能です。しかし、10 日の記者会見での対応を見る限りにおいては、社会の偏見に打ち勝つだけの理論と、「人格」を備えていないことが露呈したようです。この点だけが、惜

しまれてなりません。

欧米のように個人主義が発達していない我が国においては、個性を貫くこと自体が容易ではないようです。そこには、決してぶれることなく隙の無い理論の確立と、強固な人格の形成が不可欠なのです。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(1\)](#)

効率化を図ることでより“粗悪”になる日本のケアとフィンランドのケア

2010/02/07 12:00:00 [社会福祉](#)



1 月末日にかけて、『朝日新聞』では「欧州の安心」と題した 3 連載の記事が載っています。欧州における高齢者ケアの現状と課題に触れたものです。その中で、1 月 27 日はフィンランドにおける地方ケアの状況が紹介されています。読み始めには、違和感を抱きながら拝読したのですが・・・。

『いつまでも在宅で』は理想だが、家が点在し、介護職員の確保が難しい地方の町は、都市部とは異なった課題も多い。

高齢者向けのサービスセンターや施設などを一カ所に集中させることで、介護サービスの効率化と質の向上を目指す、フィンランドの地方自治体の取り組みを見た。(中略)

在宅支援などの拠点となるサービスセンターに、介護が必要な老人ホーム(入所者 36 人)を併設。その周りに、認知症向けのサービスハウス(同 12 人)や介護度が低めの高齢者向けサービスハウス(同 16 人)、元気な人も入れる高齢者住宅(同 61 人)が配置されている。(中略)

(認知症向けのサービスハウス)は、12 人の入居者に対して、7 人の職員がいる。ゆったりとした雰囲気の中、職員に見守られて、落ちついて暮らしている。

(ロッピ町) 高齢者ケア課のシスコ・ハーペネン課長「高齢者のみなさんに『ここに来れば、必要なサービスがある』と思ってもらえることが大切」と、一極化の狙いを語る。(中略)

一方で、高齢者福祉で国が担うのは、国民年金などの所得保障政策だ。

高齢者が施設に入所した場合、利用料の個人負担は原則、所得の 85%と定めている。収入に応じた額を納めながら、自由に使えるお金も手元に残す考えがある」(松浦祐子氏『朝日新聞』「欧州の安心 中」2010 年 1 月 27 日)。

本ブログを読んでいただいている方には、「違和感」の意味がお分かりかと存じます。地域性における事情があるにせよ、高齢者だけを「一極化」して“集めて”なされるケアが、利用者の権利擁護の実践に繋がるのか、といった問題意識がここにあります。もともと地域社会には、老若男女多様な人間関係があり、その中にも、ひとり一人の住民にとっての関係性が存在します。その「関係性」こそが、その人の人生であり、生活の一部であることが認識されつつある昨今だからこそ、地域ケアが声高に叫ばれているのです。地域の中で培ってきた利用者ひとり一人の関係性を大切に、ケアの実践がなされることの重要性が認識されつつあります。中でも、日本においては共生型ケアの実践が顕著ですので、高齢者の「一極化」されたケアに対しては、私と同様に違和感を抱かれる方も多いのではないのでしょうか。

しかし、本報告では、もう一つの側面を窺い知ることが出来ます。ケアの効率化の先に、「手厚い」ケアや、政策の存在が顕在化しているのです。効率化を図るために、高齢者に対する「一極化」ケアを実践し、その分高齢者に対して「手厚い」人員配置でケアにあたる姿勢や、政策において高齢者の所得保障を充実させている姿勢は、日本それとは雲泥の差ではないのでしょうか。

日本においても、高齢者専用賃貸住宅と、小規模多機能型居宅介護・通所介護・訪問介護等の在宅サービスとの組み合わせにより、従来の在宅ケアよりも効率化にシフトした取り組みがなされていますが、効率化の帰結として、手厚い人員配置が行われている事例は全てではないにせよあまりお見受けできません。更に、従来の日本の社会福祉施策を鑑みると、効率化が図れるのであれば、介護報酬を下げるといった方策が打ち出される懸念も存在します。日本の社会福祉のあり方は、効率化を図って、法人レベルではそれを「計上利益」に繋げ、政策レベルでは公的負担の軽減を図ることに流れていくのであって、本報告に見るように、効率化の帰結としての、手厚いケアや、手厚い政策といった発想では断じてないことが理解されます。

実は、本報告は、そのようなことを示唆してくれているように「読む」ことが出来るのです。

高齢者ケアの「一極化」を図っているフィンランドですが、地域ケアの視点を担保するために以下のような取り組みがなされていることも、本報告では取り上げられています。

「ヘルシンキ近郊のベッドタウン、アスコラ町（人口約 4700 人）。ここも町役場近くに、老人ホームやサービスハウス、高齢者住宅などを集中させている。

正午近くになると、サービスセンター1階のレストランには、併設する施設に暮らす高齢者のほか、一般の市民がランチを食べにやってくる。高齢者に疎外感を感じさせないように、地域の人との交流の場をつくる、フィンランドではよく見かける工夫だ。

町高齢者ケア課のハンヌ・レイノ課長は言う。

『生まれ育った地域で、最期まで人間らしい生活ができるよう支援する。私たちはそれを大切にしています』。

[<< 前へ](#)

[次へ >>](#)

Page 44 / 57

「回り道」と「贅沢」の関係

2010/02/02 12:00:00

[社会全般](#)



NHKの人気番組『プロフェッショナル仕事の流儀』（アンコール 2010年1月26日放送「休業は、一生終わらない 鮨職人 小野二郎氏」）を視ました。自身の信念を持って、妥協を許さぬ実践をしている出演者達から、若輩浅学の私が学べることは多々ありますので、時間の許す限り好んで視ている番組です。仕事の内容や、立場、理念によっては、大いに参考になる方から、あまり参考にならない事例もありますが、大なり小なり学べるものが詰まっていると認識しています。

今回は、80代の鮨職人が、年を重ねるごとにその「専門性」を高めてきたその姿に強い感銘を受けました。高齢になっても高まる能力、若僧には無くて、高齢者にしかない優れた能力があることをどこかで信じている私にとっては、非常に思慮深いことです。

私が注視したのはこの点ばかりではなく、「無駄が極上を生む」と小野氏が認識していることでした。この番組では更にもう一点感慨深い点がありましたが、この事はまたの機会にお伝えできればと思います。

つまり、『手当て』（仕込み）を施した魚のすべてが客に出されるわけではない。例えば、同じ手当てを施した締め鯖でも、二郎が味を見て、その舌にかなったものだけが、鮨として握られ、残りは賄いに回る。こうした『無駄』が、うまい鮨を握るために欠かせないという」（NHKのホームページより）。

「無駄」や、「回り道」を忌避したり、恐れているは良い仕事が出来ないと予ねてより私は考えています。よい仕事には、「無駄」があるということを知覚しておらねばならぬ、ということなのでしょう。私たちの実践に置き替えて換言すれば、「無駄」というよりも、「試行錯誤」となるのでしょうか。多くの実践から「試行錯誤」したうち、そこから得られて実益に繋がるものは、僅かかも知れませんが、実益に繋がらず、陽の目を見なかった「取

り組み」も自身の身となり骨と化するのではないのでしょうか。自身の財産として、蓄えられ、いつかその経験が、自身の信念を具現化する際効力を発揮するのでしょうか。飽くなき信念へのこだわりと矜持があればこそ、妥協は決して許されず、厳しい試行錯誤が欠かせない。厳しい試行錯誤の中で、取捨選択が繰り返され、本物が残る。そのことを毎日繰り返すことに、「上達」のヒントがあるように思われます。まさに、失敗は成功のもとなのかもしれませんね。

時期をずらして、『中国新聞』2009年12月27日の記事から（「今を読む」広島大大学院総合科学研究科教授 吉村慎太郎氏）。

「近年、大学院生のなかにも資料を注意深く読まないだけでなく、文献収集さえ怠る者が増えているようだ。私は院生時代、1冊の本を借りるため、東京から大阪に行ったこともあるが、そうした経験は今の院生には『おとぎ話』かもしれない。

『省エネ』的発想からすれば、読むべき文献量を最小限に絞り込み、短期間に論文という成果を出すことが望ましい。しかし、そうすれば、すそ野の狭い、深みに欠けた内容になりかねない。何ごとともスピードと生産量を求め、さらに『省エネ』が加わると、論文の『粗製乱造』になる。研究は研究以外に目的はなく、無駄な作業なつきものだ。（中略）

視覚に訴える教材がもてはやされる。漫画やTVゲーム『熱中症』の半面、熟読がすたれ、聞きかじりの言葉やレッテルに飛び付き、それぞれの妥当性の是非や奥深い背景を理解しようとさえしない。記憶と反復、流行のとらえ方をなぞるがごとき『模倣』が繰り返される。（中略）

『無駄なことはやらない』という『省エネ』的発想ではなく、人的エネルギーの『浪費』こそが、現状に突破口をもたらす教育研究の原点であるとの認識も必要だろう。（中略）

自らのエネルギーを積極的に『浪費』する姿勢は、『模倣』がもたらす以上の成果を、遠回りであれ、人間に残す『贅沢』なのだ。

私は、19歳より、新聞・雑誌のスクラップを続けております。また、心の残った文章は全て、引用先を明らかにしたうえで、パソコンのフォルダーに蓄積しています。これらの作業には非常に手間がかかり、「こんなことを続けて意味があるのかな？」と思いながらも、早18年が経ちます。

この一見、何の役に立つのかわからぬ営みこそが、私にとっての「贅沢」なのかも知れません。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

『4つの機能と「通い」「訪問」「宿泊」の定義①』

2010/01/25 12:00:00

[地域密着型サービス](#)



小規模多機能型居宅介護には、4つの機能があると言われていています（図1）。医療依存度の高い方や、認知症の方の在宅支援を行うためには、きめ細やかで、臨機応変な対応が求められます。そういった支援を具現化するために、4つの機能を有機的・総合的にサービス化していくことになります。

大切なことは、これら4つの機能を縦割り、細切れに提供しないということです。小規模多機能型居宅介護が制度化された経緯を鑑みても、4つのサービスをすべて顔なじみの利用者・職員、施設の中で、受けることが求められていますし、30分単位の訪問介護や、6～8時間の通所介護と言った硬直化したサービスではなく、本当に必要なサービスを必要な時間だけ提供させていただく柔軟性や、その柔軟化した4つのサービスを更に柔軟に一体的・総合的に提供していくことが望まれます。

制度の創設当初に比べるとあまり見受けられなくなつたものの、「通いサービス」のことを「デイサービス」、「訪問サービス」のことを「訪問介護」、「宿泊サービス」のことを「ショートステイ」と表記されている事業所パンフレットをたまにお見かけします。この表記は正確でないばかりか、利用者・家族、またはそこで働く職員の意識に大きな誤解を与えることに成りかねません。また、これらの4つのサービスについての「定義」は、厚生労働省の省令や解釈通知といったものにも一切表記がありません。つまり、「通所介護」や「訪問介護」、「ショートステイ（短期入所生活介護）」の様な、サービス内容や時間等における細かい制約がないものと受け止めることができます。

通所介護で言えば、4～6時間、6～8時間といったサービス提供時間に準じて報酬単位数の設定が成されており、6～8時間というサービス提供時間内に、医療機関への受診や、定期的な買い物等の外出は原則禁止されています。6～8時間というサービス提供時間内に、介護報酬に該当するサービス以外のサービスを受けることは想定していないためです。しかし、小規模多機能型居宅介護の「通いサービス」は違います。2時間でも「通い」であるし、10時間でも同じ「通い」の扱いになります。そのため、帰宅願望のある認知症の方が一旦帰宅してから、再度通ってこられたり、近隣の利用者が自宅と事業所を何度か往復されるなど、一日複数回の利用が可能となります。かてて加えて、「通いサービス」を利用中に、事業所を抜けての診療受診や、買い物等への定期的外出も可能となるわけです。

地域の絆の利用者の方で、サービスの利用を拒否されているものの、軽度から中等度の

認知機能の障害で、専門職による支援が必要な方がいらっしゃいました。初めは「訪問」から開始し、職員との関係性を一定程度構築できた時点で「通い」を開始しようと試みましたが、お迎えに伺っても当日になると拒否され中々上手くいかないケースがありました。見守りで少し様子を見てみると、本人が困られた際食事や入浴を目的に、自身で押し車を押して来所されるようになりました。この場合のケアプランの位置づけでは、「通いサービス」の提供頻度は、「ご本人の気の向いた時」とさせていただきます。このような「通い」の在り方も可能となります。また、地域の絆では、事業所ごとに年3～4回の地域行事の運営を行っており、その際には、全登録利用者（25名）や家族への参加を呼び掛けています。緊急時や、「登録者全員を集めて催しを兼ねたサービスを提供する場合」（解釈通知）は、「一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする」という厚生労働省令に基づいたものであり、「通い」「訪問」「宿泊」における定員を硬直化させないことで、臨機応変で、柔軟なサービスの提供が可能となります。

何度も述べるように、事業所運営においては、これら4つのサービスを一体的に提供する視点が重要になってきます。あくまで、稀に耳にする話ですが、「訪問サービス」の職員を専属で訪問要員としてのみ配置している事業所もあると聞きます。これでは利用者の生活の全体性を捉える事が困難となり、情報共有の不備や、職員意識の混乱を招く結果となりかねないと考えます。「通いサービス」「訪問サービス」「宿泊サービス」の人員を専属で配置する必要はなく、時間帯に応じて、それぞれ決められた人員配置を行うこととされています。日中の人員配置においても、「それぞれのサービスに固定しなければならないという趣旨ではなく、日中勤務している小規模多機能型居宅介護従業者全体で通いサービス及び訪問サービスをおこなうこと」（解釈通知）とされています。

また、地域の絆では、提供した4つのサービス内容を一体的に把握するため、サービス毎に記録を分けていません。「通い」「訪問」「宿泊」「支援」（ケアマネジメントかかる内容）と項目欄に記載するだけの区別で、利用者生活の時系列に合わせて1枚の記録用紙に記入するようにしています。

このように、①利用者の生活の全体を捉え（身体的・精神的・社会的な視点で行う）、②社会生活上のニーズ（困っていることや目標とすること）を把握し、③4つのサービスを柔軟に、かつ一体的に提供して利用者の在宅支援を実践することが、私たちに課せられています。

図1 小規模多機能型居宅介護における4つの機能を有機的・総合的に運用を！



[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

『小規模多機能型居宅介護の運営の基本方針と対象利用者像』

2010/01/18 12:00:00 [地域密着型サービス](#)



本ブログにおいて今までは、主として地域密着型サービスとしての取り組みや、考えを述べてきました。これからは、遅蒔きながら、小規模多機能型居宅介護に絞って話を展開していきます。

小規模多機能型居宅介護は、厚生労働省令にもあるように「居宅において自立した日常生活を営むことができるよう」支援していくことを目指した在宅ケアを基本方針としています。長期宿泊や、居住を前提として運営されるべきものではありません。昨今では、高齢者専用賃貸住宅や、住宅型有料老人ホームを併設して、居住機能を設けている事業所も急増していますが、「利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ」（厚生労働省令）サービスの提供を図ることを鑑みると、利用者の地域性への配慮は不可欠に思います。つまり、併設する居住施設に入居している利用者は、やはり、事業所のある日常生活圏域内に住んでいた利用者でなくてはならないと私は考えます。自宅で生活が困難なために、住み替えを行ったとしても、その住み替え先は、「住み慣れた地域での生活」が継続できる範囲の地域内になければなら

ないと思うのです。でなければ、「在宅」の定義が非常に曖昧模糊としていき、特別養護老人ホームが「施設」で、高齢者専用賃貸住宅が「在宅」だという区分に無理が生じてくるはずです。小規模多機能型居宅介護と居住機能を併設した事業所は、「ミニ特養」と化してしまう恐れがあり、そうならないためにも、利用者の地域性に最大限配慮し、在宅の担保を堅持する必要性を感じます。

地域の絆では、利用者が住んでいる地域にこだわった支援を行っています。利用者が住んでいる地域には、様々な人間関係があります。行きつけの商店やお店、隣近所のお付き合い、習い事の先生や生徒の関係など。そのような関係性を維持・活用した支援ができるのも、「利用者の住み慣れた地域」に私たちがこだわり続けているからだと考えます。昔から仲の良い近隣住民に、要介護状態になった夫婦世帯の見守りをお願いしたり、近隣住民に、散歩の付き添いや、軽微な家事支援をお願いすることもあります。

住み慣れた地域に利用者が住み続けることに対して、下記の効果があると私は信じています。

- ①利用者が住み慣れた環境の中で、暮らし続けることができる。
- ②利用者の支援を専門職だけではなく、地域住民・商店・企業・学校等の総力戦で実践する必要性が生じる。
- ③地域の中の福祉課題が地域住民に明確化される。
- ④生活課題を抱えている他者を、自分のこととして考えて行動する契機になる。
- ⑤地域住民の力で解決しない問題を、市町村及び都道府県、国レベルの問題として捉える契機になり、結果として、政策への問題意識が向上する。
- ⑥誰もが自分らしく、安心して暮らせる地域づくり、延いては、日本全体の社会システムの再構築に繋がる。

確かに、過疎地や、山の中腹にある団地やニュータウンに在住のケースや、より強度な見守りやケアが必要なケース等、住居の住み替えが有効なケースが増えています。家族機能の低下もその一因でしょう。その際には、是非「利用者が住み慣れた地域での生活」が継続される範囲内の地域へ移り住むことを提唱したいと思います。

利用者が「役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送る」「食事その他の家事等は、可能な限り利用者」と（厚生労働省令）職員が共同で行うことを鑑みても、対象利用者は認知症高齢者であることは明白です。地域の絆における利用者を分析しても、97%の方が認知症です。また、診療報酬の改定後（2006年度）病院の平均在院日数は急激に減少し、医療依存度の高い利用者が在宅で増加傾向にあり、その受け皿としても小規模多機能型居宅介護は期待されています。地域の絆でも、胃瘻造設の方や、末期癌の方、IVH 中心静脈カテーテル留置の方、導尿の必要な方などの、受け入れを行っています。厚労省の解釈通知上は、「看護師又は准看護師は、常勤を要件としておらず、毎日配置していなければいけないということではない」となっていますが、看護職は常勤の配置が望ましく、また、1名ではとうてい不安であり、2～3名の体制で臨んでいます。また、協力医療機関は、24時間

365 日体制のある総合病院と、身近に相談できる医院・診療所の双方からの協力が望まれ、その体制づくりが求められます。

創設以降、対象利用者は中重度の方と厚労省も示している通り、報酬設定を鑑みても、上記のような利用者を対象としなければ、経営が成り立たないのが現状です。施設の新築・改修等にもよりますが、人件費率を考えると月額 550 万の収入を切れば、経営は難しくなると私は考えています。であれば、おのずと平均要介護度が 3 の利用者を受け入れていかなければなりません。

効率と効果のことを考えると、要介護 3 の方の在宅支援は動線のことを考えても、人手がかかります。収支のやりくりをしていくためには、①職員の質の向上、②業務の効率化、③車で 5 分圏内の利用者の利用促進、が不可欠です。①は、質の高い認知症ケア・医療的ケアの実践可能な人材育成、②は、日常的な業務改善の取り組み（動線短縮や、ミスの削減、効果的情報共有システムの確立等）、③は、日常生活圏域の中でもさらに、近隣にお住まいの利用者に利用していただくことで、訪問・通いサービスにおける移動時間の短縮化を行い、より密度の濃いケア・サービスの提供に繋げることが目的です。特に、訪問のことを考えると、車で片道 30 かかる利用者宅へ訪問した場合、移動時間だけで往復 1 時間かかってしまい、一方、車で片道 5 分の利用者だと、往復 10 分の移動時間で済み、その分、訪問回数を増やすことや、訪問時間を延ばすことも可能となります。また、より近隣の地域住民との交流も促進され、その効果は非常に大きなものがあります。

建物については、様々な設置基準がありますが、市町村によって解釈の仕方が大きく異なりますので注意が必要です。各面積の数値を、壁芯面積で測定するのか、内法面積で測定するのかが非常に曖昧です。ちなみに、厚労省の基準では介護保険施設は絶対的に内法面積で、その他の施設については、特に基準を設けていないとしています。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

読解力よりも説明力を！

2010/01/11 12:00:00 [社会全般](#)



大学の恩師より、先輩から新入生に向けての原稿依頼を頂戴し、草稿を過日お送りした所です。大学に入ったばかりの新入生に何を伝えるべきか、自身の経験をもとに助言をしてやって欲しいとのご依頼です。約 2400 字程度の原稿でしたが、言いたいことを一言で言

い表すならば、「読書は馬鹿者をつくり、作文は正確なる者をつくる」（フランシス＝ベーコン）となります。

受験勉強に偏重した今の教育、少なくとも私の経験では、試験の問題となっている文章や、教科書に書かれた文書の意味を的確に読解し、要約する能力が強く求められていたように感じています。国語や社会に関わらず、的確に読解・要約することが評価の対象になっていたかと記憶します。私などは、自分の意見がとめどなく溢流し、それを思いとどめることができず、その考えを解答用紙に書ききれず苦慮したものでした。無論、専ら良い点数を頂いた記憶はありません。

そのことを僻んで申し上げるのではありませんが、社会人として、もしくは、もう少しマクロの視点で国際競争に「負けない」強靱な社会人を育成するには、読解力を研ぎ澄ますよりは、自分の意見を他者に説得力を持って伝える力、説明力を向上させる必要性を感じています。如上の教育カリキュラムの「成果」もあってか、読解力はあるが、説明力に欠けている人が日本人には多いようです。特に、自分の思いや、考えを、自分の言葉で他者に伝えることが不得手な人が多いのではないのでしょうか？

であるからこそ、読書をするという受け身の勉強よりも、作文をする能動的な取り組みの重要性を、フランシス＝ベーコン氏は言われていたのだと推察しています。もちろん、読書は自身の人格形成には欠かせない営みですが、それは、何を学びたいのか？どのような人間になりたいのか？自身の問題意識が確立していることで、更に大きな学びが得られることが前提ですから、やはり、その基礎には、自身の考えや思いが確立しておらねばなりません。であればこそ、読書より、作文を・・・となります。

そして、勉強や、学問とは、次のことをもって理解するように、説明しました。他愛のない、センパイの戯言かも知れません。

「大学は、『自分の考えを確立する場』であると考えています。他者の考えを参考に、自分はどうか考えているのか、自分の声に耳を傾ける勉強です。

それは、高校まで学んできた偽勉強ではなく、真なる勉強です。なぜなら、勉強は全ての人が幸せになるためにするものです。勝ち負けを競い、誰かを蹴落としたり、蹴落とされたりするものでは断じてありません。全ての人が幸せになることは、非常に困難な課題ですが、それを成すために考えるのが勉強であり、学問であると私は考えています。多少の犠牲はやむを得ないのではなく、多少の犠牲も許さない、そんな生き方をするための勉強です」。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

『運営推進会議のすすめ方』③

2010/01/09 12:00:00

[地域密着型サービス](#)



運営推進会議における地域の絆での取り組みと、そこから見えてくる課題について前回の続きです。

会議の内容としまして、「事業運営の状況」「利用実績」「サービス（ケア）の内容」の報告・説明を前半部分に行います。まずは、2ヶ月間における事業所の情報公開を行い、それに対して意見を求める流れで進めています（図1）。

「事業運営の状況」では、事業所全体的な運営の課題や取り組みについて報告します。例えば、就労支援の場として、発達障害の方をボランティアとして受け入れる取り組みを開始することや、家庭裁判所と連携し、触法少年のボランティアを受け入れること、地域の高齢者を先生として、地域の子どもたちを対象に書道教室を始めること、ボランティアのポイント制度を開始すること、介護報酬における市町村独自加算を開始すること等、事業所の運営方針に関わる事項を説明し、時には同意を求めることも行います。

「利用実績」では、「通い」「訪問」「宿泊」及び「登録」利用者数の日々の実績を2ヶ月分表にまとめて情報公開を行い、大きく2つの項目をご確認いただきます。①「通い」の利用者数が、「登録」利用者数の3分の1以上を常時維持しているか、②長期宿泊利用者数及び長期宿泊の理由。①は、厚生労働省令にある「指定小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いてはならない」に対して、同じく厚生省 Q&A の「著しく少ないとは、登録定員のおおむね3分の1以下が目安となる」を、②は、「宿泊サービスの上限は設けず、重度の方であれば、運営推進会議に対し報告し、評価を受けることを前提として、ほぼ毎日宿泊する形態も考えられる」（同じく Q&A）に依拠した項目です。

「サービス（ケア）の内容」に関しては、地域住民を対象にしたイベントの開催状況や、利用者の外出支援、日々の活動状況を写真の入った配布資料で説明します。「事故及びひやり・はつと」や「苦情処理」の中で、全ての利用者に通じる普遍的な事例の報告も行います。また、ここでは前回の会議で、参加者から受けた課題に対する対応策（決定事項）の実施評価も行います。例えば、あるご家族の方から、職員が記録する連絡帳の内容が、家族の求めるものになっていない、具体的な記録が少ない、といったご指摘を受けて、連絡帳の記録マニュアルを作成することと、連絡帳の記録についての専門職としての目的・意義・留意点を確認する勉強会を開く決定事項を行います。その実施した2ヶ月後の評価をここで改めて受けるのです。改善して良くなった、と支持されることもあれば、まだ、不

満があると再調整を求められることもあります。無論、参加者の言い分を一方的に呑み込むだけでなく、それが出来ない事業所の事情も説明し、構成員の方にも主体的にその対応策を考えていただくようにしています。このようにして、連絡帳の書式が改善されたり、新たなマニュアルが完成したり、職員の研修会開催の機会に繋がるなど、事業所のサービス・ケアの質の向上に繋がる話し合いがなされています。運営推進会議もご多分にもれず、会議の基本は、物事を決定することと、決めごとに対する評価を絶えず行っていくことにあります。その基本を常に意識しながら会議の運営を行っております。

そして、会議の進行に当たって、一番私たちが心がけている点は、事業所職員ばかりが話しすぎないことです。参加者の話を聴くことを常に心がけます。ですから、「質疑応答及び意見・要望の拝聴」に多くの時間を割いています。そこでは、家庭で介護をされているご家族の苦労話や、介護者の思いを聞くことができ、事業所職員もそのことで、家族の気持ちや、自分たちが今まで知らなかった自宅での利用者の様子をうかがい知る事が出来ます。ここでは、利用者・家族⇄事業所・職員の単純化した対立関係の構図に陥らないよう地域包括支援センター職員、行政職員、地域住民に敢えて意見を求めるようにもしています。かてて加えて、地域住民と事業所の対立構造が防げることもあります。実際に地域の絆であった事例ですが、運営推進会議以外の場で、自治会長に避難訓練を事業所と自治会で協働実施したい旨のお願いをしたところ断られていたのが、運営推進会議の場で、家族や行政、地域包括支援センター職員の意見をいただきながらお願いしたところ、ご承諾いただけたこともありました。

また、運営推進会議のもう一つの目的である地域住民と行政、専門職、利用者・家族による協働のまちづくりの視点を鑑み、「地域の課題について」の議題を毎回設けるようにしています。この議題を設定しなければ、事業所におけるサービス・ケアの質の向上のみの議論に終始し、単純な、家族会との協議の場と化してしまうからです。

ここでは自治会長・民生委員の方を中心に、地域活動をしていて困っていることをお話いただきます。それに対して、地域包括支援センター職員や行政職員が、助言を行ったり、要望として持ち帰られることもあります。例えば、一人暮らしの90歳の女性が、介護保険のサービスを利用したいと要望があるが、自立判定が出ているためサービスが利用できないケースがあるとの民生委員の発言に対して、近くにふれあいプラザがあり、毎週火木土の9時～16時まで開所しているので、是非利用してもらいたいと行政の方からの意見が出ることや、そのようなケースで地域包括支援センターの訪問が開始されることもありますし、小規模多機能の市町村独自加算を開始することで、小規模多機能以外の外部サービスが利用できなくなっている苦悩を行政職員に家族が話されることも見られます。

運営推進会議における直近の目的は、事業所内外におけるネットワークの構築にあります。そして、地域の中で生活課題を抱える利用者を支援するためにも、ネットワーク構築の成否は、我々の生命線です。是非とも、運営推進会議を外へのネットワーク作りの礎にしたいものです。

図1 地域の絆における 運営推進会議の構成



[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)

[<< 前へ](#)

[次へ >>](#)

Page 45 / 57

皆様、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

2010/01/04 12:00:00 [社会福祉](#)

「無関心」であることの罪



年始の自室大掃除の際、学生時代ジャーナリストに憧れて以来ためにため込んでいるスクラップファイルを整理していると、マザー＝テレサの訃報に関する記事が目にとまりました。マザー＝テレサには、数多くの名言が残されていると聞きますが、私の記憶に最も残っている言葉は、「愛の反対は憎しみではなく、無関心」というもの。この言葉はあんがい奥深く、G.ジンメル（100年前のドイツの社会学者）の言うところの「排除されていないものは包括されている」の意味と内容的に一致するものであると認識しております。

つまり、学校でいじめにあっている子どもと、いじめている子ども、両者を傍観している子どもの「3者」という捉え方はそこには無く、傍観している子ども（「排除されていないもの」）は、いじめている側に「包括されている」と捉えますので、両者を傍観している者は、いじめる側に加担していると捉えられます。これは社会学的には、常識的な見解であると私は認識しております。

つまり、大きな力と声を出すことのできる一部の人たちに対して、声を出さずに傍観しておっは、その声が普遍化してしまい、その結果、声の小さい・力のない少数の人々の声はかき消されてしまうということです。

その意味においても社会福祉従事者の使命は、声なき声・小さな声の代弁者として、普遍化されている大きな声に対し、異議申し立てをすることにあると認識しています。ただ無関心に傍観していることは、少数の小さな声を、無意識とは言え排他・排斥してしまう罪責を負いかねません。「無関心」であることは罪であることを、自身もここで、今一度再認識したいと思います。

——彼女（マザー＝テレサ）は訪日した際に、次のような言葉を残したという。「日本人は物質的には豊かです。しかし、弱い人や貧しい人に無関心です」（1997年9月14日毎日新聞「社説」より）。

[この記事にコメントする](#) [コメント\(0\)](#)